

## 平成25年第3回（3月）定例会一般質問議事録目次

### 【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
<a href="#">1</a>	7	船木 善司	1. 住民にますます信頼される町立病院であるために	2
<a href="#">2</a>	5	中谷 道文	1. 町の自然エネルギー活用対策と推進について 2. 町の主要道路の整備促進状況と将来構想について 3. TPP問題のゆくえは	18
<a href="#">3</a>	3	根橋 俊夫	1. 雪害対策の抜本的な見直しについて 2. 横川川、小野川からの農業用水の安定的取水について 3. 一般廃棄物中間処理施設の新設について	30
<a href="#">4</a>	1	永原 良子	1. 男性介護者への支援について 2. 地元分担金制度の見直しについて	48
<a href="#">5</a>	12	三堀 善業	1. 空き家対策について 2. 除雪対策について	59
<a href="#">6</a>	13	宇治 徳庚	1. 平成25年度町予算における公共事業の重要性と課題について	69
<a href="#">7</a>	9	成瀬恵津子	1. 給食の安全、食物アレルギー対策について 2. 通学路の整備計画について	83

### 【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
<a href="#">8</a>	6	熊谷 久司	1. 伊那富の住所名を各区名に 2. 春日街道先線の沿道について 3. 積雪時の国道153の渋滞について	98
<a href="#">9</a>	4	堀内 武男	1. 人口増加体制の強化推進について 2. コンビニにおける証明書交付事業の拡大計画は 3. 地域見守り事業のネットワーク化の考えは	114
<a href="#">10</a>	2	岩田 清	1. 環境問題について 2. 教育問題について	130
<a href="#">11</a>	11	宮下 敏夫	1. 任期最終年度を迎えての予算と取り組みについて 2. 国が求めている職員の退職手当及び給与の削減について 3. 児童減少に伴う町内4小学校の今後のあり方について	147

平成25年第3回辰野町議会定例会議録(7日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成25年3月11日 午前10時
3. 議員総数 13名
4. 出席議員数 13名

1番	永原良子	2番	岩田清
3番	根橋俊夫	4番	堀内武男
5番	中谷道文	6番	熊谷久司
7番	船木善司	8番	篠平良平
9番	成瀬恵津子	11番	宮下敏夫
12番	三堀善業	13番	宇治徳庚
14番	矢ヶ崎紀男		

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎克彦	副町長	林龍太郎
教育長	古村仁士	代表監査委員	小野眞一
総務課長	小沢辰一	まちづくり政策課長	一ノ瀬元広
住民税務課長	松井夕起子	保健福祉課長	野沢秀秋
産業振興課長	中村良治	建設水道課長	漆戸芳樹
水処理センター所長	一ノ瀬保弘	会計管理者	林康彦
教育次長	向山光	病院事務長	赤羽博
福寿苑事務長	宮原正尚	消防署長	林国久
両小野国保診療所 事務長	宮原修二	社会福祉協議会 事務局長	百瀬辰夫

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	飯澤誠
議会事務局庶務係長	赤羽裕治

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第11番	宮下敏夫
議席 第12番	三堀善業

## 8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さん、おはようございます。傍聴の皆さんには早朝から大変ありがとうございます。本日は東日本大震災の2周年追悼の日です。午後2時46分に一般質問中ではありますが、震災で犠牲になられた皆様方のご冥福をお祈りし一分間の黙祷を捧げますのでご協力のほど、よろしく願いいたします。定足数に達しておりますので、第3回定例会第7日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。6日、正午までに通告がありました一般質問通告者11人全員に対して質問を許可いたします。質問答弁を含めて、一人50分以内とし進行してまいります。また、町長等に反問を許可いたしますので、ご協力のほどお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。ただ今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1番	議席7番	船木	善司	議員
質問順位	2番	議席5番	中谷	道文	議員
質問順位	3番	議席3番	根橋	俊夫	議員
質問順位	4番	議席1番	永原	良子	議員
質問順位	5番	議席12番	三堀	善業	議員
質問順位	6番	議席13番	宇治	徳庚	議員
質問順位	7番	議席9番	成瀬	恵津子	議員
質問順位	8番	議席6番	熊谷	久司	議員
質問順位	9番	議席4番	堀内	武男	議員
質問順位	10番	議席2番	岩田	清	議員
質問順位	11番	議席11番	宮下	敏夫	議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席7番、船木善司議員。

**【質問順位1番、議席7番、船木 善司 議員】**

○船木（7番）

6年にして2回目のトップバッターを務めさせていただきます。住民にますます信頼される辰野病院にあるために、ということで質問をさせていただきます。新築

辰野病院が開院し早、半年が過ぎようとしております。先日私は3階病棟へ数日間入院し、病院スタッフの方々にお世話になりました。また今までに信大付属病院、相沢病院、それから波田総合病院へ入院し更に多くの病院で見たこと、感じたこと、またスタッフの方々から多くの声をお聞きし、それらを含め体験を基にここで質問をさせていただきます。まず最初は看護師の確保についてであります。慢性的な看護師不足が社会現象となっております今日、辰野病院の看護師募集の広告を時々目にしてきました。一方25年度は町長以下、関係職員の尽力により13名ほどの新規採用見込みとの話をお聞きし、非常に喜ばしいことと思っております。しかしながら看護師の労働負担はコンサルタントによる経営分析の中に、外来診療機能は満杯であり公的指標に比べて1.3倍ほどの大きな負荷となっているとあります。また、外来患者の中には必ずしも医師の診断を必要とせず、看護師などのサポートで十分なケースもあると言われております。一方、入院部門では「患者一人ひとりに適した看護に努め、病床利用率を更に上げたいものの日々最低限の業務をこなすのが精一杯である」との声。加えて患者の高齢化に伴い看護の必要度がますます増加しているということ。「更に今後2、3年のうちに定年を迎える看護師が多く、看護師不足に拍車がかかるのではないか」と不安視する声が聞かれます。ここでお尋ねをいたします。外来部門で何名の看護師が不足しているのか。また、入院部門では終始トントンと言われている病床利用率70%とした場合、何名必要であるかであります。更に今後数年間、社会的にも非常に厳しい看護需要と辰野病院では先ほども触れましたが2、3年のうちに多くの看護師の方々が退職を迎えることを踏まえ、どのような採用計画の下、具体的な看護師確保の取り組みについてであるかお尋ねをいたします。

○町 長

おはようございます。3月議会第1日目の一般質問でございます。傍聴の皆さんも早朝からお出かけいただきましてありがとうございます。それでは質問順位第1番の船木善司議員の質問に、お答えをしてみたいとこのように思います。まずは病院が新たに辰野病院も皆さんの結集できあがり半年を迎えていると。なおまた辰野病院へ入院され、ほかの病院の入院の経験もあり患者さんとしても、また議会人としてのいろんな見識の中での感じたご質問であろうと、こんなふうにおっしゃっておられましてそのとおりでございますので、逐次、今の医療体制、病院に

ついてお答えを申し上げていきたいこんなふうに思っております。看護師不足、医師不足はこれはもう慢性的になっておりまして、いまだ解消ができません。日本全国、特に地方がそうであります。特に長野県の場合は、長野県出身の医学部、例えば地元の信州大学医学部と仮定いたしますと合格者が約100名のうち7、8名しか合格できなかったと。田中知事の時に5名、村井知事の時に5名、いつも言っておりますが長野県枠を作って現在ではそれでも大変難しい難関でありますので100名のうち16、17名が長野県の指定が受かるようになりました。ポツポツと言いますか昨年あたりからもう卒業しております。したがって免許取ったあと研修は地元の卒業大学、信州大学でやるんだろーと思っておりまして個人の自由だということで、これに対して足かせをすることができない。憲法違反だ、いろいろなことがあります。枠を作ってその時の条件に入れておけば良かったものを、県も何をやっていることか、つくづく感じさせられます。しかし奨学金を貸与する制度が長野県がございましてそれでお貸しすると卒業してから9年間は地元で研修し、または勤めてくれとこんなようなことことはできるようでありまして、奨学金を貸した人に対してはそれができる。しかし貸していない人は自由であるということで実際には期待したほど、長野県内に残っておりません。ほかへ同じように特に大都会が多いんですけれども臨床研修に出ているとこういうことであります。将来は都会が一杯になったり、あるいはまた研修が終われば地元へということも長野県の人たちが受かっている、ほかの大学へ受かっている長野県の人たちもいますので、また長野県へ帰って来てくれるものと信じたり、またお願いをしたりして今進めているところであります。医師の問題は次の問題になるでしょうから、今、看護師の方の問題であります、やはり非常に勤務が大変だということで日本全体では外国人の看護師要請ということでこの6、7年前から取り組みましたが、なかなか言葉が難しい。そしてまた特に医療でありますから人命がかかっておりますので、一つ言葉を間違えただけで取り返しのつかないことになる。いろいろな問題がございましたし、また試験、勉強した後の試験。合格するかどうかの基準試験でも日本語で書かれたりいろいろしますので、注釈は付くでしょうけどもなかなかその言葉の問題のクリアできないということで、思うに進んでおりません。したがって日本の中で、また自分のお考えの中で看護師として勤めてみたい、こういう人を多くしていく必要があると。これは医療界だけでなく福祉に対しましても、福祉のところでも長野県の各施設もご

ざいますが、そこでも看護師を置く所という規定がありますが、そこも不足しているとこんなような状況であります。辰野病院もご他分に漏れずです。早くたくさん看護師ができてくれること。まずは正看にならずとも準看になって、そしてまたあと2年制の準看を正看にする木曾の病院でもう1年だけあるわけですが、これが廃止に長野県はしてしまいます。岡谷病院で手を挙げてそのあとの準看が正看になる、そういった2年制の養成所を作るようでありますので、それに対しましては研修病院として辰野町の辰野病院も手を挙げておりますので、研修する中で慣れた所へ全員とはこれも言えませんし、拘束はできませんけれども入っていただけるようにまた勧めていきたいとこんなふうに思います。いずれにしましても今の現状申し上げますと外来患者数に対しましては現在は看護師、辰野病院の場合に限りまして不足していないというような状況であります。数名が必要な科もありますし、特に外科、眼科の外来、外来に限っては看護師1名で良いということでございますが、しかし1名ですから今、事足りておりますけれども休んだり、あるいは研修に出したり、いろいろな事情で勤務に就けない日もあれば、そのバックアップ体制も取っておりますそれは順調に稼働をいたしております。問題は入院患者さんの病棟の方でございまして、2対1計算という形でやっておりますが病床数70%稼働の場合には35名の看護師配置ということになってまいります。現在ギリギリ看護師長を入れての35名であります。したがって看護師長も夜勤に入ったりローテーション、この三直の交代の中に入っておりますので、これは何とかしなければならないというふうなことで考えております。これもあの手この手ということで尽くしながらまだ進めていかなきゃなりませんし、また各高等学校の方へでもこれは即刻ではございませんけれどもお願いをして、また就職の先生等々に看護師という非常に聖職もあるということを生徒の皆さんに言い聞かせていただき、希望者はどうかそれにやっただくという形になるようお願いをしたいと思いますし、どこへ行ってもそうだと思いますが議員さんもお気づきだと思いますけれども、大分男子の看護師も増えてきております。女性ばかりの職場でなくて男子もできる職場でありますし、今段々その数も増えてきておりますのでどうか男女ともに、また受けて合格し地元の医療に尽くしていただきたいと、このように考えてるところであります。この4月ぐらいからは少し普段より多く看護師の確保ができそうでありまして、うまくいけば11、12名、13名ぐらいを目標として11、12名の確保ができるだろうとこ

んなふうになっているところであります。以上です。

○船木（7番）

ただ今、町長の話の中にですね看護師長も夜勤の勤務に入るほど厳しいという話がありました。私が入院してですね話を聞く中では多くの看護師の方々「せめて病床利用率を70%にまで上げないと」という非常に前向きな気持ちを大勢の方々、大勢の看護師の方々持っております。そこで35名ならば70名というところ、70%というところでありましてけれども、今、病床利用率を見ますと総体では65%くらい。亜急性期病床では50%くらい。それから一般病床では65%くらいかな、そんな数字だろうと思います。そこで亜急性期病床の利用率を70%まで上げるには、6名から7名の患者を確保すればというふうに思います。その患者の確保でありますけれども、伊那中央病院からですね、急性期から亜急性期へ移してもらうということ、これは先生方のご尽力、また看護師、専属の看護師を付けてですね辰野病院のベットコントロール、それから伊那中へ行っての営業活動、このへんをすればですね70%まで確保できるんじゃないかというふうに思います。辰野病院の場合は整形外科医が常勤でありますので、整形についての働きかけをすることが最もベターではないのかな。こんな気がしますけれどもいかがでしょうか。

○町長

基本的には前に申し上げましたが地域医療再生計画の下で上伊那の場合は伊那中央病院を急性期、特に第3次医療を全部ではないですが、まで取り組んでいただくという形でそのまま患者さんが治るまで伊那中央病院のベットを埋めておりますと今度、上伊那郡中から全部押しかけるということが考えられますので、ベットを塞いで次の急性期が入れない。したがって、もう急性期終わった状態、しかしまだ家にも帰れない。まだ加療が必要であるという場合は辰野と昭和伊南の病院がそれぞれ亜急性期、また民間の病院もそうですけれどもそちらの方へ移していただく。それは場所によって、患者さんの場所によってどこが都合が良いかいろいろあるわけでありましてけれども、そういうことが大事であります。このことに対しましては今、医師、看護師、あるいはほかのというふうなお話もございましたが、特に連携室を辰野病院も持っております伊那中も昭和伊南もありまして、その中で今受け入れるかどうか、整形はどうか外科はどうか内科はどうかと、こういうようなことをいたしておりますので、一応そのへんは順調稼働であります。さりとて看護師さ

んの許容範囲を超えてまで受け入れますと、これは重過労にもなりますし、また良い医療ができないという形になりますので、それを見計らいながら看護師さんの数、まあまあのところの中のパーセント、ベットを見ながらやっているということでございます。したがってそういった連携の中での辰野病院のあり方、看護師さんがもう少しあればもう少しお医者さんの方も受け入れても良いだろうということでもありますから、見い見入院患者さんを受け入れているとこんな状況が出てきております。そんなことでございますのでご理解をいただきたいと思っております。いずれにしても医師不足と看護師不足だけは日本中、大都会を除いて、あるいはまた九州って言いますか、どちらかと言うと近畿から九州にかけては比較的最近良いような傾向にあるようですが、相変わらず日本中の地方、特に東日本被災地等々不足が更にまた目立ってきている、こんな状況があるわけでありまして。やはり医療制度、医療体制の不備が大きく出てなかなか解消できない、こんな状態の中でありまして。事務長の方からお答えを更にしたしたいと思います。

#### ○辰野病院事務長

亜急性期病床の利用率ですけど、今、船木議員が言われましたとおりにから50%ぐらいの利用率です。この10月1日から旧病院の方では15床でやっていたものを新しい病院では30床ということで倍にしました。旧病院の方でしたら、15床中、6名7名8名ぐらいの病床利用率だったんですが、現在30床の中、15床近辺をいっております。最高で18名ぐらい入っておりますが、やはり看護師不足ということで受け入れの方がそれ以上できないという状況でなかなか30床に近づくことができません。これから看護師の方、新規採用もあります。常に、随時募集をしたりとか、あと人材バンク等に登録しまして、そちらの方から紹介していただいて正規職員を入れてく。そんなような取り組みを現在もやっていますが引き続きやっていきたいと思っております。その中でできれば看護師の方、現在、先ほど申しましたとおりに70%稼働率で35名ですが、できれば80%、90%、最終的には100%を。50名の病棟の方に看護師配置するような体制を取らなければならないと思っております。以上です。

#### ○船木（7番）

併せてですね、看護師の数には本当に深いかかわりのあるのが、看護師の施設基準であります。辰野病院では現在10対1。これをですね多くの病院で取り入れられているように7対1にすることで入院単価が上がり、経営面にも寄与できるだろうと思

ます。ただし、看護師数は10対1に比較し1.2倍が必要だと言われております。7対1に変更することは単に看護師の増員のみで片付くわけではないことは承知しておりますけれどもいずれ、7対1の体制を考えて看護師確保に努めなければならないと思いますけれども、そのへんに向けての計画的なものはおありかどうか、お尋ねします。

○町長

細部にいたりましては事務長からお答え申し上げますが、いずれにしましてもその理想論はよく分かっております。そのとおりに向けていきたいと、そういふうを考え、また方向は舵取りの方向はそのように定めるように指示をいたしております。しかし弾がないと、集まらない。いくらこう鉄砲用意しましても弾がなければ打たないということですので、弾ってという言い方は失礼か良いかよく分かりませんが、卑近な例で言うとそういうことになってまいります。したがってできるだけ看護師を確保すること。また来たら大事に育てて、仲間入りをしっかりしてもらおうこと。来た看護婦、いやになって辞めてってしまうことだっどこの病院だっど体質が合わないとかいろいろあるわけですので、そういった全体的な受け入れ態勢、また指導体制、また仲間態勢、そしてまたそれぞれの持っているモチベーションを上げて前進する病院、こんな中での受け入れを考えていきたいと思っております。細かくは事務長からお答えいたします。

○辰野病院事務長

看護体制につきましては今、船木議員の言われましたとおり現在、辰野病院では10対1看護体制を取っております。やはり7対1と10対1の違いというのは、1つは一般病棟の入院基本料、こちら7対1でしたら日に1,566点。10対1でしたら1,311点と255点の違いがあります。これにつきまして収入の大幅な増ってということになってきます。一番大事なのはやはり患者様と看護師の接する時間の関係が出てくると思います。やはり多くの時間を接するためには受け持ちの患者数を少なくするというのがやっぱり大事ではないかと思っております。病院としてやはり一番大切なのは患者様と接して、環境の良い療養生活を送っていただくことだと思っております。将来的には7対1っていうことを、ここずっと考えているんですが、やはり町長が言いますとおり看護師不足ということではなかなかまず、病床利用率、現在の病床利用率を上げること。それができたら7対1にあって、今度経営の方を考えていく。そ

んな順番だと思っております。以上です。

○船木（7番）

看護師の確保とともにですね、これこそ重要なことは看護師の処遇、研修についてであります。昨年11月のアンケート調査によれば看護師の態度、身だしなみは80%以上の高い満足度の回答が得られ、従来不評でありました対応ぶりも改善されてきたことは喜ばしいことでもあります。この高い満足度を更に引き上げることが病院に求められる課題であり、この取り組みの成果がひいては経営改善に資するところであると思っております。しかし一方、ほんの一部の職員に「患者、家族への対応が看てあげていると感じるような上から目線の方がいる」ということを入院患者の声の中に、また町民の方の声であります。ほんの一部の職員の対応の悪さが全体の印象を悪くしている点は非常に残念なことでもあります。辰野病院には新年度から準看護学生の実習病院として指定されることを聞いております。間接的でしょうが学生を通じてその成果が大いに期待される場所でもあります。加えてよその病院からの派遣受け入れ、またはよその病院への派遣研修、これらはいかがでしょうか。よその病院の空気を肌で感じることは大きな刺激になり、非常に大きな成果が得られるだろうと思っております。ここでお尋ねしますが、今までの研修で初期の目的とした成果が得られているのかどうなのか。併せて今後どのような看護師教育、研修を計画されているのかお尋ねします。

○町長

過去、派遣、あるいはまたお互いに交換実習ってなことは両小野国保病院39床あった時、両小野の病院がですね、その時の状態で数名を交代して研修したことはあります。ただ、そのまま研修しているうちにそっちが良くなって行っちゃっても困るし、また逆にこっちが良くて来てくれれば良いんですけども、なかなかそれが思うに任せないところもありますが、しかし一定の期間、はっきり目的と認識した上でそういったことも今後は考えていかなければならない。両小野ばかりっていうんでなくてほかの病院、あるいは診療所等々へもお互いに広く勉強し、雰囲気を含んでもらうことも大事かと思っております。さりとてほかの病院が行って見たら余計悪くなったということだってあるわけでありまして、よく見ながら全部を100%良いということは患者さんによって全部、アンケートなんかやってみますと大まかには掴めますけれども、こんな良い病院、非常に不満で帰って来た患者さんもいるよ

うですし、その逆もあるようであります。看護師の対応というふうなこともございましたが、上から目線は確かに良くありません。ただ、医療で看護師は面倒みるだけでなく、与えられた医療的な問題で患者さんを医療の医師の命令によって一つの基準に合わせて執行していく、この義務もあるわけでありますから。あまり言っ  
て聞かない場合にはすごく強く言うこともあります。またそれが患者さんのためである。そのただ、ただ気持ち良くだけやってまして医療が進まない、あるいは少し滞ることがある。患者さんによっては自分で飲める人は薬を飲まなきゃならない。それを少しとばしてしまう癖がある。それに対してできるだけ指導をしていますけれども、少しはきつく言わなければならん時も中には出てくる。患者さんの方も病院生活は慣れていない人も多いわけでありまして、また議員さんのようにあちらこちらで経験されているいろんなことを分かっている方もいらっしゃいます。さまざまありますので対応、対応ということです。1つワンパターンで上から目線であったかどうかということ、これは気をつけなきゃなりませんけれども、その場合その場合によって若干違ってきますのでそういった苦情等々あった時によく調べてみるとさまざまな現象が含まれている。こんなことも理解しながら指導しなければならぬ、こんなふうに思います。なお研修にあたりましては今まではもう旧病院の頃ずっとでありますけれどもしばらくの間、看護師不足、看護師不足で研修をしている時間もない。研修していると交代要員もないというようなことで一応研修制度もあったわけですが、全員が、もっとも一気に1日じゃなくて交代交代で行けるように研修は取り組まれておりますけれども、県の方の研修等々いろいろあるわけですが、代表で行くとか各科の代表が行くとかこんなことありましたが、今後は全員が必ず交代交代の中で研修受けれる、こんな体制を取るように病院の方で組んでもらうように支持してありますので、そのようにしていただきたい。これは新たに医療が変わっていく場合もありますし、その研修を頭に入れていないといけませんし。あるいはまたよその病院の雰囲気、そしてまた現在のあちらこちらでの医療の進み具合、全部吸収、一気には無理ですが毎年毎年何回か繰り返しているうちに上がってくるものでありますのでそれを取り入れていきたいと、こんなふうにも考えてるところであります。もちろん新人が入れば新人教育の研修も今、入ってもらった病院でやる場合と外へ出してやる場合と、これを極力進めるとこういうことでもあります。また師長会で開発プログラムを24年度に作ってきておりますので、25年度からは能

力開発プログラムに沿って院内でもそのことを進め、少しでも質を上げていくと。人間ていうのはこれで良いと思っていれば大体質は下がるものであります。常に上に向けて考えて自分でもその気になって、またそういう雰囲気が出てくると少しずつでも能力は上がるはずです。また受け入れも先ほどのような看護師側に問題のあるような問題は減っていくはずです。そういったことについて極力取り組むということであります。そんなことでもありますので、また事務長の方からもそれにつきましてもお答え申し上げますがご理解をいただきたいと思えます。

#### ○辰野病院事務長

それでは看護師が外来に来られた患者様とか入院の患者様からいろいろな目でお叱りを受けることはまだまだございます。その中でやはり、通常の接遇研修ではなく、やはりいろんな研修に参加させていって個人の皆さんに頑張っていたかなくしゃいけないと思っております。やはり一番大事なのは自分がどのように仕事をしているか。そのへんを自分で見つめ直す。そのようなことがあります。これにつきましては役場の方でも人事評価の能力評価っていうことをやっております、病院につきましても来年度、その人事評価の能力評価を役場総務課と一緒に作っていきたいと思っております。そうしますと、その自分がどこが足りないか、そのへんを見つめ直して、また仕事の方に励んでいただく。その繰り返しで一人ひとりの質を高めていきたいと思っております。あと、実務的な評価につきましては先ほど町長が申しました能力開発プログラムっていうものがございます。これにつきましては世間で言います「クリニカルラダー」というものでありまして5年間段階に一つひとつずつクリアしながらステップアップしながら自分の技術ですね、実践能力、そのへんを高めていくっていう開発プログラムなんです、これを師長会の方で作成しまして25年度から取り組んでいきたいと思えます。本当でしたらもうちょっと早く取り組みたいんですが、やはり今の今までの状況でいきますとなかなかできなかったわけでありまして。新しい病院になりまして少しでも質を良くするために今後努力していきたいと思っております。以上です。

#### ○船木（7番）

教育体制のない所に若手は勤めたくないという社会通念の基本があるそうです。教育体制、それから指導体制、これからもっと積極的にこの体制に取り組んでいく必要があろうかと思えます。引き続いて処遇についてであります各種助成制度、

報償制度、待遇改善の見直しが職員のモチベーションを高め更なる向上心に繋がることは当然であります。例えば、看護ケアの認定、感染管理などの研修終了者への報償等、そして昇格に対する昇給等であります。伊那市、岡谷市の給与体系での看護師と辰野病院の看護師の給与格差はこれはいたしかたないと思いますが、なんらかの手立てが必要と考えます。今議会初日、条例の一部改正により夜間手当の見直しがなされた点は一步前進だと思います。辰野町は他市町村と比較してもそんな特色のある処遇措置を設けることはいかがでしょうか。ここで伺いますが医療技術の進歩、また高齢化社会とともに看護師の使命はますます大きくなっており、ますます今日、看護師のモチベーションを高め、更に質の高い看護にするためにはどのような見解をお持ちかお尋ねいたします。

○町 長

病院の給与形態につきましては、そんなにあちらこちらの公共病院、公立病院は違わないものですが、ただ一般の職員と同じように市の段階、県の段階、そしてまた市町、町村の段階では給与表等々の適用が若干違いありまして、その基準に合わせておりますので、少しの差があることは事実であります。しかし今議員ご指摘のようにいろんな資格等取った状態の中で、お金ばかりでなくてもそのやはり差別化、あるいはまた報償の中でも一時金、あるいは給与の方に跳ね返らせることが良いかどうかちょっとまだ検討してみなきゃ分かりませんがそんなようなことも考えていきたい、こんなように思います。事務長の方からお答えいたします。

○辰野病院事務長

現在、先ほど言いました認定者ですね、いろんな看護ケアとか感染管理の研修に出まして修了者につきまして病院の方でも勤務しております。今町長が言われたとおり、現在では特別にそれに対します報償制度とか手当等はありません。一応病院の方でも先ほど言いました、その手当の分の見直しっていうのを始めております。このへんをする中でなんらかのことを考えていかなきゃいけないかと思っております。看護師の定着問題もありますので、病院にいていただくためにほかの病院と違う、そのようなことを特色のあるものができていけば良いかなと思っておりますが、まだ現段階の方ではちょっとできておりません。やはり、一番モチベーションを高めるのは何かって言いますと、やはり自分の仕事の満足度っていうか、それが一番だと思います。まだまだちょっとうちの方は足りないんですけども自己申告によりま

してやりたいこととか、働きたいことがありましたらそういうものを申告していただいて適材な配置転換等していかなくちゃいけないと思っております。看護師に対してですが25年度に職員の満足度調査を実施する予定になっております。その実施する中でやはり現在の実態というものを把握しながら処遇等考えていきたいと思っております。以上です。

○船木（7番）

近隣の病院では採用にあたってですね何がしかの支度金を出しているとも聞いております。いろんな資格等の取得が看護師のモチベーションを高めるのに非常に効果があるというふうにも聞いております。このモチベーションを高めるため自発的に資格を取ること。これらに対する処遇が一番効果があるのではないかというふうに思います。それでは次は医師の確保についてであります。医師確保についてはこれこそ日本全体の社会問題であり、今まで多くの関係者の血のにじむご尽力にもかかわらず思うような成果が得られないことを考えれば、私がここでいろいろ言えるものではありませんので、1点だけお尋ねをいたします。辰野病院におけるコンサルタントの経営分析でも医師一人当たりの患者数は公的指標の2倍強という過酷な勤務実態が報告されております。この過酷な勤務実態を解消するためには医師の増員が必須であります。公的病院で医師を確保するためには給与面の処遇が大きな要素だと言われております。松本平の公的病院では人事院勧告プラスアルファで確保に努めているということも聞いております。ここでお尋ねします。辰野病院での医師確保については町として可能な限り手厚い処遇をしてでも医師確保に努める気持ちがあると思いますけれども、この点はいかがでしょうか。更に過酷過ぎる医師の勤務に対しては応分の処遇がなされているだろうとも思いますが、どうでしょうか。加えて医師を温かく受け入れる風土が辰野町にはできあがっているかどうか。これらはいずれも医師確保の大きな要素と考えますので、この点についての見解をお尋ねします。

○町 長

次は医師問題、先ほどもちょっと触れましたけれども大きく医師不足であります。これに対応するように辰野町もあの手この手、公的あるいは私的、いろんな所で情報を張ってお医者さんに来ていただくように考えているわけであります。今後辰野病院の医師数の推移はいつも申し上げているとおり、増える増える増えるではない。

減ったり増えたりだと。しかし曲線に表すと段々逐次増えていく、そういう方向を取るというふうに言っておりますので、そのへんもご理解いただきたいと思っております。まず、風土的にお医者さんに対しての温かく迎え入れる姿勢があるかどうかというようなことでもありますから、行政も住民の皆さんも、そしてまた病院の受け入れ側もというふうなことが風土になってくるだろうと思っておりますが、その中で1点、住民の皆さん方は日ごろ医師不足ということをあまりこの病院にかかったり、病気にならない方は感じておりません。したがって「入った、あ、そう」「出た、ああダメじゃないか」ってこれだけのことであります。で「もっと入れろ」「給料が安いんじゃないか」いろんなことを言っておりますけれども、もう少し認識をしっかり持って不足の中で非常に大変な中で、お医者さんが来てくれたんだ、また診てくれているんだというような感謝の念を風土的に基盤に持ってないとやはりお医者さんの方もせっかく来てやりきれない。こんな形になるのではないのでしょうか。離島等に診療所があつて、そこはもうはっきり如実にみんな分かってますから、一人のお医者さんが来ていただいている。昔の赤ひげ先生のような方いると良いんですけども、でも派遣でそちらに回って来る方もいます。そうするとみんなで島中で歓迎してお迎えする。そして今度また交代で行かれる時はみんなが船着場まで送って見えなくなるまで手を振ってる。こんなような感じは各地方本当はどこにもあるはずですが、それが一人の診療所の先生だからはっきり分かりやすいんですけども、総合病院的なことをやってる中でも、そういった総体的な掴み方がないと、ダメダメだとか批判しているだけではお医者さんもなかなか来てくれないと、こういうことでもあります。あの手この手をあちらこちら八方へ尽くしまして、できるだけまたお医者さんに大勢来てもらうように考えております。なお、処遇につきましてはやはり拘束手当とかですね、研修手当でいろんなことを人事院勧告に基づいてやっているわけでありまして。ただ私の経験ですと、じゃお給料を2割上げるから3割上げるから来てくれって言って、来る医者もうほとんどありません。お医者さんの方はお金だけの問題ではないし、お金もちろん、ついでに付いてくる問題。来る、来ないの判断の第1位ではありません。それほど医師の給料等も一応類似してきております。しかし、さきほど言ったように若干の違いはどこでもあるわけでありまして。これまた、しっかり出せるような辰野病院になるように住民が歓迎し、そしてまた潤沢に回るようになり、そして私としてはいっぱいいっぱい出させ

ていただいております。そして良い医療を進めてもらう。そういった方向性の中  
にいることは事実であります。現実のやはりお金が不足すればどうすれば良いのか  
と、いろんなことをまた考えられますので、みんなで頑張ってまだ、お医者さんが  
増えれば増えるほど、今のとこです、そうやって極端に100人もいりやどうかと  
いえば患者さんがいないですから、これは大赤字になります。ある一定の前の6、7  
年前の辰野病院ぐらいの医師数があるとそこまでは医師が増えれば、増えるだけ  
やはり医療収入も増えてきますので、当然プラスになっていく方向にあります。そん  
なことを意識しながら進めてまいりますし、お医者さんたちともまた相談しながら、  
またお話をしてみたいとこんなふうに思うところであります。

○船木（7番）

医師に対する温かなこの意識の高揚、それから風土の情勢ということについてで  
すね、ちょっと触れてみたいと思いますけれども先日、辰野病院の講堂で高齢者の  
健康と題しての講座が「非常に良かった」という声があちらこちらから聞かれまし  
た。それは、医師と町民の距離が近くなり信頼と親近感が生まれあの先生なら診て  
もらおうという気持ちが生まれたということを大勢の方々からお聞きしました。町  
長のリーダーシップの下、病院を活用した健康講座の積極的な実施などは医師に対  
する温かな意識の高揚、医師を大切に作る風土が醸成され、ひいては医師確保、経  
営改善に繋がると思いますけれども、このような具体的な取り組みはいかがでしょ  
うか。

○町 長

たいへん良いことだと思います。できるだけ取り入れていきたいと思ひます。病  
院の都合もありますので事務長の方からお答えを申し上げます。

○辰野病院事務長

先ほど船木議員から言われました公民館講座の一環の中で辰野病院を利用して  
いただきまして、院長と漆原医師の方の講演を行った中で、皆さんからお褒めの言葉  
いただいたこと本当にうれしいことだと思います。やはり病院としましては開かれ  
た病院ていうのが必要となってくると思ひます。例えば病院に接していただくとか  
今言われました医師の方からいろんな自分の得意分野の話を聞くとか、そういうこ  
とが必要となってくる中で見本としましてはやはり来年度、25年度ですが春先から  
夏にかけて、病院の病院祭ていうものをしていきたいと思ひてます。昔

やった経過あるんですが、ここずっとやってなかったものですから病院祭をボランティアきずなの方のご協力をいただく中でやっていき、普段できないような例えば手術室の見学とか血圧測定、これはよくやっていることなんですけれども、例えば自分が医師になったり看護師になったり、そのような取り組みとか、また先ほど出ましたいろんな専門分野、技師とか医師の話聞く。そのような取り組みをちょっと考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○船木（7番）

いろんな、取り組みをしですね病院が本当に町民のものであるというふうに努めていくことが大事なことかというふうに思います。次は電子カルテ化と信州メディカルネットへの加入についてであります。これは今までも多くのところで話が出ておる件でありますけれども、辰野病院は電子カルテ化の前段ともいえるオーダーリングシステム、これがグレードアップされ整いつつあるところでありますけれども、今あちらこちら多くの病院では電子カルテ化が進みですね、合わせて信州メディカルネットに接続を加入をしつつある状況です。このようなメディカルネットに加入することによってカルテの分散、これにより患者のカルテの確保、質の高い診療というものに繋がっていくわけであります。信頼がますます高まり更に愛される辰野病院になるためには電子カルテ化、それから信州メディカルネットへの加入が必要だろうというふうに思います。単に電子カルテ化ということになれば医師の負担は更に増えてくるわけで、無謀な話というわけにはいきませんので、クラーク、すなわち医師の補助者を付けての電子カルテ化、これが必要だろうといふふうに思います。町長は信州メディカルネットへの加入、電子化この重要性というのは十分に認識しておるでしょう。これからの計画等について伺いたいと思います。

○議 長

船木議員、質問等があと3分を切りました。質問答弁とも簡潔にお願いいたします。

○町 長

次は今ご指摘のようにコンピューター使いまして、全部ネット化していくということで、上伊那独自で実はこのメディカルネットをやろうというふうに進んだこともあるんですけれども、実際には今、議員ご指摘のとおり信州メディカルネットができましたので、上伊那もそちらの方へ全体的に特に辰野の場合は上伊那ばかり

じゃありませんし、連携しているのは諏訪も塩尻、松本もありますので、もちろん上伊那もありますからその方が良いだろうという方向には今進んでおります。

ちょっと早口で言わしていただきます。オーダーリングシステムはお医者さんやまた看護師ほか職員、またスタッフの協力を得まして非常にバージョンアップされたものが現在できております。それでメディカルネットの方へ接続ということは、そんなに今度はお金をかけなんでもできる段階にもう既になってきております。そして一人の患者さんにつきまして、どこの病院に行っても繋げばすぐにそこでいろいろないちいち患者さんが持っていかなんでも、紹介状ぐらいは持っていきますけれども、そういったものの書類があるいは検査の最近の、卑近な検査結果、写真等も全部そこへ出るだろうとこんなふうに思います。しかしこれ一応ポイントだけ掴んでおかなきゃいけません、あくまで個人情報ですので患者さんの了承が得られた場合ということになっております。患者さんが拘って「ノー」と言えばそれはできません。それで辰野病院の場合は、これやるにいたしましても現在は見るだけと言いますか、変な言い方ですけどもこちらの方から発信はまだできませんが、閲覧はできる。他病院で加盟してそういった人の資料がある場合は、こちらで見ることができる。しかしこちらから発信する段階におきましては、今議員もご指摘のとおり、カルテ電子化してお医者さんの方でこのカルテがドンドンドンドン、電子で打たなければならない。よくこういうことを言いますね。電子化された外来の先生方、共通にあまり患者さんの顔を見ない。キイをパンと叩きながら、「良い顔色しているね」って顔色見てないで言ってるっていうような笑い話もあるぐらい、忙しいんですね。それからあまり電子カルテだかにしていきますとパターンがありますから、その中から掴むんですけども本当のニュアンスの入ったパターンができてこない。というようなこともあります。それでクラークということで、補助者を置いてということがありますが、なかなかそれが意思が伝わらない。医師が意思が伝わらないとこういうことではありますが、非常に問題点もあります。ですからこれは私どもがやれていくことの方向性は出しますが、あくまでお医者さん次第です。お医者さんがどのように考えるか。ということでありますから病院の中で、実際にやっていたくお医者さん自体の考え方。また得意な方も不得意な方もあるのかと思います。不得意だからだめじゃない。非常に名医だって電子カルテが不得意な方が中にはいます。同時にまたクラークを付けるのを1日にあまり患者さんがいない分野でク

ラーク付けてみても、ただ遊んでいるだけとこういうふうなことになると思います。なんか兼務だとかいろんな方法が考えられれば良いですが、今度多い方は一人のクラスで足りるかどうかとこんなこともありましたり、なかなかパターンで一つの病院やっければいつも同じように患者さんが同数だけ来るって限ったことじゃありませんので、また時期になればざあっとインフルエンザ等などでぐうっと増えちゃいますし、そのへんの波も見ながら平均を取っていく、非常に難しいことですがよくお医者さんと相談しながら、しかし時代の方向はそうなっておりますので、まずは読み取るだけはできます。こちらからの発信につきましても、また今後は研究課題でまずお医者さんの意思次第ということでお医者さんにも話をしてみたいと思います。以上であります。

○議長

船木議員、規定の質問時間を終了してます。質問を終了してください。

○船木（7番）

何項目か残しておりますけれども、時間になりましたので、また別途質問させていただくこととして今回はこれで、私の質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位2番、議席5番、中谷道文議員。

**【質問順位2番、議席5番、中谷 道文 議員】**

○中谷（5番）

私は今回事前に通告してあります、町の当面している課題や話題について質問をいたします。1点目として自然エネルギーの活用対策と推進について。2番目に主要道路の整備と将来の構想について。3番目にTPP環太平洋連携協定の参加交渉の行方について質問させていただきます。まず1点目の質問の自然エネルギーの活用対策と推進について町長のお考えを質問させていただきます。日本の30%を占めるといわれる原子力発電が東日本大震災を契機に安全性の課題が大きく問われております。また、地球温暖化の要因の一つに化石燃料による発電も大きな原因として掲げられております。また中国のPM2.5もまさに大気汚染の最たるものと考えておる次第であります。そこで質問であります、町長は自然エネルギーの活用についてどのような取り組みやお考えをお持ちであるか質問します。なお、併せて太陽光発電に関する24年度の実績と25年度の予算付けや方針等についても併せて質問さ

せていただきます。

○町 長

それでは質問順位第2番の中谷道文議員の質問にお答え申し上げます。ちょっとゆっくり話してますと、先ほどのように詰まっちゃう可能性がありますので、少し早口になりますがお聞き取りにくかったら、そこを再質問してください。たくさん膨大に皆さん方しっかり勉強されてますので多いじゃないかなと思いますが、それではできるだけ時間内に答えるように努力はしていきます。自然エネルギーであります。ここで東北の福島原発、あれが完全に停止するまで40年かかるそうですし、とても大変なことであります。ですから一番良いのはエコエネルギーであると。このことは私どもも認識は同じであります。したがって、何とか良い開発を今現在は手軽に完璧じゃありませんけれども太陽エネルギー等が安全で、また各セパレート的に各お家でやって一部その電気の使用ができると。完璧に全部っていうだけの発電をする力はないんですけれども、ということであります。今までどうかということではありますが、辰野町も太陽光システムに対しましては補助金を出して、各家に推奨をいたしております。平成21年度からやってきておまして24年度、まだもうちょっと進みますけれども現在、予算額は1,800万円でしたけれども実際には補正予算を使いまして、議会の皆さん方の了承を得て2,926万円。ですから約3,000万円近い補助金を出して効果を出させていただいております。その中でまたこれ詳しく何件、何件ということは申しませんが、合計出力数は718キロワットぐらいが出て来ているということでもあります。辰野町にパネル数が合計補助金を出したことで見てまいりますと5,109枚ぐらいが公共、民間、あるいは各個人の住宅で付いていることになってまいります。こういったことでできるだけエコで節約できたり、小さく発電して済む所はそういうふうにしなごら全体を量を下げていかなきゃならない、こういうことでもありますので私の考えとしてはそういうことを進めていきたいとこういふ、以上であります。

○中谷（5番）

ただ今、町長さんからご回答いただいたとおり辰野町は太陽光発電の推進については比較的早く取り組みされ、成果も上がり毎年追加補正を組み対応するなど、大変ありがたい実態と高く評価をしているところでございます。今後引き続き推進、強化をお願いをいたしまして、次の質問に移ります。自然エネルギーの第2番目の

質問でありますけど、私は水力発電の取り組みについて少し検討してみたい、こんなに考えておるものでございますので提案をいたしたいと思えます。水力発電の取り組みについては、当町としてはこれからだと思えますが国において売電の事業方式が設定され、各地で水力発電や小規模発電について取り組みや研究が各地で盛んに行われるようになってきております。私も個人的に興味がありましたので各所を回り調査というほどではないですが、回って来ました。辰野町には幸い、沢が多く水量も多く落差の取れる発電に向く場所が何箇所もあることが分かりました。近く専門家に相談して実現、可能性等についてもお聞きをしたいなどこのように思っているところでございます。今、国を挙げて電力確保に向けて国策として推進している時期であり、大いに研究していく価値があると判断をしております。事業化に向けては採算性や法的や社会的課題や地域の理解、技術的な課題、資金的な課題も多く専門家の皆さんを交えた研究組織で調査、研究が必要と考えられます。幸いに町には辰野町のエジソン、かの有名な発明王のことではありますが辰野町のエジソンと呼ばれている小水力発電の第一人者がおります。ぜひ加わっていただき研究会等を立ち上げ検討していったらどうかと思えますが、町長の考えや町に立ち上げのための尽力をお願いする等、そんなことができますかどうか質問をいたします。

○町 長

小水力は辰野のエジソンですかね、いらっしゃってお願いをいたしましてほたる童謡公園にも今、造らせていただいております。あくまでこれは町のシンボルと。これから小水力、あるいはまたエコ発電をしていく、そのための一つの模様でありまして、あれだけ回しましてもあの方の場合は普通の考えられる発電機よりも非常に抵抗を少なく同じ水力だったら余分に発電ができるように工夫されて非常にそのへんがエジソンのだなと思うんですけども、立派なものであります。しかしその水力っていうのは水の持っているエネルギーが電力に変わるだけであり、摩擦を引いて、だけですのでそのトイレとかその照明とかそのぐらいの発電だろうと思えます。しかしそれもシンボルにして大きく皆の考え方をそちらの方へ向ける、またもっと良い発電ができないか、小水力以外にも、また安全なエネルギーはないか、エコのエネルギーはないか模索していくための一つの指針であるこんなふうを考えております。何か良い提案があればいただきたいと思えますが、よろしくお願ひします。先ほど、来年度って言いますか25年度につきましてどのように方向の

予算をとということでございますので昨年同様の予算を計上させていただきたいと、このように思っております。これは太陽光発電の補助金のことです。

○中谷（5番）

前向きに取り組んでいただけるとの答弁と受け取りまして、一言申し上げたいと思いますけれども将来実現の際には、辰野町に町営発電所や区営発電所、また個人の発電所が誕生し町の活性化や企業の発展に大いに寄与、貢献できる仕事で大変夢のある事業ではないかと考えております。今、お話のようにぜひ検討をお願いし、またその場面での研究を深めることを一緒になってお願いしたいと、こんなことを提案して水力発電については終わります。

続きまして、大きな項目の2番目の質問事項の道路問題であります。後段の質問者と重複する場所は簡便な説明で結構でありますので、申し添えます。町の主要道路の整備状況と将来、私の夢を含めて順次質問をさせていただきますので、よろしく申し上げます。町は一大居住拠点都市構想を旗印として安全安心なまちづくりを目指し、大変努力され福祉の町、企業の町、観光の町を目指して協力に推進され、大きな成果を上げ、最近では安心安全なまちづくりの一環として辰野病院の新築移転を実現され、伊那谷の北の玄関口の辰野町を不動の地位に築かれた点を高く評価しているものであります。私は今回の質問にあたり病院の次の課題は道路問題の整備だと思えてなりません。道路については少し遅れてしまったのかなど。こんな危惧しているところであります。町の地形的実態から新路線の確保や計画にあたって最終的に地権者の同意が取り付けられるようになったことや、財政的課題、国や県の考えもあり、実現できなかったこと等については、また遅れている点については理解しているものであります。次期辰野町のテーマとして道路整備の推進とその対応が最重要課題と私は捉えて、ここに町民の声として強くスポットを当てて取り組んでもらうことを提案をいたします。質問に入ります。道路問題5項目上げてありますが、現在進行中の1つは国道153号と東県道伊那停車場線の整備状況と見通し。2つ目は与地辰野線の先線と春日街道の先線についてどのようなお考えを持っておられるか。また3番目には少し夢のような話も入ってきますが、153号線のバイパス等新しいルートは検討されているのか、以上3点を質問させていただきます。まず整備進行中の課題といたしまして、135号と県道伊那辰野停車場線の工事状況についてお尋ねします。153号線については羽場地籍を中心に工事も始まり関係地区

促進協も発足し、進行中と思いますが辰野地区全線整備はどのくらいの今後期間がかかるか完成予定等をお聞きします。それから県道伊那辰野線、停車場線については平出地区を中心に整備中ではありますが、辰野地区全線の整備はいつ頃とお考えになられているか、以上2路線の完成予想と、何か早期実現に向けて大きな課題等があるのかどうか併せて質問させていただきます。

○町 長

次の質問でございますが、道路問題であります。辰野町が少し遅れたんではないかというようなことで、遅れた事情もお分かりということであります。一番大きくは財政とか地権者の話とかそういうこともありますけれども、この非常に狭隘な所であるということですね。谷の始まる所である。しかもその狭隘さが岡谷へ抜ける狭さ、それから塩尻に抜ける狭さ、そこにありまして山と山の間がアルプスとアルプスの間が非常に狭い所である。そこへバイパスやるにしても、非常に土地を潰していかなきゃいけない。しかもその中を大きな川が小野川、天竜川、横川川、更にまたそこに、これは良いことですがいつも言ってますとおり鉄道がこう3方に入ってきておりまして、その間を縫っていくわけですからとても大変なことであります。過去にもいろんなことがありまして、賛成反対のいろんなことがありました。しかしそういう所で非常に道路を新たに設置するには難しい所ではありますが、めげず今取り組んでおりますので、応援をお願い申し上げたいと思います。道路問題、車時代でありますし車も増えておりますので、これにドンドンと果敢に急速にスピードを上げて実行をしていきたいとこんなふうに思っております。153号線につきましては今現在、上伊那挙げてでもありますし、辰野の分もそうではありますが谷の始まる所、ここの153号線も国の直轄にならないかどうか、これを今国にお願いをいたしております。民主党政権の時もお願いをいたしました。今度の自民政権の方にもお願いをしていきたいと思っております。県知事もその気になっていただいております一緒に、またこの直轄管理、要するに国の100%事業でやっていただける、国は2桁道路までぐらいしか直轄で全額出してやらないんですね。1号線から99号線まで。辰野の場合は3桁道路で153号線でありますから県が半分、国が半分とこういうことであります。県の予算の方も限られておりますので、直轄にすれば国がやっていただけるということでもありますので、そんなことをまた進めてドンドン取り組んでいるところであります。現在、153号線ご覧のとおりもう着工い

たしました。全線に向けて早くしていきたいとこんなふうなことであります。春日街道につきましても先線、ドンドン今調査が終わったところでありますので次の測量に入ったりして地権者と話たりと進めているところであります。竜東線の方のお話がありました。これも今、平出下町の歩道、現代企画に合ったものを段々今進めておりまして目に見えてきております。これは25年度には計画延長が520メートル完了の予定であります。その次に対しましては、この竜東線につきましては樋口の矢の坂の歩道の設置、これ学校を通る通学路でもありますので、ぐうーっと回って道があるんですが、人間の心理で回ることをしなんでどうしても危ない所を真っ直ぐ通ってしまう。これも測量に入ってまいります。また平出のこの上町の方。上平出の方に抜けるあの清水橋の平行線の所、平出橋ですね、あそこらへんまであれからも少し出るまで、何とか拡幅着工したいということで測量にもう既に入っております。延長270メートル現在あるところであります。また竜東線全般、前にも質問がありました。音の問題いろいろございますので舗装の補修工事を平出、赤羽、樋口3区でかかっていくわけでありましたが、これは簡単に単年度で終わりというわけにもいきません。こんな状態で現在進んでおりますので、今質問内容に対しまして細部にわたる部分に関しまして簡単に建設水道課長の方からお答えをいたします。

#### ○建設水道課長

それでは議員さんにお答えさせていただきます。先ほど申し上げました町長の答弁のありました指定区間の直轄管理でございます。この県内におきましては144キロメートルが153号線の現在、長野県に関わるものでございます。その内、国土交通省で現在管理している区間につきましては指定区間ということで51キロメートル根羽村から飯田市でございます。長野県で管理している区間につきましては飯田市から塩尻市の93キロメートル、この間につきまして指定区間の編入を要望しているということでございます。それから、町内の153号線の整備状況につきましてはご存知のように羽北地区のワークショップを行い、羽場の交差点、また今年度から春日街道の先線という形の中において詳細設計に地権者の理解をいただきまして進めさせていただいております。それから、153号線整備促進協議会という9区羽北から上島の間の方の協議会がございまして、ここで23年においてワークショップを行い、整備方針という形において現道の整備、またバイパス計画としての東ルート、西ルートのような形についてご検討をいただいて決定しております。その方向を受

け、町は県の方に要望等を重ねていかなければいけない。その中におきまして宮所地区におきましては委員会の立ち上げ等をいただいている次第でございます。先ほどの羽場の交差点につきましては21年のより着手いたしまして、地権者の皆様また関係する区の役員の皆様のご理解とご協力をいただきまして、26年を目指し用地補償と工事を進めているところでございます。竜東線につきましては町長の方から申上げましたので、省かさせていただきます。以上でございます。

○中谷（5番）

ただ今の答弁の中で、町長さん初め課長の方から具体的な年度も提示をされまして積極的に全解放で精力を注ぎ込んで道路整備を進めているという強い方針をお聞きしましたので、ぜひ積極的な取り組みをお願いしたいとこんなふうに思います。我々議員としても問題解決に向けてよく検討し、地域をまとめ早期に実現できるよう頑張らなくてはと痛感している次第であります。両道の朝夕の混雑と降雪時と中央道閉鎖時の混雑がすさまじく、町民や道路利用者に文句を言われ、頭を悩ましております。早期促進を大いに期待して次の質問に移りたいと思います。次の春日街道と与地辰野線につきましては、説明の中でありましたのでごく簡単に触れていきたいと思います。県道与地辰野線と春日街道の先線の構想については与地辰野線がありますが赤羽地区でも整備に向けていろいろと構想を考えておりますが、伊那建の現道拡幅の考え方と地元、赤羽地区の考え方に少し差があるような状況でありまして、このままではなかなか拡幅整備ができないと思いますので、町当局の積極的な関わりと調整をお願いをしたいと思います。次に春日街道の先線の整備の課題でありますけれども現在、羽北地区を中心に道路構想もでき一部工事も始まってきており、整備が完了すれば当然先線の問題としてどうするか、と。町の大きな課題として上がってくる課題でありまして、早期に方向性を提示して関係地区や全体のあり方について論議に入っていくと間に合わないのではないかと、こんなに思いますので、提案して春日街道とそれから与地辰野線については何かお考えがありましたら、お願いしたいと思います。

○町 長

たくさんこう言うことは簡単でしょうけども、項目見るとものすごい量になっておりますので、できるだけ端折って的確に早口で進めさせていただきたいと思いません。与地辰野線につきましては、153号線の羽場交差点改良に伴いまして北大出側、

北大出の国道の西側ということでありまして、右折レーンの設置ができてきますので当然90メートルが拡幅、与地辰野線も入ってくるようになります。なおまた退避場につきましては本年度50メートルできてまいります。また樋口地籍、与地辰野線が続いておりますので、これにつきましては東部保育園の前にバスストップの設置が今現在予定されております。また中央道、今かかっておりますけれどもボックスの中に歩道と照明を変えて欲しいということで変更になりまして、今一所懸命にああいったところ難しいんですけども、マウントアップ方式ということで歩道を少し高くして、そして平らでも良いんですけどもああいう暗いちょっと一部暗い、暗いって言いますか少し若干日陰になりますので、そんな方法で照明点けてやっているところであります。また八島神社様の前の所、非常に狭い所で対面交通できなかったわけですが、とりあえず今でも覚えておりますけれども伊那建設事務所の半田所長の時に、あそこをとりあえずちょっと拡幅してくれ、とりあえず。構想的なでかいことはいいからとにかく拡幅しないとあそこで止まっちゃって、車すれ違えないということで、あの前のお家。それから川の方、少しお願いしてお家の庭の所を通していただくようにして歩道を造り対面交通だけはできるように仮にしてありました。これがいよいよ本格的にここへ来まして拡幅できるように一部改良になってまいりたいというふうに思っているところであります。通学路でありますので力を入れていきたいなというふうに思っております。また、春日街道の方でありますけれども、これはご存知のとおり春日街道が箕輪の方から辰野へ来たから辰野は何もしてないということでしたが、そうじゃなくて箕輪の方から春日街道へ辰野へ到着するのに予定より20年遅れて来ています。20年遅れて来て財政がこういう状態になっちゃって、で公共事業廃止だなんてこんな時代になっちゃったんです。ですけどもやはり民意を汲んでみるとあのまま止めておいたんでは良くないということで、あれから真っ直ぐ虹のホールに向けて延長してまいりたいということで決定をいたしました。約1,230メートルあるわけでありましてこれを幅員12.5メートルということで国道と並ぶような良い道路になるだろうと、こんなふうに思います。言うだけでなく平成24年度既に地形測量ができました。25年度は詳細設計に入ってまいります。26年には用地測量、物件調査等々行ってまいりたいと思っておりますので、追って着々とそれも2、3年の中では見えてくるかなとこんなふうに思います。ただ用地買収までの間っていうものは測量の間っていうのは何もしない

ように見えますが、ドンドンそこまで進む。そこまでが大事なことであと着工して工事をするのはそんなに大変なことではなく、早くできあがると思います。また東西線の接続であります、この春日街道であります。南小のあいさつ道路ということでPTAの方からも要望が出て来ております。これに対しましては北大出の原の信号機、交差点の改良工事も一所にしていけますので、春日街道に結んでまいりますとここに歩道ができて、立派な通学路、あいさつ道路に生まれ変わるだろうとこんなことで進めてまいります。以上、春日街道と今の与地辰野線の件、お答えにさせていただきます。

○中谷（5番）

ただ今、積極的にそれぞれの具体的な例を挙げてご説明をいただきましたので、安心しております。どうか積極的にお取り組みをお願いしたいと思います。春日街道とそれから与地線の関係につきましては辰野町の道路事情の解消の一途として有効な施策でもあると思いますので、ぜひ合わせて進めるようにここで提案をして次の問題に移りたいとこんなように思います。次に5番目の新しいルートの研究についてということで、一部私の夢、構想を考えて提案をいたしますので、そういう意味でよろしくをお願いしたいと思います。国道153号線の松島バイパスを延長して辰野経由岡谷まで抜ける大型ルートの建設を将来的には検討が必要と感じています。

153号や東県道の拡幅整備は至急進めなければいけない課題であります、町長がいつも言っているとおり辰野はボトルネックで全ての道が集まって来ているし地形的に大変難しい場所とよく言われます。私も同感であります。しかし現在の道路技術はものすごく、伊南バイパスの太田切川の大架橋大橋や中央道の双葉から佐久穂までの中部縦断道のように甲府盆地を一跨ぎ、空を飛んでいくような高速道路の可能な時代であります。上伊那は一つで既に消防の広域化等取り組んでおりますが道路についても南から伊南バイパス、次に伊駒バイパス、次が松川バイパスです。最後に近隣市町村と連携の下に辰野のバイパスといきたいがどうか現場サイドではとてもそんな構想にはならないとのことでありましたが、町長は今後長い年月、将来にわたってはどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○町長

ちょっと分からないんですが、バイパスをまた新たに別個に開けるってことですか。153号線以外に。一部153号線もバイパスを取らなきゃいけない所も民意

の中で出てくるかとも思います。だけどそれ以外にまたもう1本開けろということですか。

○中谷（5番）

そういうことだね。

○町長

もし、できたらどこへとかですね、夢で良いですからこんな構想でとか、天竜川へ溝蓋架けちゃえとか、あるいは空中を飛ばせとか何でも良いですから言ってみてください。そうしないとちょっと答えにくいです。非常に狭隘な所で場所がないんです。お願いします。もう少し具体的であればお答えいたします。

○中谷（5番）

今のところではちょっと想像というか設計が難しいと思いますけれども、これから100年先とかそういう長期的な展望に立てばどうしてもそういうものが必要ではないかとこんなに考えておりますので、夢を含めて提案したところでございます。そこで少し補足をさせていただきたいと思っておりますけれども、辰野町の地形や財政、国や県の考え方、地権者の協力等いくつもの課題があって道路は20年、30年、場合によっては50年、100年の単位だと先輩が言っております。またお金とタイミングがあると先輩からもきつく言われている課題であります。政権も代わり新たな経済対策の中で公共投資も比較的前向きに考えていただける時期ではないかと思われま。全ての道路が辰野町で袋小路にならないように提案し、道路に関わる質問を終わらせていただきます。

続きまして最後の3番目であります。現在話題になっておりますTPP問題の行方について町長に質問、コメントをいただきたいと思っております。時間の制約もありますので前置きは省略いたしますが日米首脳会談の以後、いよいよ安倍総理に一任の状況で交渉参加が始まりそうです。農作物を推進する企業の立場の意見も理解できなくはないわけでありまして、我々地方の者につきましては食料を守り国や農村や地方を守るという見地から、その対応策も具体的な策が見えない状態の中でTPP参加決定は拙速と思われてなりません。町長も議会開催に際して触れられておりますが、このことは大変重要なことであり、このことについて町民向けメッセージをこの場でお願いできれば幸せと思っております。よろしく申し上げます。

## ○町 長

先ほどの夢を、道路の問題でありますけれども簡単に触れておきますけれども、上伊那を通過して来た道路が諏訪へ抜けるにはですね、抜ける場所がないので東山開発という手があったんです。上へ上げてましてね、唐傘平っていう平らな所があって昔、戦時中はあそこ平らだから飛行場にするという計画があったぐらいの所です。それから岡谷から見ると西山になりますので西山開発と合わせて諏訪湖の方へ抜けて行くという構想は、ただどっから繋ぐかということがね、ちょっとまだ分かりませんがありますし、それから塩尻の方へバイパスっていうことになればトンネルで全部行っちゃまえと、こういう極端な夢、と言いますか、夢ですと真っ暗ですけれどね。良いですか夢だから暗い所で見の方が。というようなことでそんな構想もあったということですから、いずれは何かしなきゃならないだろうとこんなふうに思います。しかし当面はさきほど言ったとおり、現状の現道、中央道も造って中央道は雪が降らん時のだけの高速道路ですから、雪が降った時はどうしようもなくなっちゃうわけですから。そのバックアップ道路も現実に今進みながら、夢を見ながら進んでいきたいとこんなふうに思っております。次のT P P問題であります。これにつきましては簡単に言うと日本が輸出するには都合が良いんです。逆に輸入するには守らなきゃいけないものがあると、こういうことになってきます。そこをうまくやるのが国家の政治家だろうとこんなふうに思いますが、アメリカとかですね、そういった所も同じように考えますので日本は輸出だけで輸入はだめなのか。アメリカには穀物はアメリカの住民が食べる 200 % できますので、100 % 食べて 100 % 輸出したいんですね。日本は自給率が数量ベース、カロリーベースとありますが39%しかないんです。今でも買ってます。しかしT P Pで自由貿易でドンドン入ってきますと「安い方が良い、安い方が良い」どんな消毒されているか。どんな肥料があるか分かりませんが、一気に入れちゃいますので14%切っちゃうようになっちゃうんですね、自給率が。そうすると国力があるない、対話の時代だ、対等に、全然そんな問題にならないです。何か日本に問題が起きた、尖閣諸島、竹島起きた。食料止めちゃえたらもうお手上げですから全部言うことを聞かざるを得ない。要するに国力が弱まってしまう。同時にちょっと早口で言っちゃいますけれども、世界の人口は85億に向けてドンドンと進んでます。日本は減っております。ドンドンドンドン減ってますが、65億がまさにもう75億になってそれからあと10何年

ぐらいでもって85億になります。なると、地球上でできる食糧の量は80億人分しかない。食糧危機になるんです。その時に日本の農地が全部だめになって輸入にばかり頼ってれば。輸出する国だって自分の食糧ないのに輸出しっこないですから、お手上げ。大変なことになります。したがってTPPやるなら政府がきちっと日本の農業守り抜いてそういった対策を立ててからでないと、これ一気に入れちゃうと大変ことになる。これはもう誰が考えてもお分かりのことだと思います。しかし輸出には非常に有利になりますので、これは進め、その点だけは進めながらの方が良いんでしょうけどもいろんな交換条件があります。シェールオイルにしても、カナダが輸出したり。「待て待て」TPPとは言わないがほかの連携しているかどうか。そういう所へ出さないとかですぬ意地悪されちゃうんですよね。いろんなことで。ですからTPP問題も軽んじてはできませんが、まあ、最初ですからできる所から。で農業ばかりじゃなくて医療問題、皆保険がだめになっちゃうとかいろんなことを詳しく説明できませんが、影響が出て来るんです。それぞれの解決をしっかり民主党も一所懸命考えました。自民党も考えました。安倍首相も「任せてくれ」って言うんですけれども、任せるって言うんだったらやはり安心して任せるようにこんなふうにするっていう方法を出してもらわないと。もうじき出るかと思いますがそんな中で進めるのがTPPだろうと、こんなふうに思います。環太平洋条約でありますのでトランスパシフィックですから、環太平洋のパートナーシップだって言うんですね。最後のPは。そうじゃなくてもう一つAがあるんです。前にも言いましたけど。アグリーメントですから、これ組んじやったら絶対条約ですから途中で変更できません。ですから相当慎重に考えないとこれは大変なことになります。今まで考えたからもう少し考えて良い案をまた話していったが良いんじゃないですかね、とこんなふうに思っております。以上です。

○中谷（5番）

町長のお考えもやはりもうちょっと具体的な対応策が見えてこないうちは無理だと、いうふうに私も全くそのとおりに思っております。私も若い頃、この自由化問題につきましては日本の畜産を守らなきゃいけないと、そういう見地から牛肉の自由化反対の窓口をやってきたものでございます。その時は3年の時限立法で逐次やるとういうようなことでありましたけれども、何ら対策も打たれない内に3年が経過してもう日本の肉牛事業は終わってしまったと。なかんずく畜産は終わったと。今

度は日本の農業が全く同じような形で崩壊すると、こんなように思っておりません。ぜひ町長の今言われたような話でこの県の重要なポジションにおられますのでT P Pの早急な参加については地方を守るためにぜひご奮闘をいただきたいと、こんなことを申し上げて終わります。若干時間を残しておりますけれども、私の質問は以上で終わりたいと思います。

○議 長

ただ今より暫時休憩といたします。なお再開時間は11時40分といたします。

休憩開始 11時 34分

再開時間 11時 40分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位3番、議席3番、根橋俊夫議員。

**【質問順位3番、議席3番、根橋 俊夫 議員】**

○根橋（3番）

それでは大きく3点について質問してまいりたいと思います。最初は雪害対策の抜本的な見直しということであります。今年の冬は例年になく低温と大雪に見舞われました。このため、再三再四、日常生活に大きな影響が出たわけであります。実は10年前の平成13年にも大雪による今回と同じような被害があり、私は同年3月議会におきましても今回と同様のような質問を行いました。残念ながら再びこの同じような状況が発生をしてしまいました。10年前のこの教訓というのはこの十分生かされなかったというのが今回の事態であります。このため役場にも相当数の苦情が寄せられていると思いますけれども、私の所にも多くの苦情、ご意見が寄せられております。その内容というのは「この近隣の市や町に比べてひど過ぎる」と。

「上伊那で一番ひどいのではないか」あるいは「歩行者が非常な危険な思いをした」などの苦情であります。これらは非常に辰野町の評判をある意味落としてしまったような事態になっているわけであります。今議会でも同僚3人が雪害対策について質問をしておりますけれども、それだけ深刻な事態があったということではないでしょうか。さて、町には除雪計画があり、県を含めた除雪対策会議というものやっておりますけれども今年のような気象状況、あるいは近年のような社会情勢の中では今の計画では冬季における安心安全なまちづくりというのは、もはや困難になってきている。むしろ災害というような視点で捉え直していく必要がある

のではないかという立場からいくつかお伺いしたいと思います。まず、県のその除雪作業の見直しについて伺いたいと思います。町内の国道、県道については伊那建設事務所が除雪及び凍結防止剤の散布を行い、幹線道路については積雪、5センチから10センチを目安に解消し、通勤通学、あるいはバス運行の時間帯前に完了することになっております。今回の状況見ますと度々ですね朝の6時頃までにこの153号線などの除雪が完了せず、渋滞を招いたりあるいは圧雪された雪が凍ってしまいスリップ事故が多発したりいたしました。国道、県道の除雪について、今回の事態の中で町と県との連携というのはどのように行われてきたのか。また今後の対策について伊那建設事務所とはどのような今、現在協議になっているのか伺いたいと思います。更に、今回は高速道路の通行止めが渋滞に拍車をかけたと思われまじけれども、これらの交通規制、あるいは誘導について道路公団や伊那建との連携はどのように行われたのかをお伺いいたします。塩尻市や箕輪町における県の除雪作業を聞いてみますと大雪が降るとの予報が出れば業者が自主的に判断をし、降る前に融雪剤を散布をして、その後に除雪を行うという方式も取っているようであります。その方がより効果が高いという理由からですけれども、辰野町においても先に融雪剤を散布してこの除雪をしていくというようなことも、伊那建に対して要望していくことが大事だと考えているわけですが、以上、国道、県道の除雪と町の連携等についてまずお答えいただきたいと思います。

○町 長

それでは質問順位第3番の根橋俊夫議員の質問にお答えを申し上げます。今年の冬の大雪に対する問題でありまして、中央道の問題も出ましたんですけれども中央道はもう安全安全、これは安全は大事ですけれども、すぐ5センチぐらいちょっと降り積もってもすぐ止めちゃう。止めて、一種の責任回避みたいなもんです。全部降ろしてしまう。それで中央道では事故起こらなんだ。しかしえらいことになります。長いのは1日半ぐらい止まったこともあります。伊北、伊北という言葉、ですからこの辺が非常に集中的に雪が降ったことも、いつもそうですけれども特に多い時であります。塩尻、伊北間、あるいは岡谷ジャンクションまで常に交通止めが雪がちょっと降ればなる。トンネルがあるのになってしまう。それから伊北から小淵沢、あるいはまた一時は勝沼越えて高尾ぐらいまでっていうことはもう全線ほとんど八王子までだめ。伊北からまた今年は南の方も若干降ったようでもありますので、

駒ヶ根、あるいは飯田まで交通止めと。あそこを止められたらもうどうしようもないんです。それで下の国道へドンドン降ろされるわけでありますが、これに對しましてもまた雪が降らないわけじゃない、降ってる中で降ろされるわけですから渋滞になります。そういった意味で早く道路を中央道の補助道路としても国道は大事な役目をしておりますので、拡幅改良を急いでいるところでありますが、当面それはすぐに雪が降ったことに対しては間に合いません。県のことについてでございます。県内につきましては県道で国道を、また県道を県にお願いをいたしております。これも協議会がございまして町と警察とそれで業者。それからもちろん県ということ。この話し合いによってちょうど基準が決められ、何かあればそれを寄り添って話をするわけでありますが、一応県からの受託者という皆さんがあります。業者です。気象状況や路面状況を判断して自主的に開始するというにも、まず第1段はなってます。あるいはまた建設事務所等が必要と判断してその業者に指示要請することもあります。これ二面で気候に合わせてと言いますか降雪にしたがってかいているわけであります。非常に辰野も1本道、国道は1本道でありますので、距離が長いんですね。小野の善知鳥峠までこちらは箕輪から入る所まで、なかなかそれがうまくいかない。それで町道と掛け持ちの業者がありますので、優先は県道、国道でありますから町道の方は遅れる。迂回してみてもそこが詰まっちゃう。こういうことになります。同時にまた大型トラック等々は中央道で降ろされる。しかし重いものですから若干の降雪では滑らない。だからといってやっぴい内に善知鳥峠とかそういった峠でもってこっちに登ってくる車は滑っちゃって横になっちゃう。下ってても横になってブレーキかけるとだめになる。それがまた渋滞渋滞を重ねていくというようなことをいろいろ加算されていきます。またあれだけの量が降りますとやはりかく、かき始める所と書き終わる所が一応あるわけですから、かき始めた所もう真ん中までいく内にこっちがまた積もってるというようなことになって、通学時間までにかいてない。かいても積もってるこんな状況も出てきておまして、大変にご迷惑をかけたと言いますか、これは自然界の流れの中でこれだけ降雪があるとまさに1つの災害だろうというふうにも私も考えておりますが、何とか改良していかなきゃならない。とりあえず県との繋がりはそのなとこであります。課長の方から付け加えがあればお答えいたします。

#### ○建設水道課長

それでは24年度のこの降雪につきましてご説明させていただきます。12月10日から2月27日ですが14回の降雪に見舞われました。降雪につきましては224センチで2メートル24センチということで総積雪量が観測されました。これにつきましては消防署調べでございます。なお、2月13日には1日で30センチという形、また1月の14日では28センチと本当に今回こうやってみますと連日2月の12日から18日、7日間の内、5日間連日降りまして夜、深夜というだけでなく昼間という形の中においてやはり先ほど町長の申し上げましたようにかき始め、かき終わり、またそのような形の中で路面状態が悪かった場所も多々あったのではないかと。それから同じように近隣の市町村、県の除雪体制につきましてはそれぞれ会議を行いまして、事務所ごとということではなく同じ考え方で県は行っておりますので、そのへんについてはご理解をしていただきたいと思います。また、塩カル防止剤の散布の関係でございます。散布の仕方でございますが凍結防止とは路面凍結が生じないようにするために事前散布を行います。これについて県の方も行っております。これについて町につきましてはやはり融雪剤という、高価なものでございますので、その状況を見ながら判断をさせて事後散布というような形で取らせて先に除雪を先に進めさせていただいております。ちょっとダブリますが凍結融解という形で止むを得ず路面が凍結が生じた場合については事後散布。それから圧雪処理とは圧雪の除去のための補助散布。融雪剤につきましてはこの事前散布、事後散布、補助散布というやり方で県は行っております。以上です。よろしくお願いいたします。

#### ○根橋（3番）

県道に関する答弁にありましたけれども、除雪資料見ましても辰野の関係、伊那建の関係は除雪は4業者ですかね。融雪剤、凍結防止剤散布は2業者というようなことであるわけですがけれども、非常に一言で言えば業者によっても差があるという状況もあり、いろいろな苦情がそこから出てきているふうに捉えているわけですがけれども。また専門家に若干こういうの検討していただいたところ、果たして業者はそれで例えば除雪が4業者っていても機械は、じゃ一体何台あるのか。それからそれを動かすオペレーターは一体何人いるのかっていう点も、やっぱり見ていかないと単に業者だけ見てもそれを機動性があるかどうか分からないという話があるわけでありまして、そういう意味では、それとやっぱり今答弁いただけてないわけ

ですけれどもこういったいろんな時々刻々と変わっていく状況に対して県と町とはですねどのように連携を取りながらこれは対応していったのか、そのへんについて伺いたいと思います。

○建設水道課長

申し訳ございませんでした。県の除雪会議を行い、業者が決定いたします。そうしますと町において、先ほど言いましたように警察、安協、そして業者、そして町というような形の中で集まりまして除雪会議を行い除雪の場所、路線等、そしてまた除雪方法についてそこで話し合いを行います。やはり除雪方法につきましては県に準じて行うという形の中において先ほど申しましたけど、事前塩カル散布については事前散布は町は行っておりません。除雪方法につきましては、県の方よりそういう形で方向が決まってまいりますので、それから業者につきましては県の除雪の業者と同じ業者が除雪を行います。幹線道路をまず最初かきまして、その付近に辰野町が発注します町道部分を付けるような形で、そうすることによって速やかに大きく移動しなくて除雪がすぐ始まるという形の中において区域ごとに業者を決めております。それにプラス、路線について各路線について補足路線を入れるというような形で除雪を行っております。町道につきましては、55路線46.4キロという形の中において13業者でかいております。そのような形の中において県との調整を測りながら進めておりますが、それから実際に降雪時につきましては、県から業者の方に直接情報が入ります。国道、中央道が止まるとか、そして除雪態勢はどうかという形で。それに伴いまして町の方も担当の方から連絡し、今の実態について調査を職員が行いまして、その時点では大体業者は各路線に除雪に入っている状態でございます。昼間の除雪につきましてはやはり夕方の方の会社からの帰る時間に合わせて除雪を行わなければいけないじゃないかと。ということは夕方から凍るという、圧雪されて凍ってしまうという形の中において午前中の状況、またその状況を見ながら除雪作業に入らせていただいております。それから早めに入ってしまった業者については二度かきというような形でその後、またきれいにかくというような形の中で除雪を進めさせて、その後、業者間で連絡を取り塩カル散布、融雪剤の散布を行い安全にするために方向を持っております。県との関係につきましてはそのような形において、県の情報を入れて町の方がその次に除雪を行うと。それから県道においても部分的に問題が起きた部分につきましては、町の職員が行って塩カルを

散布したり、するケースもケースバイケースで行っております。以上でございます。

○根橋（3番）

町道の話も出ましてそれぞれ融雪剤散布、それから今の情報問題と関連がありますので、ちょっと先に進みながら全体の質問をしていきたいと思えます。今の町道につきましては今もお話がありましたように、特に交通を確保しなければならない重要幹線を除雪するという事になっているわけですが、今回町民の皆さんからの苦情のあった場所を具体的にどういうことかと言いますと、病院や役場などの公共施設の敷地内やその周辺の歩道、あるいは橋梁や人家のない場所の通学路や歩道、それから例えば上辰野の中道線のようにですね、幅員の広い道路であります。こういったところは特に町の除雪計画という中では文書化されてるわけではなく今までの実態というのに関係する職員の皆さん、あるいは区、あるいは町民の皆さんがこれを対応していたという現状じゃないかと思うんですね。ところが最近の状況見ますとこの高齢者世帯が増加をし、また空き家も増えたりしまして従来は除雪ができたんだけど、もうこうできないというような道路や歩道が増えてきているわけですね。それから更には幅員が広い道路については区がかいているわけですが、あるいは幅員が広い道路についている歩道、これらも相当広いわけですがこれも区で対応、あるいは近隣の住民の皆さんの対応ということになっているんですけども、これもとてもじゃないけれども時間内に除雪を完了することは困難という状況があります。また通学路についても以前はPTAの役員の方等が除雪した部分もPTAの会員の減少によって、一部の区ではそういうこともできないという状況も生まれております。つまりどういうことかと言いますと今のこの町の計画、これではですね現状の今の町民の皆さんの生活、いわゆる目標とする時間までに概ね除雪を完了していくと。そして安心安全に通行していくというようなことは年々困難になってきているというふうに思うわけでありまして。そういう意味では基礎的自治体、町民の皆さんの全体に対して責任を負っている町の責務としてですね、これはもう一種の災害と捉えて今までのやり方を根本的に見直し、区との分担の見直しだとか、あるいは通学路をどうやってやっていくのか等、町のいわゆる除雪、あるいは融雪剤散布、そういったものの作業全体を見直ししていくことはどうしても必要というふうに考えておりますけれども、このへんについての見解を伺いたいと思えます。また融雪剤についても今申し上げましたが、この融雪剤を

一番適切な時期に撒いていくということが非常に重要になっているわけですが、この場合ではやっぱり機動性がないとできないとできないという点で先進て言いますか近隣の市町村を調べてみますとやはり、ある程度業者の自主性に任せながら機敏な対応をしているということがあります。それから散布をする機械について、機械と言いますか車ですかねこういったものも適宜配置をしてその判断で必要な場合はドンドン散布してもらおうというようなことも職員、役場の職員、あるいは建設会社の社員だけの対応じゃなく、地域の役員の方も動員しながらやっているというような実態もあるようであります。3番目には排雪の問題であります。現在、町には排雪をしていくっていう計画はないように見受けられます。今回特に気温が低かったために寄せられた雪は昼間ちょっと溶けると夜にはカチンカチンに凍ってしまうということで、これは伊那富辰野線だとかあるいは城前線の病院の前ですかね、東側のああいって道路では日陰なものですからずっと溶けずに、もう1メートル近く道路側にせり出してきていると。こういう中ではもう非常に車の通行そのものも危険でありますし、そういった点ではこれを解決していくっていうことは排雪をしていく以外にないわけですね。こういった点ではこれからこれだけの雪が降ってくる中では排雪をしていく。同時にまたその排雪をした雪を捨てる場所も町で確保してくれる。そこはどなたが行って捨ててもらっても良いというふうに考えるわけですが、そういったきめ細かな対応が必要になってくるというふうに思うわけです。4番目の情報システムのことでですけど、今も答弁いただきましたけれども状況は刻々と変わってくるし、道路の状況、積雪の状況なども変わってくるわけですね。そういったものをやっぱりリアルタイムで県なり、町なりが把握をし、あるいは道路公団との連携もし、やはり交通規制をするならどういうふうにするのか、どうやって車を誘導していくのか、そういったことで大事なことはやっぱり地域、町民の皆さんにそうした情報もドンドンドンドン流していくということが極めて重要になっているわけですが、このへんは今回ほとんど分からないと。高速道路もいつどうなったかもテレビを見なきゃ分からない、国道の状況も分からない、町道はどこが通れるかも分からない、っていうようなことが放置されたわけですね。そういう中で住民の皆さん、地域の皆さんはもう手探りであっちこっち行って余計混乱するというような状況もあったわけです。10年前に1つ提案したのは今そういった情報をですね国道の重要な箇所にはやっぱり流すようなハード面も欲しいし、

それから今の時期ですのでネット環境などにもですねそういった情報ドンドン流して、やっぱり混乱のないような形の誘導をしていくということも必要になってくるわけでありまして。そういった点でやっぱり町としてもっと積極的に動いてですね、県なりあるいは広域で、これは辰野だけの問題じゃありませんので、広域連合レベルでもこういった問題、県、公団との話し合いというのはしてかなきゃいけないと私は考えているんですけども、こういった点で、以上、いくつかの点申し上げましたけれども総合的にですね、町長の見解を伺いたいと思います。

#### ○町 長

大変に難しい問題であります。項目的別に質問やってみますと相当たくさんあるんですが、概要申し上げてまた課長の方からもお答え申し上げたいと思いますが、町道、さきほど県道であります但町道に対しましては1号線、城前線ですね。それから12号線の東西線。あるいはまた上辰野線、16号の方です。それから17号の宮木桜町線につきましては幹線道路として5センチから10センチで業者が自主的にかくように指示をしてあります。その他の路線につきましては10センチから15センチ程度で除雪をするということではありますが、そこで待っててやるわけじゃありません。先ほど言ったように県道をダブってやる業者もあるわけでありまして。県道やって絵に描いたようにサーッと来て今度は町道へ入るわけですけども、やってるうちに今度は渋滞して詰まっちゃうとこのグレーダー自体が動いてくれないという悪循環、重なっちゃうって町道の方も遅れたりいろいろするというようなことも出てまいります。またもう一つは技術的な問題で橋の上の歩道の苦情は確かにございました。しかしグレーダーでかいてくとせっかく歩道をかいておいても、グレーダーでかくと沿線のかく家もそうですけども、歩道へ雪をのし上げて行っちゃうんですね。かくだけですから。せっかくかいてもまたそうなる、ちょっとしばらく歩けないというようなことが今後の課題でどうしたらいいものか。そうかって車道を人間が歩くわけにはいきません。歩ける所をグレーダーの寄せた雪によってまた歩けなくなるってこんなようなこともあちらこちらありますし、橋の上は結構、川が下に当然あるわけですから、非常に風通しも良くて特別寒い。したがって少しの温度で相当、早く凍ってしまうと非常に悪循環の重なりだなというふうなことであります。排雪場の問題につきましては辰野町も何も用意してないんじゃない。そうかって正式にやってるわけじゃありませんが、横川の護岸から落とす人が多い。多いと言います

かこれ言って良いのかどうか。これは管理者に言うにだめだったいわれるでしょうけど、止むを得ずそういうふうになっているわけではありますが、さりとてここが降雪所でありましていうふうに基準でもって日ごろから用意しておくわけにもいかないというようなことで、適宜そのような場所をまた指示して今こっちの方が良いんじゃないですかとか、というような指示はしていきたいと思っております。ネクソの問題であります、勝手に止めて勝手に解除するんですね。これは我々も本当に困っちゃって、いくら聞いても個人的には対応しないんです。テープが回って「どこからどこまで交通止め、どこからどこまで交通止め」って。「東日本の何とか何とか」とこう言うだけなんです。「じゃあ、いつ止めた」って言っても分かりません。「現在止まっています」「いつ解除か」これも応答なしです。直接電話しても話し中で通じない。じゃあもうこれは4、5時間だめだなと思うと5分後に解除されることもあるんです。もうこの状態だからもうじきですよっていう、そういった情報は全くないです。また止める時にも「各国道良いですか、用意してください、止めますよ」ってという話もないんです。だから先ほど言ったように高速道路の安全上のことを考えることは当たり前でありがたいんですが、もう向こうが危険だと思えばすぐ止めちゃって降ろしちゃって、詰まろうが何しようが関係ないんですね、あの人たちは。情報をこっちに流してよこさないというのが現状です。県の方には連絡あるかどうか知りませんが、県とて応答できないでしょう。不特定多数大勢から全部集中でもってもし、情報流せばいきますので、インターネットで流すとか、もう少し。ところが今のこういう時代ですから何時何分に解除します。その頃、って言ってもそれが過ぎてみましよう。またワンワンになりますから。これは時代の住民の我々の考え方もですね、何か言った以上やらんとすぐ皆、飛びついてもって噛み付くという、この姿勢を直さないとの的確な言葉でも出て来なくなる。じゃあ出すなど、出さなで、はい、解除しました。これでポンと出せば良いじゃないか。そのへんの視点を国民としても考えていかなきゃならんとこであります、とにかく情報が入らないです。その電話番号でこのへんですと甲府もありますし諏訪もありますし、それから長野のどこでも番号が違ってますから1620ですね、番号の最後。これへかけてみる。そうするとなかなかこれがツーツーツー話中で繋がらない。うわー繋がったなと思うと先ほどのようにテープが回っているだけ。交通情報は出しているということになっています。こういう矛盾だらけでありま

すので、こういったことは今、議員もおっしゃるとおり広域的な問題だし日本的な問題じゃないかと、皆困っているんじゃないですか。ああやって降ろされちゃった人。それから詰まっちゃった人。何万、何十万人、何百万人が困っているわけですから、これは対策を考えなかきゃいけないだろうし、そうかって常にそういうことを狙って用意をしておくっていうことも、またどんな用意をしておけば良いのか分かりません。できるだけそういった被害が少なくて済むように対応するよりしょうがない。辰野町はとりあえず道路はやっぱりゆっくりでも流れるような道路を造らないと。大体リニアの飯田駅だってアクセス道路が中央道あるじゃないか。だって雪が降らん時だけの高速道路でしょ。まだ事故だと片側交通してくれるから良いんですが雪だと全部降ろしちゃいますから。そんなのはアクセス道路になりません。だったら保管的に国道をしっかりと整備してゆっくりでも良いから少し雪のために遅れましたっていうことで、次の次の次の列車に乗れるぐらいでも良いですから、まあ、ああゆうふう完璧に止めちゃうっていうことは非常に困ったなと。そうかってドンドンとスピード出されて事故だらけでも困ります。しかし解除されて行ってみますと本当にきれいにかいてありますね。中央道、高速道路は。それで危ない所は散布をしてありますし、あそこまでやる必要あるのかな。チェーン規制という規制もあります。チェーン規制、ああ、じゃ良いじゃないかって行ってみるとチェーン規制って言いますかそういうことですから、そこがまた渋滞しているんです。一々全部係員が見てますので。「はい、オーケー、オーケー」「はい、ここ降りてください。だめです。ノーマルだめ」とこんなようなことです。それからこつから交通止めですっていう所のインターの手前も私も経験しましたが、それじゃ降りれば良いと思って、国道行けば良いなんて思っていると今度、降りるのに時間かかっちゃうんです。高速道路から料金所で降りる信号があつたり何かで、そこで渋滞なんです、ものすごい。だから高速道路ずーっと2キロも3キロも4キロも繋がって降りるのに時間かかっちゃう。まあ、えらいことだな。まさにこれは本当に総合的な考え方をしていかなきゃならんなど、同感でもありますのでまた対策を考えて、私が考えるわけにいきませんが提案ぐらいはできますのでしたいと思います。建設課長の方からお答えいたします。

○建設水道課長

町の除雪でございますが、生活道路につきましては議員もご存知のように地域の

住民の相互の協力によりましてそれぞれの近接の道路について除雪をお願いし、これにつきましては区長会にもお願いし、また『広報たつの』等でもお願いし記事等を載せさせていただいてるところでございます。ご指摘のように高齢化を向かえ、また業者もやはり企業としまして弱体化している状態もございます。やはりその中においてより良いものをつくりあげていかなければいけないじゃないかなということとで本当に折半、考えて進めなければいけない一つの大きな問題だと思っております。融雪剤の散布ということにつきましては去年、一昨年という形において融雪剤散布機を町の方で購入し業者の方で散布をしていただくという形の中において町としても前向きに取り組み、現在4業者において行ってます。1社は自分の所の散布機を使用、また1社につきましては県の機械を使用という形の中において、町の22路線を現在行っていただいているところでございます。それから、排雪につきましては同じように区長会の方で申し上げ、各区に徹底をいたしまして「排雪についての」という形をお願いしてあります。やはり、先ほども申し上げましたけど、5日間連続の降雪という形の中におきまして、やはり一部車線がきちんと取れなかった路線がございます。そこにつきましては、後になりましたが町の方で排雪作業を2路線ほど行っている所もございます。また病院、そしてまた新町の保育園というような形で新しく動きの変わった所もございます。それにつきましては新町の保育園につきましては町の機械等を持って行きまして、時間帯が遅れましたが朝というわけにはいかなかったですが、帰りの時には間に合うような形の中で自助努力をしたところでございます。それから高速道路の今年5回ですか通行止めという形の中においてその車が一般道路に出まして渋滞をし、それによって除雪車が立ち往生というような形の中において、また大きく除雪計画が進まなかったという中においてもありましたが、やはりそれについてネクスコから長野県、伊那建設事務所、また警察等への情報伝達、またその中において町としましてもこれを共有化していかなければいけない問題ではないかと思っております。そういう形の中において、今後この問題について考えていきたいと思っております。なお、町におきましてもこういう問題もありまして、電光掲示板みたいなものを旧病院の所に設置というような形の中において2年ほど前から伊那建設事務所の方に要望を重ねているところでございます。以上、申し上げますようお願いいたします。

### ○根橋（3番）

それでは時間の関係もありますので、特に町がですね独自にできることを中心にちょっと質問を続けたいと思いますけれども、まず一つはこの雪についてはもう災害として捉えていかなきゃいけないという点が1点じゃないかという点で、近隣の状況ちょっと調べてみますと隣の市なんかではですね、市が除雪機を購入いたしまして貸与、業者に貸与する。今融雪剤散布についてはそんなような話もありましたけれども、それがするという。あるいは今度は業者がそういう機械を購入して準備した場合には管理料っていうのを町が支払って業者の加重負担を軽減をしているというような形で備えているっていうことですね。それからやっぱりもう10センチ以上の段階で自主的にもう業者の方が判断していただいてお金はいろいろのこと言わないで、とにかくやってくれということで動いているという実態があるわけなんですね。やっぱり今の冒頭ちょっと説明あったようにこの区長会でお願いしている町民の皆さんにお願いしている。それはお願いしてそれぞれ自分の所もかかなくゃいけないわけですけども、今、私が今日、問題にしているのはそういうことではもうできなくなってきている状況に、時代に入ってきていると。そこをだから言っているわけでありまして、だからお金を惜しんでいるわけではないと思いますけれどもやっぱりシステムが遅れているというふうに言わざるを得ない。だから、もう一つ指摘しなくゃいけないのは、大きな業者が全部かこうとするからいけないのであって、もう今町長が言うような理想的なことは無理なんですね、どう考えたってこれはもう全部6時までに一斉に終わっちゃうなんてことはあり得ないわけで、やはりそういう中でやはり地域の辰野のデータによればですね、建設業者と呼ばれる方は60社もあるわけですよ。それでそれはいろんな持っている機械っていうのはさまざまでしょうけれども、例えば区の中のそこそこの道路にかくには、かくことができるような、例えばバックフォアの排土板ですかね、そういったものでかけるとか、いろんな形ってあると思うんですね。やっぱりそういう方が自分の地域の所をかいていただければ、そんなわざわざ業者がそこへ行かなくたってかけるわけです。だからそういうやっぱり柔軟なことをやっぱり区に対しても支援していく。だからそれは区、区のことだから区でやってくれじゃなくて、町はやっぱり基礎自治体は町なんですから、町がやっぱりそこに対してやっぱりきちっとやっぱり対応していくっていうのが災害っていうものに対する基本的な考え方じゃないか

と思うわけですがけれどもそういった点ですね、今の機械の関係。要するにこれ業者にとっても大変なんですね。あんまり使わない機械を持つっていうことも大変なんで、そういった点で町の貸与なり管理料の支払い、あるいは自主的な出動システム、それから後は融雪剤についてもですね、更にこの地域にある程度任せてこまめに撒いていただくと。これは融雪剤についてそんなにこれでもって何か問題ができる私腹を肥やすとかですね、そういうことはあり得ないわけで、必要なものを必要な方が必要な場所に撒いていくっていうことがもう優先されるわけですので、そういった点ではこの巡回費も払っている所もあるんですね。巡回費を払ってもう巡回してもらおうと。そのデータでもう業者に直接行って撒いてもらう。あるいは大規模であれば町に連絡するとかって、そういうふうなやっぱりシステムを動かしている市もあるわけです。だからそういった点でそのへんはどうかと。最後にその排雪についてもですね、今回もやっていただいたことは私は承知もしております。だけどやっぱりそういう意味ではね、県の所は町の担当課に聞いても「いや県は町が手を出すわけにいかない」って言う。確かにそうかもしれませんね。だけれどもそこはやっぱり県とですねそれに対しては県に強力にやっぱり言っていただいて「町がそれじゃ手配してやるなら金は県で出せ」と、このくらいのこははっきり言って良いと思うんですね。だからそういうやっぱり機敏に対応していかなければ、事故が起きてからでは遅いんですよ。だから今言ったようにもう1週間以上も、10日ぐらいももう私もいくつか写真撮ってありますけれどね、大変な事態になっていたわけです。特に日陰の所はね。だからそういった点はやっぱりそれを解決していくっていうのが行政じゃないかと思うわけですが、そのへんについて再度ご答弁いただきたいと思います。

○町 長

これはなかなか完ぺきにはいきませんが「しょうがない、しょうがない」と言っていれば同じことの繰り返しですので、少しでも良くなる方法を検討していかなきゃならんところというふうに私も考えております。一斉に降りますので、近隣の応援を願うというわけにもいきません。みんな同じですから。今、町議も言われたようにあまりめったに使わない、1年に4、5回の出動のものをずっと買って置いておくという。まあ舗装道路の砂れきの均しに使うグレーダーですけどね。グレーダーの場合は。あんまりめったに使わないようですので大変かなあとと思います。市

て機械の貸与ということではありますが、管理料を町も出して補助しております。各業者へ、グレーダーって言いますかその積雪車ですね、の場合。もう既にやっています。それから区の排土板だとか、あるいは援助、支援、あるいは手で押す歩道ぐらいくには良いですから、そういったものに対しても補助金を出しております。区の方でもやってくれた方にガソリン代ぐらいは払う。もちろんガソリン代かかりますから。あるいは無料でやるとかいろんな所もあるようでして相当、今回も各区の皆さん方あるいはまた、自主的にやってくれた方もありますが区でも相当の除雪に入ったようです。ただ効果が見えないですね。やっても降ってくる、やっても降ってくる。そのうちに勤めなきゃならんから行っちゃう。帰って来てまたやるとかですね。それともう一つの苦情は自分の家の前の歩道かいたら、10分もしないうちにグレーダーが来てダーっとその雪をそのまた乗せていっちゃった。おぼさんが追っかけて行ってグレーダーのオペレーターを捉まえて怒鳴ったという、こんな事件もあったようですが、これもうどうしようもないことなんです。しかし、いろいろ考えられることがあれば導入していきたいと、こんなふうにも思っているところでもあります。この融雪剤ってことですが、これやっとならば良いんだらうって言われるとうりですけども、今年は融雪剤がなくなっちゃったんですね。メーカーに。これは大都会も一斉に降ったせいだそうです。それでお金出してもお金の問題ならなんとか、ねえ皆さんにお願いして補正を組めば、補正ったって持ってくるものがなきゃだめですけど、もってくる残があれば補正こっちへ組めばできるんですけどもお金出しても買えなかったと、こんな時期が来ちゃった。だからちょっと本当に今回は降雪的な災害に近いような量が各地に降ったのではないかな。北海道は今日もまだ降っているようですし、えらいことです。車が動けなくなっちゃったり死んじゃったとかいろんなことも想定外で、それこそ想定外の事故が起きてきているところです。また情報に関しましてはLCVのテレビだと思いますが道路情報を固定カメラがあってやってまして、辰野はあそこのやなの所、やなって言いますかうなぎ屋さんの所とか。善知鳥峠、あそこの小野神社。それから弥彦神社。塩尻の方過ぎていったちょっと向こうの所をずっとやっていますから渋滞の状況なんかテレビで画で瞬時リアルに見えますが、ああいったものをどっかに造っておくかですね。それはどうしようもないんですけどね。今、詰まっていますよっていう瞬時の情報はそれで流せます。テレビで見るとか何かしないとこれは本当いけんかなと思います

が。そりあえずその2箇所は。それから有賀峠の頂上前後の所、それから伊北インター、すみません。伊北インターの所もテレビでは出てますのでそれを、意外と知らない人もあるようですから見ていただければ、車の中じゃ見れないね。テレビの入っている車でLCVが入るかどうか知りませんが、だめだろうね。電波で取つれば。家庭ではテレビでこう見ようと思えば見れるようになってますし、いろんな所をまた活用してほたるチャンネルを流すとかテレビをほかの方へ置いておくとか、固定テレビなんていうのはそんなに高く、高いですけどもそんなにびっくりするほどじゃありませんので、そのチャンネルをどこに設置するか考えなきゃいかんかなと思っております。課長の方からお答えを付け加えがあればいたします。

(課長 なし)

○根橋(3番)

時間もありますので、再度ですね最後のその町長答弁では道路公団の悪口と言いますか状況を言っていましたけれども、そういう状況で「ああ、そうか」っていうようなことにならないんですね。県会への状況聞いてみますと道路公団詰めたら、「いや警察に言われた」とそれは。こういうふうについて例えやれっていう判断で警察の要請もあって判断したっていうことなんだけど。今度は警察に詰めたら「それは知らないそんなこと言ってないよ」っていう話で、たぶんこれは想像ですけどね、安全を優先、それを優先しなきゃいけないんですけども、公団の独自の判断じゃないかと思うんですが、今の議論は全部ストップするのではなくて、半分、2車線あるわけですから1車線はサーっとかいたらそこは通して、その後、1車線をかくというようなこともあるじゃないかっていう議論もあるわけで、いずれにしても上伊那的に考えてもですね、道路公団がそんな電話なんかかけてるような状況じゃなくて、向こうから言ってくるという姿勢が当然だと思うんです。だから道路公団、県、町、市町村、この連携をどうしても構築していただきたい。上伊那広域連合の中でもですね、これは今後起こってくるんです。この気象状況からみると偏西風の蛇行っていうのはもうこれ今年だけじゃないだろうっていう話もあるし、温暖化の中でですねこのゲリラ豪雨、それからゲリラ降雪っていうのは顕著になってきているわけで、今後も十分あり得る話ですので一刻も早くこれを詰めて結論、方向を出していただきたいと思っておりますけど、町長いかがですか。

## ○町 長

もう、ネクスコの悪口っていうか事実を言っただけでありますので、それは同感ですから、同じことなんです。本当にちょっと不親切だなあとということでもあります。それで、特にこの伊北インター中心に交通止め、降雪による交通止めが多いわけですので、やっぱり広域の方にも協力願って辰野だけでなく、諏訪広域あたりもお願いをしたりして、ちょっとネクスコへちょっと言った方が良いかなどというふうに私も考えてました。言うって言いますか、まず議論をして議論と言いますか見解を取って、それでネクスコの方へ要請していく。向こうはただ段々段々こもっていつちやうとこれだけのことであまり良くないですね、確かに。同感であります。そのへんは。

## ○根橋（3番）

ぜひそういうことで上伊那の中でも頑張ってください、その点で詰めていっていただきたいというふうに思います。2番目の質問に移りたいと思います。横川川、小野川からの農業用水の安定的取水ということですがけれども、米作りにとりまして水の管理というのは極めて重要なことなんです。私もそこそこ、若干農業やっているわけですがけれども、初期に田植え直後の初期にですね、水管理ができないと稲の性質上その後の生育に重大な障害が起きまして、大変なことになってくるわけがあります。ところが近年この横川川だとか小野川のこの農業用水の取水について、必要な時期にですね必要な水が確保されないっていうことがここずっと続いております。この原因っていうのはこの一言で言いますと頭首口。これはもう数十年前にできているわけですがけれども、これが洪水等で年々下がりがましてですね取り入れ口との関係では総体的にもう取り入れ口の方が高くなってきているわけですね。このためどうということが今行われているかって言いますと各水利組合ではいわゆる、水上げということでね、伝統的な牛柵というものを入れたり、いろんな石を並べてみたり、いろいろやっているんですけども、なかなか水路を確保できないと。またそういうふうにせっかく入れてみても、どっと今度1回梅雨等で洪水があれば全部流されてしまうということで、たちごっこやってるわけですが、やっぱりこういう状況の中でねやっぱり、今聞いてみますと頭首口については良い補助制度もないということで、いろいろ今後のその展望がないんですね、これ。それでそういう点では今、農業問題っていうのは先ほどもT P Pの関係でも大きな話題になってるわ

けですけれども、これ数十年いわゆる農業基盤整備っていうもののいわゆる更新の時期っていうかに入ってきているわけで、その頭首口のこの助成制度っていうものをやっぱり国、県に対して強力にやっぱり訴えていただいてその制度を作るために努力をしていただきたいっていうのが1点です。それからそれが今できない段階でも米作りはしなきゃいけないわけですので、当面のこの、今年ももう間もなく稲作が始まるわけですけれども、水確保に対してですねやっぱり町としても、支援をしていただきたい。これはどうしてもそういった努力ではもう限界に近づいておまして、手作業でいろいろやってみましてもですね、本当にできない。こういう状況見ていると若い人ももうそんなに苦勞してまで米作りやりたくないというような状況も生まれてきているわけですので、そのへん当面の対策について町の支援をやっぱりするべきと考えますが、そのへんについて見解を伺いたいと思います。

○議長

根橋議員、質問時間があと4分を切りました。質問、答弁とも簡潔にお願いします。

○町長

この件につきましては確かに、ただ現在災害復旧工事ということにはなりませんので、国の補助をお願いして改修していくことになるんですけども、平成25年度の新規事業といたしまして農業基盤整備の促進事業の追加工事が通るかどうか県の方へ要望するということが現在なっております。なお、それが通りましても災害じゃありませんので受益者負担金も発生いたしますし、残金の25%が受益者負担金、事業費の11%が地元負担とこうなってくる、該当しちゃいますが、それでもやらんより良いわけですから考えてみたいとこういうふうに思います。それまでの暫定的な問題でございますけれども、重機の修理料等、町でも負担をしたりまた取水できるように河川の整備を、牛柵とかいうような方法もありますけれども、簡単な堰みたいなのちょっと造る、造るって言いますか、それはちょっとした洪水じゃ流れちゃいますけれども暫定的には何か水を入れる工法を考えなきゃいけないだろうと、こんなふうにも思っているところであります。異常気象の場合には一級河川の管理者である伊那建設事務所の負担で軽減を要望していくつもりでありますし、そんなことをためながらまた県とも話をしていきたいということでもあります。いずれにしても河床整理ということでもあります。河床は川によっては上から土砂が来る時はこ

ういうふうになってしまいますし、それから急流に流されると低くなりますし、非常に扱いづらいって言いますか、しかし、しょうがないですねそれは頭首口の方は一定でありますので、入るようにするのが人間の知恵ですから。そうかって頭首口下げちまうと下流の川も全部下げなきゃいけなくなっちゃいますので、そうかってポンプアップっていう手もありますが、そんなことじゃとっても間に合わないだろう。検討はしてみたいと思います。課長の方から何かあればお答えします。

○産業振興課長

概要につきましては、町長申されたとおりでありますけれど、政権等も代わりましてですね国の補助事業の内容も若干変わってきておりますので、先ほど町長申し上げた農業基盤の整備促進事業の関係でですね、対策できるかどうか県とも今協議をしておりますので、できればそちらの方で事業を進めてまいりたいとこんなふうに思っております。また、近隣で河川改修等がございますればですね、そちらの業者にお願いしながらですね、少し河床をいじっていただくようなそんなこともできますので、こちらの方の重機使用料につきましても予算の範囲内で町等も対応しておりますので、そんな部分で相談をいただければとこんなふうに思っています。以上です。

○議 長

根橋議員、あと1分で終了です。まとめてください。

○根橋（3番）

辰野の米はですね上伊那の中でも味は比較的良いというふうに言われておられてまして、今、上伊那管内でもそういった形の取り組み進めておりますけれども、米作りに意欲が持てるように、町としてもまず水の問題が最大のまず前提条件ですのでぜひそんな点で対策を望んで質問を終わりたいと思います。

○議 長

只今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は1時30分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 30分

再開時間 13時 30分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位4番、議席1番、永原良子議員。

#### 【質問順位 4 番、議席 1 番、永原 良子 議員】

○永原（1 番）

通告にしたがいまして 2 点について質問してまいります。初めに男性介護者への支援についてお聞きします。最近、男性介護者という言葉をよく耳にするようになってきました。あえて男性が付いていることから分かるようにこの言葉は「介護の役割は女性のもの」と言われてきたことを現しています。しかし私が調べたところによると今日、全国の在宅介護者 336 万人のうちの 109 万人、およそ 3 分の 1 が男性なのです。今や男性が家庭で介護するのはごく当たり前のことですが、男性介護者特有の困難さがあると言います。また、近年男性介護者の全国組織が設立されるなど男性と介護の問題がクローズアップされてきています。私の周りでも男性介護者が増えてきています。そこでお聞きいたします。親、または妻など介護する男性の実態を町としてどのように捉えているか。また今後の課題をどのように考えているかお聞きいたします。

○町 長

では午前中に続きまして一般質問であります。質問順位 4 番の永原良子議員の質問にお答えをいたします。男性介護者ということでありまして、これはもう 4、5 年前から男性組織というものが日本全体に出てまいりましてお互いに連携をし、全国会議もありますし、また地方地方でもたまに集まってお互いに情報交換をする。そしてまた議員ご指摘のように、比較的日本の社会っていうのは男の仕事、女の仕事と分かれて元気な頃はしてきているケースが多かったわけでありまして、介護っていうことになると女性の方が手馴れられて男性の方が手馴れない。同時にまた食事作る、掃除する、洗濯する、要するに家庭の仕事、炊事、洗濯、掃除ほかに対してはなかなかその介護者になってくる頃というのは若手は別であります。大分覚えにくくなって頭も柔軟性が少し低下する段階に入るだろうと思われまして。いろいろ言っても覚えにくい、でも人間ですから訓練を同じことを何度もやれば大体分かってくるということで、そういった皆さん方に対しまして今後に対しましては、辰野でも結構介護じゃなくても男性一人暮らしっていう方もいらっしゃいますので、そういったこととか等々対象に町民会館で、あれ公民館活動の中ですかね、食事の作り方とか、掃除の仕方等はまあ、今までもやったことないんでしょうけどもそういったことも広く踏まえて、これからは一つの組織、介護者の一つの特定なですね、

介護者という形の中で特別版ということですかね。介護事業の中の特別版的な存在に考えてそういった皆さんで集まって、またお互いにストレスを発散していただいたり悩みを分かち合ったり、また新しい展開に対する訓練をするような方向はしていかなきゃならんとこんなふうにと丁度思っている時でございます。以上です。

○保健福祉課長

男性介護者ということで全国大体32%くらいということでございます。当町の場合にはですね、保健師がそうした世帯歩いた中での割合でいきますと、男性の介護者の割合29%。23年度の実績で86人くらいの方が親、ないし奥さんを看ているということでございます。全体では293人というような人数でございます。やはり年度年度で多少変化は出て来ておりますけれどもやはり平均寿命の関係か、どうしてもやはり男性の介護者っていうのは大体30%前後くらいになるかなと。今後もそんな方向でいくんではないかなっていうふうに思います。やはり男性の介護の方についてはなかなか男性っていうのは、このストレス解消方法がなんかうまくあんまり得意ではないというようなことのようなので、かなり自分で悩み込んじゃったり、もう完ぺきにしたいっていうような人もいますし、そういう面で非常に心身の疲労だとかこれから先の不安感っていうのが、非常に何か多っていうふうに聞いております。やはり家事や何かにも不慣れでございますし、近所付き合いも少なくなってしまうというようなことで、非常に孤立していくんではないかなっていうことで私も心配しております。そうした中で訪問等を通じながらいろんな方法というのを考えておるといったようなことで現在辰野町の実態としてはそんなようなところでございます。

○永原（1番）

はい、今答弁があったように本当にこれからますます男性介護者が増えてくると思います。そこで次ですが要介護者だけでなく、家族ごと孤立してきている現在、男性や若い介護者が増え、従来型の介護者の会では対応できなくなっていると思います。例えば高齢の夫が高齢の妻を介護しているケースでは「自分の健康不安、体力の衰えを感じた時や介護をいつまで続けなければならないかと、先行きを考えた時に不安を感じる」と言います。また息子さんが親の面倒を看ているケースでは「経済的状況が悪化した時や仕事と介護の両立が困難を生じた時など、特に不安を感じる」と言います。先ほども課長がおっしゃったように男性は一般に気楽に近所

の人に介護の悩みを打ち明けたり、頼ったりすることが苦手な面があります。ストレスを溜め込むと本人にとっても要介護者にとっても辛い介護となります。男性介護者に聞くと「母親の日用品を買いに出かけ、尿漏れパッドや女性用下着を買う際、人目が気になった」とか、「午後になるともう夕飯の準備のことが心配になって1日中食事のことで頭がいっぱいだ」とか「イライラしてつい怒鳴ってしまった」など介護をされていて悩みや困っていることなどを語り合える場所作りがこれからは私は必要だと思います。そこで、伊那市でも始めている男性介護者と支援者の集いを交流事業として始める考えはないか、町長に伺います。

○町 長

こういったお互いに連携し合って勉強していくということは、難病の病気ごとです。ね、病気ごとにもう全国組織があるみたいでして、それは介護が必ずしも男性とは限りませんが、男性の場合もあるわけ。でして病気ごとの研究とそれに対応できるような介護の仕方。素人ですと逆効果のリハビリやっちゃったり、逆効果の食事を与えてしまったり、いろんなことがありますのでそんな勉強会もありますので、いろんな組織でやはりそんなに忙しくなく、たまにです。ので参加すべきだと思います。伊那とのいろんな交流、それも良いでしょうけども、まず町を立ち上げないと一つの組織を行政中心になってとりあえず掘り起こし、スタートさせて、あとまた民間でやるか行政が若干の補助の中で運営をしていただくか担当課に言ってやります。ので、またそういった方向を出してから検討する段階と、こんなふうに思っております。

○保健福祉課長

町長の方から言われましたとおり、いろんな方向でちょっと検討をしていきたいというふうに思っています。例えばですね、介護予防事業、町中でやってるわけですけども、そこへ行ってみても男性の参加者が異状に少ないっていうことも皆さんお分かりだと思いますし、男性の介護者に限った事業っていうのをやっても本当に人が集まるのかなっていう不安もあります。ただ、やはり全国、また県、それからこのへんの付近の市町村でもこういう事業は皆さん始めてます。最初は少人数であってもですねやっぱりやってくるべきな事業かなっていうふうに私も考えております。とりあえず何通りかはやり方はあると思うんですけれども、介護予防の中で特別版というような形でちょっと始めてみたりとかですね、それから今度できます、ほか

るの里の介護予防センターの方、世代間交流施設ですか、こちらの方の活用もちょっと考えたらどうかな、なんていうふうに今現在考えております。現在介護者のリフレッシュ事業これ、男性も女性も皆一緒なんですけれども、社協に委託して実施しております。これで旅行したりというようなことで気持ちや心身をリフレッシュにして頑張ってもらおうということで、ショートステイだとかデイサービスを利用して介護の軽減を図っております。そこを見てもですね、やはり男性の参加者が非常に少ないということでございますので、そのへんの面からもいろんな面で男性が出ていただく機会づくりっていうものは積極的に進めていかなきゃいけないというふうに考えております。

○永原（1番）

ちょっと私の言い方がまずかったのか、交流事業っていうことはまず辰野町でそういうのをやればどうかなって、その辰野の中の男性介護者の交流っていう意味で交流事業で伊那と一緒にっていうことでは、特段ないです。そこを訂正しておきます。今、本当に課長がおっしゃったようにいろいろなパターンがあると思うんですが、本当になかなかいろいろな事業をしている中で辰野でも、男性はなかなか出てこれない状態があると思うんです。チラシを配ってもお誘いしても、一人ではやっぱり出にくいってところがあるみたいで、私も先日伊那で行っている男性介護者の集いにも見学に行ったんですけども、お聞きする中ではやはり、本当に一緒に連れて来るか何かしないと、最初は、なかなか集まりにくいって言ってます。でもやっぱそういう中で4人でも5人でも集まった中で、いろいろ介護している悩みとか愚痴とか、困ったことなどを話す中で自分だけではなくてほかにもそういうふうに悩んでいる人がいるんだ、っていうことを感じるだけでもすごく介護の肩が楽になったっていう話をお聞きしました。ぜひ辰野町でも最初は本当にごく3、4人かと思えますけれどもそういう、私は悩みとか困ったことを語ったりする居場所づくりっていうものがこれからは男性介護者にとってはぜひ必要なことだと思いますので、前向きに検討していただきたいと思います。次に、男性介護者にとって大きな負担になっている一つに食事のことがあると思うんです。食事は毎日のことですので、本当に大変だと思います。そこで質問します。町として今後、配食の充実、それから介護食についての料理教室の開催など、食生活の負担軽減対策を実施していく考えがあるかどうかをお聞きします。

## ○町 長

あと課長の方から細かくお答えいたしますけれども、もちろん当然あると思います。データの的には意外とその食事の悩みというよりは今、出来合いの物があるせいかどうか知りませんが、入浴だとか排泄の方の悩みが圧倒的に多いというデータが出ておりますが。ま、さりとて食事もないわけじゃない。一番本当は困ってる。代替ができる出来合いがあるからだろうし、健康でやっていくんだっただけ納得いくように自分で作った方が良いでしょうし、非常にそういったことに対しましても、先ほど言いましたように公民館活動ほかでそういった講習等も行ったり、またお互いに話し合っって良い情報交換してもらったり、ということがあるだろうと思います。女性の皆さん方が食卓を握っている場合に、意外と女性同士が行き会った時に会話がこう弾むのは、やっぱり3分の1は食事のことがあるからだって言いますが、男の人はあまり食事を作らん人はその会話もないもんで、短時間で終わっちゃうという。どっか行き会ったような時ですね、と言われるぐらいでありますから、また食事のことも会話の一つの種にして食生活の推進の委員会なども作っていただいて教室等を開催していけばとこんなふうに思います。ただ、男性の私もある人に聞いたんですけれども、買い物に毎回じゃないんですけど奥さんも少しは行けるようですが、多くはちょっと奥さんの足の都合か何かで、男の人に買い物を頼んでいるそうです。男と言いますか旦那さんに。いろんな話が出て、諏訪だ岡谷だ伊那だっていう話が出るもんですから「辰野だっって買ってくれんかい」って言ったところ「辰野で買うと嫌だ」と。なぜかって言うと、あつ、知っている人がいた。見つかるな、見つかるなと思ってコーナーをほかの方へ入るんですが、またそっちで行き会っちゃったりして。そうすると「あれ良かった、丁度良い所で行き会った、何してるの」「いつも毎日何を買っているの」とかですね、行き会ったことも嫌なんでしょうし、それから「話、始めると話が長いよ」というようなことで閉口しているから、だから外へ行っちゃうっていう人があるんだそうですけど。それも慣れてできるだけ町で買ってもらえば本当は町のためにもなるだろうと、こんなふうに思います。課長の方からもっと具体的にお答えをいたします。

## ○保健福祉課長

男性の食事って、食事の対応っていうの、これやっぱり普段本当にしていない方がほとんどだと思います。そういう意味で非常に大変なんですけれども、もう苦手

だとかって言ってられない時代になってきているでないかっていうふうに思います。もうやはり日ごろから食生活に関心を持っていただきたいというふうに思います。やはり新聞の記事や何かを見てもですね、ちょっと私が目に留まった記事の中で、「今まで奥さんに20年も30年も40年も食事を作ってきてもらったんで、奥さんが寝たきりになった時は今度は恩返しするんだ」と。やはりそういう気持ちってというのは本当に大事なかなと思うし、本当にああ、良い言葉だなんていうように思います。今日、この会場にも男性の方、大分大勢でするので皆さんおそらくそういう気持ちになっていくのではないかなというふうに私も期待をしているところでございます。いずれにせよ、在宅で面倒見ていただいてですね、介護していただくってこと本当に私どもとしてもありがたいこととございますし、どうしても手に負えなくなってきたということであれば、また施設の方も積極的に勧めていくというような格好になるかと思えます。そうした中で大変、今良い時代になってきまして介護食をですね以前は介護サービス事業所みたいな所でないとなかなか扱っていなかったんですが、最近はスーパーだとかですね、コンビニ行ってもすぐ、おかゆなんかすぐ手に入るような時代になってきました。したがって片方を介護している方が元気であればそうした介護食についてもある程度ですね、調達も容易にできる時代にはなってきております。しかしやはり自宅で介護食を料理をするってというようなこともこれからも大事になってくると思えます。やっぱり介護食って言うと専門的な部分もありますので、保健福祉課にいる管理栄養士だとかそれから介護保険施設が介護施設がかたくりだとかいろんなのがありまして、そちらの方の方では専門的にそういうものを作っておりますので、そうした人たちと連絡を取る中で、何かそうした介護食に対する啓蒙とか勉強ってというようなことも今後していった方が良くないかという事は考えております。

○永原（1番）

今の答弁にもあったように、本当に男性介護者が増えるっていうことはある意味男性も関わるっていうことで、決して悪いことじゃなくて男性も今まで女性だけってところを男性もやっていくっていうことで、大事なことだと思うんですけども、それに伴ってやはりそういう男性介護者が増える中でそれに支援策を取ってくってということが、男性介護者がやりやすくなるか気持ちの上でも楽になるっていうことで、本当に大事だと思います。また今話があったように介護食、コンビニ

でもスーパーでも買えますが、なかなかお金のかかることですので自宅で簡単に軟らかい、介護してても軟らかいものが必要だと思っただけでも、そういう栄養的にも分かりやすい、そういう管理栄養士さんたちとの交流も踏まえてそういう支援の介護の場所があったり勉強会があったりして、そこでぜひ開催していただきたいと思います。本当にしっかりした栄養ってというか食べることをしっかりしとかなないと、じゅくそうになったりする場合もあったり健康上も、段々弱ってきたりする場合がありますので、食事のことは本当に考えていただきたいと思います。これからは多くの男性が当たり前のように介護するそういう時代に入ってきていると思います。それだけに男性が、男性介護者が孤立しないようにしっかりとした仕組みをこれから作っていくことが大切だと思いますので、ぜひ町としての男性介護者の交流事業や居場所づくり、それから食生活の負担軽減対策に積極的に取り組んでいただきたいと思います。次の質問にいきます。

次に地元分担金制度の見直しについて質問します。現在、車社会になり一家で何台も車がある時代になりました。生活道路も本当に狭くなったり車社会になりましたので傷んだりすることが増えてきています。町が実施する土木計画など地元分担金についての意見が聞かれることが多々あります。例えば「区に地元の生活道路の補修工事をお願いしたが地元の分担金がかかることが分かり、払えないので事業実施を諦めた」とか「小さい区では地元負担金が重くのしかかって事業ができない」など、さまざまな意見が私の所にも寄せられて来ます。そこで質問します。生活道路、生活していく中で大事な道路の補修とか土木工事など町は地元分担金制度を見直す考えがないかどうかお聞きします。

○町 長

地元分担金のことでございますが、これは急に言われてどうするかって言われましても、長い歴史の中で辰野町の場合、また町村が全国ではそういうことが多いわけですが、税金の有効利用ということで地元分担金、仮に取らないということになるとその建設なら建設の道路に仮定しますとその分だけ年間予算が減りますので事業が1つ、2つ減ることになります。分担金を持って、また住民の皆さん方にフィードバックしてしますのでそのお金を持って次の事業にも仕掛かるということにもなってます。また税金の公平な使い方と言いますか、におきまして町全体から集まっていますので、いずれどちらかの方へ回っていただろうと言われてましても、あ

んまりこの道路が2、3本しかない区もあるでしょうし、道だらけの所もあるでしょうし、そういうことになるとやっぱり受益、受ける人たちの方へ相当の税金が行ってしまうことになりますので、公平性を欠くということで分担金を少し、と  
いってたくさんのものでありませんので出していただいて、たくさん道路があっても直すならその分だけ補修もまた必要でしょうというようなことを出していただいているのがこの分担金の原理であります。そういった意味でこの分担金の出し方なんです、調べてみますと区によって区費を集めてる区がほとんどだと思いますが、そこで区全体として先ほどのまた原理でどこの常会、あるいは分区がやっても区の全体から出していくという所と、そういうことをせずに区費は区費で使って別個に分担金は本当にそれこそ受益を受ける所がですね、受ける所がその常会の皆さん方が出すという所もあるようです。どちらが良いかはそれは区の皆さん方の考えですが比較的区全体で集めてその区の中でもいろんな、先ほどのような均等的な平均的な考えにすると差があるわけですが、そうはいっても同じ区ですから大体共有部分は同じであろうと。どこの常会を多く、その道路がかかるとかそういうことはあるでしょうけども、でもそんな方が何かスムーズにいくという話は聞いております。そういった意味におきまして2点有効利用また、公平利用のために町としては現在町村の例という形の中でそのように進めさせていただいております。  
○永原（1番）

私の調べたところによりますと、近隣の町村をみると20年くらい前にいろいろ分担金の地元分担金で不公平感があるってということで地元分担金は基本的には取らないって言う所もあったり、ある所では毎年土木関係の地区からの計画を出してもらい、一つの区で3箇所ぐらいの工事を地元分担金はなく、毎年やっているって言う例もあります。近隣の市町村をみますと町村って言うかその町の1級、2級ぐらいの道路とか地元分担金はなくやっているって言う所が何件かあります。私は一応町民も税金を払っていますのである程度の生活道路、インフラですね。生活の基盤になる道路、土木工事みたいなものは町でやっていくべきじゃないかなって思っています。この辰野の分担金の工事分担金条例をみますといろんな分担金があります。道路とか消火栓、消火栓のこととか防火に対することもあるんですが、そういう最低の生活のことに関してはぜひ、分担金制度を見直して皆が使う道路、受益者負担て言いますが道路はその区の人だけが使うわけでもない、今車社会になって

そこら中、道路は乗りますのでぜひそういう生活に密着した道路は区とかそういうのを越えて地元分担金はなくすようにしていってもらいたいと思いますけれども、再度質問します。

○町 長

道路、インフラ、農道もそういう所に入るのでしょうし、いろんな道路がありますし、また一番極端な例はちょっと区とかそういうような考え方やめて、例えば箕輪町の人たちが箕輪町の施設を使うのに辰野町の道路を通る所があると仮定します。じゃあ辰野の道路は箕輪でやれということにならないんですね。やっぱり区域内の辰野町は辰野町の人がお金を出してやる。でも利用度は例えば8割から9割が仮にですよ、箕輪が使っているなら箕輪は利用するところというふうになるんです。その逆もある。というのが一つの例だけだと分かりにくいんですが、長い歴史の中でいろいろやっていくのにやりやすい方法だとかこういうようなことだそうであります。あまりその食い込んでまでっていうことはあんまりないようですけども、辰野はちょっと箕輪とも境で結構ね、入り組んでいますのでそういうことが起こるだろうと思います。それから主要幹線道路多くがですね、ほとんど多くが全体的に使われている道路等々の場合は辰野町の場合は分担金を取ってません。例えば城前線にしても何にしてもですね、多分そうだと思います。いくら平出地区にあたり宮木地区にあってもそっから分担金を取るっていうことなく、町全体で町の事業としてやっております。主要幹線道に入れるべきかどうかという境目の所は非常に難しいんですけども、はっきりしている所はそういうふうになっております。しかし各常会、あるいは区の道路なんかの場合、それは隣の区の人が結構使っているとかですね、隣の常会、ああ常会はまた別として入り込んでいるじゃないかって言いますが、先ほど箕輪と辰野の仮の例を挙げたところではありますが大体そうしないと終始がつかないんです。「誰の財産か」と言われるとそうなんです。使用度。使用する人の使用权とそれからその道路の持ち主権とそのへんの非常に難しい所がありますが、うまくやっていくにはその所がやると。利用はお互い様と。明らかに大勢が皆が不特定多数が大多数が使っている所は町が全体を持って分担金をなしにする。こんなようなことで大体うまく流れているはずであります、そんなつもりでおります。課長の方から考えがあればお答えいたします。

#### ○建設水道課長

それでは道路関係について説明させていただきます。町道につきましては、ご存知のように幹線道路そしてまた生活道路という形の中においてただ今、町長が申し上げましたように不特定多数通過交通の道路、城前線、東西線等の道路がございます。そしてまた小野地区については有利な事業を捉えまして防衛省の支援整備事業という形において、藤沢までいく幹線道路につきましては地元負担金なしで防衛省の補助金を使いまして事業を取り組んでおります。そのような形で小横川の道路につきましてもアクセス、集落に入るまでについては地元負担金なしという形の中で取り組みしております。それから生活をするに必要なやはり自分たちの周辺の道路につきましては先ほども申しましたように、1路線でも多くの路線を早期に行いたいという目的に基づきまして地元負担金というものでお願いをしている状態でございます。よろしくお願いいたします。以上です。

#### ○産業振興課長

産業振興の関係について申し上げます。分担金の表をご覧になっているかと思うんですけど、こちらの方につきましてはですね、やはり利用する方が限られるというようなそんな状況の中で負担率も高く設定をさせていただいてですね、分担金をいただいている状況であります。項目につきましても、産業振興の関係の項目が非常に多いわけでありまして、やはり業者が限られるということをご理解いただきたいと思っております。以上です。

#### ○永原（1番）

利用者が限られるっていうふうにありますけど、私としてはですね、やっぱり大きい意味で辰野町の生活道路っていうか皆が地元の人が主使うっていうのは言えますけれども辰野町全体の生活道路を良くしていくっていうことは防災のためにも良いし、やっぱり住みやすいっていうことにもなると思うんです。実際にこうやって要望を出したんだけど地元負担があるんで事業ができなかったとか、事業をしたくてもやはり区として小さい区なんかは重くのしかかっているっていうことが実際にある、現実の中で町としてやっぱり最低のインフラのことに対しては、町が責任を持ってやっていくっていうそういうトップの考えがぜひ必要だと思うんですね、基本的な考えとして。私は工事のこの分担金に対しては、ぜひ主だった所は中止っていうか廃止していくか、あとは率を低くする。そういう考えがあっても良いと思

います。辰野町にこう住みやすいついていう所もそういう所が少ないっていうことも住みやすい中には入っているんじゃないかな。生活道路がきちんとできてるっていうことも生活していく上では本当に住みやすいと思います。あと、各区でもいろいろ要望を出されてもなかなか直らないっていうこともあるんですけども、それはやっぱり最低生活道路は要望があった所は、直していただきたいっていうこともあるのでぜひ今後、工事の分担金については考えてもらいたいと思いますので、その防災に関して消火栓の移動とかそういうことに対しても、分担金があることは私はどうしてももうちょっと減免していくっていうか、減らしていくべきだと思います。ぜひ今後そのそういうふうな考えにはならないか、再度お聞きします。

○町 長

防災っておっしゃいますが、防災に対しましては建築基準法で4メートル以下の道路に対しては建築できないことになってます。ただ昭和20年間ぐらいにできた第何項道路でしょうかね、ちょっと忘れちゃいましたが、に該当するものは中心から2メートルセットバックして造りなさい。反対側へ造る人もまた中心から2メートルセットバックして自分の土地であっても造りなさい。道路を確保しなさいということで結果的には4メートルになるように第2項道路だったですね。それに該当するものはそういうふうになっております。ということで防災的にはそれはもっと広い方が10メートルある道路の方がもっと良いんだらうって言われれば切がないんですが、最低消防車や何か入るだけ、救急車が入るだけの道を確保できるように今、ない所でも将来は必ずなるようにそういうふうに法律ができておりますので。よりっていう話になるとまた別ですが、最低の防災の方はクリアできていると思います。ただ、県のですね公共事業全体は4分の1になってます、ここの3、4年。道路関係は10分の1になってます。10分の1、一割ですよ。こういうふうに公共事業がいけない、心の時代だ何だかんだって、福祉の時代だやってるうちにそれがグングン削減されたじゃないですか。それでなおよれったって無理ですね。切ないことにですよ、やりたくても。そういう状況の中を無理して一所懸命やっているわけですが更に分担金がない取らないっていうことになると、その分だけ道路の着工件数が減りますけれど良いんでしょうか。町全体の中で、予算が。それか、永原さんたちがいろいろ言っている福祉のことは割愛してくるんですか。どっかでお金足りなくなりますよ。そんな大したお金では実はないんですけども、これは公平

の原則によって分担をいただいているんですが分担金を減らせば町が出さなきゃいけないでしょ。その分、道路やるんなら道路減らすよりしようがないですよ。あるいは道路同じようにやれって言ったら福祉か何か、教育か何かカットしてこなきゃお金足りないでしょ。だから全体的にやはり考えていただいて、今のところ残念ながら分担金の方式は私はそんなに悪い方式はないと、こう信じておりますのでこのまま進めさせていただきたいと思います。分担率に対しまして意見があるようでしたらまた言っていただければ、検討はしてみたいと思います。

○永原（1番）

なかなか気持ちが伝わらないんですけれども、私はやっぱりそういう町全体の生活道路、そういう地元からの要望があったものは分担金がなくやっていけば良いなあとと思います。ぜひ今後、今、分担率のことはまた追ってっていうことですので、またそっちの方もきちんと減らすように考えていってもらいたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位5番、議席12番、三堀善業議員

**【質問順位5番、議席12番、三堀 善業 議員】**

○三堀（12番）

通告してあります2点について質問してまいります。1点目ですけれども空き家対策について。これは空き家と言っても私が申し上げてるのは使える空き家ではなくて廃屋、あるいはそれに近いようなものの空き家という意味でこれから申し上げます。少子高齢化だとか過疎化、空洞化、限界集落とか崩壊集落とか昔は一昔前までは、ほとんど使われなかったような言葉だと思います。しかしその言葉でも辰野町だけがそういうことはないだろうというふうに考えておりましたけれども、今や他人ごとではないという状況にあります。日本の国が否応なく人口の減少が続く宿命の時代ですので避けて通れない。これから辿る試練の道かというふうに考えます。私も似たようなもんですけれども、一人暮らしが多くなってこれから段々にそうした形の中で空き家が多くなっていく。空き家だけでいけば良いんですけれども、それが時が経つと廃屋、廃墟というような状態に変わって行ってしまふ。それに近い家が相当増えているのが現実だと思います。更にごみ屋敷というようなものもテレビで見るほどの深刻な状態にはありませんけれども、方々にあるようです。それが

野生動物の棲家となったり、隣近所のいさかいの問題になったりというような、空き家になってれば火事の心配もあります。そうしたことを考えますとどうしてもこの空き家対策ということについて焦点を絞ってお聞きしたいということでお伺いたします。まず廃屋、それに近い建物についてどのように把握しておられるでしょうか。実態の調査がどのようにされていますか、お聞きいたします。

○町 長

「故郷の廃家」という歌があるんですけども、外国は比較的、石造であったり何かするんで廃家にしておいてもまた使う人があればそれを使えるとかいろいろあるんですし、比較的地震の少ない所でそんな歌も生まれたんじゃないかと思いますが、日本の場合、木造が多いもんですからこの廃家にしてあると雨漏りがしてきたりして腐ったり、たちまち斜めになったり、ひっくりかえっちゃったり。あるいはまた誰かが入って火を付ければ簡単に火が付いてしまう。先ほど言ったように動物、ハクビシン等、いろんな棲家になってしまう。おっしゃるとおりだと思います。町の場合は固定資産税徴収をさせていただいておりますし、できるだけ公平公正にということで町の職員が町中を見歩いたり、定期的に航空写真撮ったりいろんなことで適切に見ておりますので、そこに住むのか住まないのか空き家なのか、更に目で見た状態でも係員が行って見てますので、面積はその後、大丈夫か増設してないか、あるいは少なくなったりゃしないか、壊ってますね。そうすると固定資産税も下げていかなきゃいけないもんですから、そういったことの調査の中で発見をするように当然、偶然というんでなくて当然発見されます。また、住民の皆さん方からの声っていうのもありまして、それでそれに行ってみなきゃいけないということです。廃家に近い状態としましても持ち主が完璧によそにいるとかですね、しかし誰がもう持ち主なのか兄弟別れて誰も寄っ付かない。位牌ももう持ち出して何も中にならなくてこうなってくるとちょっとまた調査しなきゃいけないんですが、いずれ発見ということになりますと今のような方式の中で住民の皆さんの声、それから町の固定資産税ほかの調査等々から発見をさせていただいております。以上です。

○三堀（12番）

中へまでの調査っていうのは大変だと思いますけれども、しかしその申し出があるかどうか、あるいは地域周辺の人たちが近所の人たちがこういうふうだ、ああいふふうだというような申し出があるかどうか。そうした時にどのような対応されて

いるか、その管理ができるうちは良いんですけども、できなくなると大変なことになってしまう。これ下辰野、私はずっと住んでおりましたけれども下辰野の中にも町の中ですけども廃屋が何軒かあって、1丁目は先ごろ昔の吉野家旅館ていうのがありましたから、あのへんの近辺はきれいに整理されたから良いんですけども、あのへんにはハクビシンが住んでおりました。そんなようなことを考えますとそのすぐ裏手の元町にもありますし、そうしたことはこれから増えていくじゃないかというふうに考えます。そこでその対応を今後どのように考えておられるか。まず条例化の話が、て言いますか流れと言いますか、全国に大分広がっております。1月の19日ですか14日かな。信毎にも出ておりましたけれども、小谷、飯山では条例化されている。筑北村も東筑摩郡これも4月から実施というような話も聞いております。全国では73県市区町村で条例化が施行されているということですけども、もうそろそろ辰野町においても、この条例化の準備に入る時期になっているのではないかというふうに考えるわけです。この条例化に向けてのお考えはあるのか、ないのかそのへんをお聞きいたします。

#### ○町 長

次の質問にお答えいたします。これなかなか難しい問題でありまして、一応発見、あるいは通報等ありますと一応、調査します。それを特定いたしましてそれから持ち主がいれば助言、それから指導という形になります。また謹告でこうことで、これ知らないって、命令の前の段階も出せるわけでありまして、理屈から言いますと最後までいきますとですね。それからまた所有者から意見を聞いたりする中で行政命令が出させていただいて、命令内容で壊るなりなんなりしてもらおう。駄目な場合にはもう行政代執行という形になってきます。しかし議員ご承知のとおり、またご指定のとおり、これは真っすぐただやってしまうんでなくて、必ず条例か何かで作らないとだめで、やっぱり謹告だとかそこらへんまでは良いでしょうけども、実際代執行にいく1歩手前、2歩3歩ぐらい手前ぐらいになってきますと条例執行が必要になってきますので、条例を作らなきゃならんだろうとこんなふうに思います。危険という形になってきましたり、周りに不快感を与えとかいろんなことになってきますが、大きな基準はまずは建築法上の危険、もう一つは消防法の危険があります。あとは環境の問題、周りの皆さん方、こんな3つぐらいの段階の中からまたそういうふうに取り壊しなりを進めていくような方向になってくわけでありまして。

また課長の方からお答えいたしますけれども、公共物の大きなものが放置されたり、そんなことはないですけれども、あるいは反公共物等々の場合には今のままだも行政が代執行っていうのできるんですけれども、個人のものに対しましてはなかなかそこまでいっていなかったと。飯山ほかは作ったということは非常に目新しいことじゃないかと私思っているんですが、いずれ議員おっしゃるようにそういう時代にこれから人口も減ってきますので日本中、そういうことが該当してくるだろうと。また親戚等がどこまで追ってって良いものなのか。親戚縁者がいるのに勝手に行政が壊してしまっても良いものなのか。法的には相続人という人がいます。相続が放棄されちゃった時にこれまたえらいことになります。結果的には放棄、放棄で重ねていきますと国のものになってしまう。土地、建物ともにです。そうなってしまうとまた、それを代執行するのは国がやってくれませんので、町村でやれとかいろんなことが絡んで入ってきます。いずれにしましても議員おっしゃるとおりそういう時期に入るかなと。具体的なそんなような所も2、3見えるようでありますので、考えて前向きにしたいと思います。課長の方からもう少し細かく、細かくご説明いたします。

#### ○総務課長

私の方からは防災、防犯の関係でこの点についてですね説明をちょっとさせていただきたいと思いますが、従来はですね防災計画の中にもですねこの躯体自体を謳い込むんでなくて、それに付随するですね看板ですとかブロック塀ですとか、そういうものの安全性についてですね、危険と感じた場合にはですね指導するような部分で流れてきます。民事、基本的にはですね、民事に不介入ということで民法上の問題が隣地等あればですね、そちらにお任せをするというような中で区長さんをお願いしたり調整をさせていただいてですね、過去にもですね、もう本人にもう廃屋を片付けるそういう力がなくなった場合にはですね、ご近所の皆さんが手を出し合って片付けていただいたというケースもございます。ご承知のとおり先ほどご案内ありましたように飯山市、小谷村等ですね既にこの9月10月にですね、条例化をした所もございましてそういう動きがですね、これからの動きになるだろうと思います。ただこれをやるについてはですね、民法上の問題、それから建築基準法の問題等がありますんで、大勢の不特定多数の皆さんにですね危害を及ぼすような場合でないとはですね、なかなか人の財産に手をかけていくということは難しい部分もご

ございますので、またご意見をいただく中でですね検討をさせていただきたい。そういう課題だと捕らえております。一応現在のところはそんなところでございます。よろしく申し上げます。

○三堀（12番）

今、町長、総務課長おっしゃられたとおりです。私も近隣の市町村の方々ともいろいろ話をお聞きしたり、実際の例をお聞きしてくる中でそういう状況に、差し迫った状況にあってもなかなか手が出せない。そして条例が作られてもそれを最後まで執行ができるかどうかというのは非常に難しい問題が付いて回る。その持ち主って言いますか所有権者が特定できないというような大変、先ほど町長もおっしゃられましたけれども、なかなか誰がどうだっている責任のあるものは見つからないというのが大変多いようです。それからほかの市町村の中でも諏訪の辺り、それから塩尻もそういう動きになってるようですけれども、実際にそれ作ってそれじゃあどこまで手を出せるかっていう、それが非常に難しいって言うことを言っておりましたが、それはしかし、もうそろそろそういう時代になっているんじゃないかっていうことを先ほど申し上げたように、辰野でもそれにやはり向けた勉強をこれからし、そして準備をしていく必要があるかというふうに先ほどから申し上げているように、そういう気がいたします。そこでもう一つごみ屋敷のものをちょっと調べてみたんですけれども大体、南箕輪村っていうのは非常に何ていうかおおらかな所だと思って私いたんですけれども、やはり年に3回か4件ぐらいはそれに絡んだような問題が出て来ると言うこと言っておりました。伊那市でも大変深刻になるぞ、というのがあったけれども何とかそこまでいかに片付けられたとか。下諏訪の方にもそんなのあった。塩尻にもあったそうです。辰野町にもそういうような例があるだろうと思えますけれども、現在までの中で特にこれから問題になるとか深刻であるとかいうような事例が今まであったかどうか、現在あるかどうかそのへんをお聞きします。

○町 長

よく、テレビなんかに出てきまして集めることが趣味の人。集め過ぎちゃってえらい騒ぎになっちゃって捨てるに捨てれない。これ本人拾って来たものは本人の所有物。まあ落とした人があると別ですけども。鉄から何からこうもり傘の破れたのかみんな集めてえらい騒ぎということで、辰野にもちょっとねえ、何ていうか

拾ったもの等々を集めるのが趣味で集めて、辰野町の家置いてある人が1軒ありますし。そのほか普段住んでてもちょっとね、ごみが多くなっちゃってそのうちにそのうちにとって段々段々捨てるよりも、捨てるごみの発生の方が多いという形、手が付かなくなっていき、そのうちにそれが人生の習慣になってしまうというようなことも若干聞いてはおります。ちょっとそれ以上よく分からないって言いますか、課長の方がよく分かっていると思いますので、説明させます。

○住民税務課長

ただ今、町長が申しあげましたように実際にはそういう方、目に付く方も何軒かあるかと思うんですけれども、ただ実態といたしましては例えば地域の住民の方とか、あるいは区の方を通じてということで町にとっても困っているのをそこを片付けてもらいたいとか、何とかしてほしいっていうような声は直接はございません。ただ、そういうことを逆に言い出せないままに近隣の住民が苦慮しているっていうような実態はあるかとは思いますが、実態としてこちらの方にそういった相談とかはございません。ただ、過去の事例におきますと一人暮らしの方で亡くなられてしまったとか、そういったような方でその後の片付けをこちらの福祉の方の部分、分野の職員とか生活環境の職員とかで対応をして片付けたとか、そういったことはありますけれども特段、一般の方の中からは今現在はないっていうのが現状です。

○三堀（12番）

私も今、町長に家の中にゴミが溜まっているって言われたら、何か僕の家のこと言われているような気がしてちょっと心配なんですけれども、今言われたように確かに伊那でもどこでもそうですけれども大体まあ深刻な、ちょっとテレビで見ると大変なことにはならなくて、何とか現在のところは収まっているようですけれども。やはり今、課長の言われたように亡くなって初めて行ってみたらその中、大変なことになってたっていうようなのはいくつもあります。そうしたことも考えますとこのゴミの問題もできるだけ、それでただ屋敷になっていなくても空き地でも、屋敷ももちろんですけれども、その雑草だとか木が生い茂ってしまって隣の家に被さってるとかっていうような問題。去年はなかったんですけれどもアレチウリだとかアメシロだとか大変そういうような問題でもって地域で。ところがなかなかその隣近所の人たちは言いにくいわけですよ。ですからそんなことも含めてこれから

は空き家対策の実を結べるような方法でお願いしたいと思います。次の質問に進みます。

次は除雪対策ですけれども、先ほど根橋議員の方から大所高所からいろいろな面でご指摘があったりまた、ご意見がございました。また良いアイデアもあったと思います。私、その方のこともありましたけれども一つ、いわゆる家の周りだとかその会社へは朝早く出てってとか、体の不自由な人だとか、老人の所は隣近所で片付けるなんてこと当たり前で昔からやっていたんですけれども、その今、段々車が多くなってきて、そしてまた道路も広くなってる。そのためになかなか一人暮らし、あるいは老人の方々では手が付けられないのが、今年のように多い雪の時はあまり例は少ないんでしょうけれどもそういうことがありました。そこで私週に2回ほどは、老人福祉センターを利用させていただいております。あそこの所は前の方にボランティアセンターがあり、福祉センター、そして裏にはぬくもりの里、それから地活センターあるわけですね。ですからいわゆる福祉ゾーンというような感じの地域だというふうに思います。そのあたりの所でちょっと私今回の雪の後、雪降っている時の片付け、これはあれで良いと思います。1箇所へ2箇所へ段々にこう積み上げて片付けていく。それは良いんですけれども、福祉センターの方へ入ってからぬくもりの里の方へ入っていく道路がずっと奥の方へ繋がってますけども、あの辺がちょっと日陰になるわけです。その日陰になった所へ雪の片付けはできたんですけども積み上がってる。それが溶けては凍り、またそれが溶けては凍るという状態で非常に歩くにも危険なような状態の時がありました。それ、表の方は職員の人たちも皆で手分けでいろいろな雪を片付けたりなんかしてますけれども裏の方の雪の塊がそのまま残っていたもんですから、道路が凍ってしまって、表の方の駐車場を全部使えませんので裏へいつも止めるんですけれども、裏から行くと非常に危ない状態が続きました。今年雪だけじゃなくて非常に寒さも厳しかったっていうことがあろうかと思いますが、そんなことを考えますとこの福祉ゾーンの雪の片付け、あそこへ身障者の方あそこにおりますしするんで、老人福祉センター、ぬくもりの里、皆来る人たちや我々より皆年配のような体の悪い人が多いわけです。ですからその部分だけは何とかその溶け出す雪のないように、その部分だけ片付けるようなことを今後は除雪のところでやってほしい。これもし何か事故があればやはり責任を問われるんじゃないかっていうような気がいたします。そのへんも今後の、

まあ雪がこんなにたくさん降るとは思いませんが、雨ならもうなくなるし、雪だって溶けりゃそれっきりで何ていうことはないんですけれども、雪だけにその問題がある。通園、通学路のことも先ほどもちょっと出ましたけれどもそんなようなことも含めて今後の考え方の中でぜひ、その福祉ゾーンだけは何とかしてほしいということをお願い申し上げます。いかがでしょうか、その考え方は。

#### ○町 長

今回の豪雪って言いますか、何度も大雪が降りましてその対応ということでそれぞれ皆さんまた新たな最近にはない新たなお考えをお持ちだと、こんなように思っております。町ではペーローダーやバックフォー、ダンプトラック等々備えておりますので、順次対応にあたってはおります。福寿苑だとか、かたくりなどは国道から直接入っていく所でありまして、ほかの所もそれぞれ互助、共助で助けてくれる方もありますので、その方にもお願い申し上げたりボランティアでやっていただいたりというような形もあるわけでありまして。まだ、お話のとおりでありますので例えば、あさひヶ丘共生館、共生館あさひヶ丘あたりは今年の場合は、場合によっては保健福祉課の職員が対応しておりますし、高齢者憩いサロン、北大出の所だと思っておりますが、それも同じであります。憑の里、小野の駅の所。結構あそこも広い駐車場で雪が溜まると大変でございますが、これは社協、社会福祉協議会と小野区のご協力を得てやってる。いろんなパターンがそれぞれ使い道、あるいはその場、置かれた場所によってあるわけでありまして、鋭意対応しなきゃならないと思います。今のようにあんまり慣れない方がやりますと日陰へ持って行って雪積んじゃったということになると、返ってそれが害を起すということもありますので、その点はまた担当の方ができるだけ、できるだけですね、どうしようもない所もあるんですけれども日の当たる所へ積んでおいてくれというようなことにして、日陰の方はかき取っちゃってほしいというような要望は出していきたくてこんなふうに思います。具体的な例もいろいろありますので、担当課長の方からお答えを引き続きいたします。

#### ○保健福祉課長

今、議員さんにおっしゃられたとおりですね、ぬくもりの里の周辺、いろいろ分担して雪かきをしております。老人福祉センターの方は社協の方でやっていただいておりますし、それからぬくもりの里のロータリー部分についてはJAで中心に

やっただいております。それから入り口の道路から地域活動支援センターの周り、また駐車場にかけては保健福祉課の職員が後から飛んで行って全員でやっております。時たまですね、今年再三にわたる大雪の関係もありましたり非常に低温ということで凍結したということで、実を言うと私もちょっと足が悪かったもんですから行った時にちょっとこれは危ないなあっていう状況で、三堀議員さん同様の感じを持ちました。時たまちょっと今年、なかなかかけない部分について近くのですね民間の業者さんにちょっとお願いをしております。ちょっとその重機の投入がちょっと遅れてしまったことによってですね、ちょっと非常に危ないような状況になってしまったということで、非常にまことに申し訳なく思っております。やはり今後はやっぱり積雪については体の弱い方とか大勢いらっしゃるし、非常に大勢の方があそこを利用しますので、優先的に早めの除雪に心がけていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○三堀（12番）

ぜひ、町の福祉ゾーンはできるだけ、後、溶けた雪が凍って事故が起きたなんていうようなことのないようにお願いしたいと思います。それからもう1点、その今回の雪はいずれも大変渋滞した。先ほど質問にもありましたけれども緊急車両の通行が恐らく麻痺してたじゃないかというふうに感じます。この間、火事だとか事故だとか病人だとかっていうようなことの何か事故はなかったですかね。ちょっとそのへん何人かに聞かれました「いや、僕は分からんけれども」って言うておきました。「何も言わなければならぬだろう」って言うておきましたけれども、ああいう時の対策を今後やはり考えておかなきゃならぬ問題じゃないかというふうに、気がいたしますのでそのへんどのような状況だったか、もし分かれば、分かる範囲内で答えをお願いします。

○消防所長

積雪時の火災等はございませんでした。しかし、ご承知のようにスリップ等の事故もありますので、スピードも抑えて緊急走行するものですから現場へ到着するまでには普段よりも時間はかかります。また雪のために現場へ到着できなかったということもございませんでした。以上です。

○三堀（12番）

もし、そういうことでもって病人が救急車が来てもらえなかったというようなこ

とがあったりすると大変だと思いますが、今後の対策の中にもそれも含めておいていただきたいというふうに考えます。私は用意した質問は以上ですけれども、先日9日、今月の9日ですか。『たつの新聞』に定住人口の拡大をという記事が載りました。移住定住促進協議会、仮称だそうですけれども設立された。これはぜひ成果に繋がってほしいものです。できるだけ、人口が増えるような今回2点の質問いたしましたけれども、いずれもこれ住環境に関するための質問です。ぜひ辰野町を住み良い、そして安心安全のまちづくりと、いうところに力を入れていただきたい。ちょっと私たちにしても恥ずかしい不祥事がありましたし、新町にも死亡事故がありました。しかしマイナス思考ばかりではなくてやはり切り替えて、6時のチャイムは「辰野の雨」のメロディーが流れますけれども非常に良い雰囲気だと思います。それでまた先日は金輪際、恐らく望んでも取ることはできないというロビーの入り口にもあの飾ってありますけれど「まとい」の受賞これは本当にこんな機会はまづどこでも望めないものだと思います。大変明るい町のニュースだと思います。良好な住環境を作って、移住定住を促して、企業も誘致して、雇用を増やす。これは税収が上がります。町長、まだ任期半年以上あります。ぜひその一大居住拠点都市構想の辰野ミクスをやってください。それでは私の質問を終わります。

○議長

只今より暫時休憩といたします。本日は東日本大震災の2周年追悼の日であります。震災で犠牲になられた皆様のご冥福をお祈りし、1分間の黙祷を捧げますのでその場でお待ちください。

○議会事務局長

ご起立願います。

(一同 起立)

○議会事務局長

黙祷

(一同 黙祷)

○議会事務局長

(おなおりください)

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお再開時間は2時55分といたします。

休憩開始 14時 41分

再開時間 14時 55分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位 6 番、議席13番、宇治徳庚議員。

**【質問順位 6 番、議席13番、宇治 徳庚 議員】**

○宇治（13番）

私は公共事業ということで、このところ国がかなり公共事業についての取り組みを謳われておりますので、それに繋げた一連の内容で質問をさせていただきたいというように思います。昨年末の総選挙で、再び政権の座についた自民党はアベノミクスを旗印に「経済」「外交」「防災」がいかに国家の危機であるとして、強気の政権運営を進めています。「外交」ではさすがと思わせる一面もありますが、「デフレ」も「原発」も自民党時代のツケから始まっていることを肝に銘じて、反省の上に立って進めてほしいと思います。「物価目標 2 %を目指す」と宣言しただけで株高が始まり、今にも景気が良くなるような根拠のない楽観ムードと期待で株価は上がっても賃金は期待では上がりません。企業頼みとはいえ政府も率先して人手不足に悩む介護やサービス業、そして非正規労働者に対しても手当てを行うべきで、それでも賃金が押し並べて上がる迄にはかなりの時間を要すると思われま。一方円安ではメリット、デメリットが即表面化しています。輸出企業は差益で収益が上がり、原油・ガソリン・灯油他、輸入品は早くも10%以上、上昇し中小企業や一般消費者を直撃しております。長いデフレ不況からの脱出は、同じタイミングで進行してきた「少子高齢化」や「過疎化」そして「人・物・カネ・技術のグローバル化」など、社会構造や市場の変化とリンクしているから容易ではありません。この点の政策なくして単に公共事業を増やせば、日本経済が再生できるというのであれば、いかにも片手落ちではないかと私は考えます。それはそれとして、この公共事業について考える時に、都市部と地方の県や市町村では規模も内容も異なるわけですが、今まで共通して問題視されているのがあまり必要性のない、いわゆる箱物ではないかと思ひます。政府は安心・安全・防災のための公共事業を進めるとしておりますので、政府自民党は本当に変わったのかしつかり見届ける必要があると思ひます。さて我が辰野町の近年の事例では18年災害にからむ徳本水ミニバイパスや町内数ヶ所の砂防ダムは安心安全・防災の典型的な事業だと思ひます。町では昨年

の辰野病院の新築が単なる箱物ではなく、老朽化・耐震化を見据えた福祉施設であり経営改善が軌道に乗れば、ハードとソフトが一体となった必要不可欠な公共事業だとも言えます。また町内小中学校の耐震化も一区切りつき、各地区では公民館の老朽化対策として介護予防センター化による新築・改修が55箇所にあたり、こちらも維持管理費や介護予防事業の運営面の悩みは付いて回っていますが、地域密着型の時宜を得た公共事業と言えましょう。そこで、まず町長にお尋ねいたします。平成25年度町予算における、公共事業の割合と主要事業についてお聞きしたいと思います。

○町 長

それでは質問順位第6番の宇治徳庚議員の質問にお答えしていきたいと思っております。25年度予算において、公共事業等の事業性、課題等のご質問でございます。今、道路、先ほど来出てます。辰野町全部で487キロメートルぐらいある。一時は520キロぐらいあったんですが、その中で舗装延長は267キロ。東京行ってここから行ってもまだ途中まで帰ってくるぐらいの長さがあるわけでありまして。これは昭和40年から50年度の高度成長の頃、あるいはまた61年。んっ。あつ。でもそういったことで力を入れていく事業自体というものはそういった道路関係があるということでありまして。ほかに橋梁も辰野町は307橋ぐらいありまして、この橋梁の長寿命化修繕計画を立てなきゃならんというようなことで進めてまいるということでありまして。ほかその中で307ですが、やはり緊急に必要でありしかも緊急走路ということになりますと9つの橋が優先でありますので、そのうち4つは中央道に架かっていますので、その橋の改修、中の橋、篤原橋、上之橋、これはもうほとんど雨沢へ行く所でありまして。小横川橋、昭和橋等々であります。あと社会資本の交付事業で更に改修を図っていくとこういうことになってまいりますけれども、これは道路問題の方で力を入れていかなきゃならない使用箇所という形になってまいります。

○宇治（13番）

・・・

○町 長

はい。番号がいくつも打ってあって皆1で、大変に欲をかいて書いてあるもんですから、これだけはいはい。質問順位6番の1の1というこの番号の所であります。いずれにしましても、先ほどのようなこと等を大きな事業でやっていく中で更にか

てて加えて防災行政無線のデジタル化まだ進んでまいりますし、道路等は先ほど言ったとおりでありますし、羽北の保育園耐震事業、それから都市公園の施設の整備事業、あるいはまた耐震構造にしなきゃならん所の調査等々が大きな事業あります。一般会計全体で、この間、発表しましたように79億2,300万円。ということでございます。そんなところへ力を入れていくということではありますが、これからは維持管理の方へも力入れていかなきゃなりませんので、先言っちゃいましたがいろいろ施設の延命措置をしていくことも大事であると、こんなふうに思っております。

○まちづくり政策課長

それではですね、公共事業の割合でございますけれども、先ほど町長申し上げた79億2,300万円のうちですね、11.2%、8億9,058万円余がですね公共事業費となっております。また、特別会計に目をむけますと上水道事業ではですね、半分の50.6%。それから下水道事業では約10%がですね、公共事業費の割合となっております。以上です。

○宇治（13番）

先ほど町長の方からも維持管理という話がでましたけど、昨年10月に共同通信社が全国1,261自治体に行なったアンケート結果で「今後の維持管理費用を推計した自治体の8割が費用増に伴う財源不足を予想している」と報じています。その対象物は、自治体が管理しているまずは道路、橋、上水道、下水道、公立学校、図書館などの住民利用施設、庁舎などの行政機関の建物、公営住宅の8種類です。推計した自治体の経費見通しでは、現在充当している額を基準にすると今後「かなり不足する」「やや不足する」を合わせて、多い順に「公立学校」87%、「橋」85%、「道路」82%、「公営住宅」80%、「上水道」78%、の順となっておりますね、これらを賄う対策としてはトップに「改修で利用期間を延ばす」という内容が87%ということで圧倒的にですね改修して延命策を取るんだと。他は「利用者の負担増」が13%、「新規には造らない、あるいは抑制する」が12%となっております。そして、最近5箇年での軽微なものを含めた老朽化による想定外の事故や修復があったかの問いに対しては41%が「あった」と回答し、具体的には「外壁の落下」や「水道管・ガス管の破裂」を挙げております。続いてお尋ねいたします。庁舎をはじめ建物・道路・橋、等老朽化の実態と今後の対応策についてお尋ねいたします。

#### ○町 長

橋梁等延命措置につきましては当初、冒頭で述べたとおりでありますので、割愛させていただきますが、ほかに今年度事業における公共事業の重要性の課題という中では、辰野町の庁舎があります。道路、もちろん先ほどのように補修しながら一部新設道路も進めていくということではありますが、公共事業の中で一番役場の庁舎が老朽化されているわけでありまして、これに対しまして大規模改修等々、学校は既に終わってきておりますので、次のこれに対します調査を行っていきたくとこんなことでもあります。詳しくはまた課長の方からお答え申し上げますが、そういったことに加えてさきほどの橋梁の維持、延命措置とこういう形であります。課長の方からお答えいたします。

#### ○総務課長

私の方からは庁舎の関係につきまして説明をさせていただきます。庁舎は昭和48年の建築でございます40年が経過をしております。業務の継続性を担保する意味でここで改修をしたいところではありますが、病院建築等が入りました関係で耐震診断をしたところで、今止まっている状況であります。来年ですね、平成25年度に庁舎のですね耐震化に向けての実設計を盛らせていただきまして26年度にですね、耐震工事の方を進めさせていただきたい。これについては補助金も出ますので、起債と補助金を当てにしてやらせていただくわけではありますが、おおむね概算ではですね国の基準で現在は0.42とかっていうそういうIs値って言いますか、そういう耐震のですね強度なんですけれども、それを0.75までに上げるにはですね約1億円くらいを予定をさせていただいております。そのほかにも空調関係、それからトイレの関係ですとか下水の関係、それから電気の弱電の配線の関係とかですね、駐車場とか挙げれば切りがないわけではありますが、そのへんについてはですね耐震化がとりあえず終わった段階でまた実施計画の中に盛り込ませていただきたい、そんなふうに考えております。以上でございます。

#### ○建設水道課長

それでは町道、橋梁に関しましてご説明させていただきます。町道の総延長につきましては487キロメートル、舗装延長については267キロメートルございます。ご存知のように昭和40年から50年の高度成長期、61年から平成3年ごろのバブルの機に建設された事業箇所が大きく占めております。これによって快適な住環境を手

に入れましたが現在、これにかかる維持、修繕の時代を迎えております。コンクリート構造物の太陽年数は50年から60年。アスファルト舗装については15年という形でございます。その形の中において、各年の事業によりこの長寿命化、もしくは修繕等を努めていかなければいけないということで考えております。橋梁につきましては、辰野町の町道にかかわる橋、307橋ございます。平成23年度に橋梁長寿命化修繕計画というものを作りまして、調査と点検を終えて公表しているところでございます。事業につきましては緊急輸送路から事業家を進めるという形の中におきまして、緊急輸送路に関わる橋、9橋ございます。これを5箇年計画で修繕を行うという予定で進めております。平成24年度につきましては、中央道に架かります歩道橋、4橋でございます。これにつきましてはの高欄等の補修を1,207万5,000円で行っているところでございます。一部、繰越事業で25年になります。また、25年度におきましては高速道路内、北側から工事を行うという形の中において中央道側に委託を出しまして事業を推進し、橋梁の長寿命化に進めてまいりたいと思っております。総事業費につきましては、ちょっと莫大な事業量でございますので、算出等をされておりません。これにつきましては一般財源、また財源といたしまして国の社会資本整備総合交付金事業等を考えまして、事業化を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○宇治（13番）

さきほどの庁舎の件ですけれど、これは耐震と耐免は違うと思うんですが耐震化で寿命が何か何年か延ばすということですか、それともいずれ基金があるので建て替えるという前提での耐震化ということですか。

○町 長

現状では今ある建物の補強対応を考えております。建て替えてことになるちょっと病院も建てた後ですしね、中学校やいろいろ学校全部耐震化したところがありますので、今はこの庁舎、生かしながら補強していくとこういうことを考えております。

○宇治（13番）

今ご説明いただいたとおり町も高度成長期に進めた建物等が多い中で、一度にインフラ整備の費用を投入するというのは確かに無理があるというふうに思います。したがって分野別とか年代別にリストアップしていただいて、それを順を追って計

画的に進めるということが重要じゃないかというふうにも思います。他に先駆けた上水道は、下水道の敷設に合わせて既に交換されているということですから、この点では一安心ですが、形あるものは必ず老朽化し壊れるわけで、ダメになるまで待つて毎年先送りするよりも、民間で言えば減価償却を見て計画的に更新してゆく必要性、即ち予防保全のやり方が重要ではないかと考えます。一方においてですね、住民要望からの公共工事や公共サービスの維持管理に対するさまざまな声というものもあります。例えば町道の舗装や側溝の補修、農道や水路の補修、治山や林道の整備、河川整備、交通安全対応など多岐にわたって各区や団体を通しての事業要望が数多く出されていると思います。そこでお尋ねいたします。各区などから出されている要望事項は予算にどのように反映されているかお尋ねしたいと思います。

#### ○町 長

それでは次の質問でありますけれども、各区等から出された公共事業に関する問題、どのように25年度に取り組んでいるかということですが、現在の見積もりの中では、まずは産業振興関係でまいりますと、13区からの38箇所の要望がありまして、詳しくはまた課長の方からお話申し上げますが、その中、水路改修26箇所とか農道11箇所。それから25年の取り組み内容としては24年度一般会計補正予算の中で計上した農業基盤整備促進事業を中心に取り組んでまいります。24年度の補正予算で、農業体質強化基盤整備促進事業7件、1,688万円。そしてまた農業基盤整備促進事業で、繰越明許で25年度いきますがこれは事実上25年度になるんですけれども24年度事業に前倒ししてますので、これは3,510万円ということで見積もってまいります。町単工事ほか100万とかいろいろございしますが林務関係につきましては、また課長の方からお答えを申し上げたいとこんなふうに思ってます。それで区から出たものを全部なかなか一気についでというわけにこれまいませんが、逐次その中へ入れてかなきゃならないと思います。また、舗装道路に関しましては52箇所、交通安全で45箇所、県補修が30箇所あるわけでありまして、25年度実績、実施ということで改良事業9件、2,130万円。舗装事業として14件で1,900万円。ともに前年比200万円のアップという形を今取り組んでいるところであります。また今後は布設された上下水道のこの連結管等のやはりフレキシブル管にするかどうかというようなことも研究して、地震対応も一部していかなきゃならないとこんなふうにも考えているところであります。担当課長から付け加えます。

#### ○産業振興課長

それでは水路、農道関係についてご説明させていただきます。町長申し上げたように13の区から38箇所の要望をいただきまして、繰越明許で取り組む事業で実施いたしますと6割から7割の要望箇所に応えられるということで現在考えております。林務の関係につきましては治山事業においては事業費が大きくなるということで、県へ引き続き要望をして新規箇所として扱っていくように考えております。それから一番多く出されているものが水切り材ですね。林道に関する水切り材で「シスイエース」と言っておりますけれど、こちらの方の原材料の支給等におきましては175万9,000円の予算を組みまして応えるようにしております。いずれにいたしましても大きな事業につきましてはですね、県営農村災害対策事業で取り組むように計画をしておりますので、24年度から始まった大型事業の着手によりまして区から出されている大きなものについては、解決できるとこんなふうを考えております。以上です。

#### ○建設水道課長

町道関係について説明させていただきます。17区より改良関係については50箇所、舗装関係には52箇所でございます。そのほか協働のまちづくり、照明、反射鏡、防護策、交通安全関係等におきまして162箇所の要望を受けております。生活に密着しました改良舗装につきましてはこの要望の箇所につきましての約20%ぐらいということでございます。その要望でございますが3年ほど前から10箇所20箇所という要望の区もありました。しかしながら皆様に不信感を持たれるという形の中において、各区5箇所までという形の中において要望をいただいておりますが、その中でも1、2箇所というような形の中で現在事業が進んでいるところでございます。建設水道課につきましては、以上でございます。

#### ○宇治（13番）

一例を申し上げますと10年近く毎年町へ区を通して要望している小野春宮地籍の町道226号線この舗装と側溝の敷設について、地元住民からも先日「何年待てばよいのか」と問いかけられました。区へ確認してみますと、毎年ランクを上げて所定の要望書でお願いしているとのことで、全く放置されているようではありませんが、明快な説明はいただけないまま先送りされてきたというようであります。この件をここで問い正すつもりはありませんが、気になるのは各区から提出された要望事項

というものはどの様に検討されて方向付けされているのかということでもあります。金額の大小、危険度、公平性、更には受益者負担の有無など要素が絡み合っていることは容易に推測できます。実施できる案件は都度、区と相談しながら進められているというふうに聞いていますけれども、問題は見送られた案件の方が多いと思いますので、この内容がどの様に要望先にフィードバックされているかということでございます。続いてお尋ねいたします。地元区要望事項はどの様に検討、順序付けされ結果についてどの様に取り扱われているかをお尋ねいたします。

○町 長

公共事業的な問題ではありますが、全部はとてもやりきれないわけでありまして。それで、産業振興の方もまた建設水道の方も一応同じことでもありますけれども、区から要望出されているものに対しましては、このことに対しまして結局緊急度の高い所、それから受益者がやっぱり少ない所より多い所。それから経済投資効果の高いもの、このへんが基準で現地を見させていただいて、そしてまたいろんな事業が導入できるか等々検討を加えております。例えば産業振興であれば、やはり基盤整備先ほどの事業とか県営農村災害対策整備事業とか、また各区からの要望等がこういったことによりまして一部の箇所除いてほとんど整備できるというものも、上の予算付けがうまく取ればあるわけでありまして。しかし、必ずしも予算があるとは限りません。この事業に対しては県国の補助金なしというやつもありますので、大変苦勞するところでもあります。しかし先ほど言ったようにそういった取り上げ基準に合うものからは町単でもやっていくということになってまいります。ほかの課につきましても、ほかって言いますか今の産業振興の方の関係におきましても同じことでもありますけれども、今度建設の方も同じであります。一応全箇所を全部現地調査を行います。老朽化が厳しいもの、緊急度の高いもの、投資効果の高いもの、こういう所から起きますのでどうしても最初に出てても後回しになってしまうということも、これはまあこの自治体でもあるでしょう。誰でも分かるところでございます。また申請し直したとか、また理屈付けだとかいろんなことをまたこの一応担当課に任せてありますので、その査定するわけでありましてその時の説得力をいろいろ考慮してもらえればありがたいとこんなふうに思います。施工箇所が決まりますと地域に連絡して立会いをお願いいたしております。その中でもまた優先順位を付けてまいります。結局たくさん要望ありますので、現地調査をして優先順位

度の高い所から施工すると。予算、同時にまた良い補助金があれば余分にできると  
こういうことをお分かりいただきたいと思います。課長の方から何かあればお答え  
いたします。

○産業振興課長

補助率の高いものを検討っていうようなことの中でですね、先ほどから申し上げ  
てますように、農村の災害対策整備事業これらはですね今までなかった事業であり  
まして各区から要望を受けてたものをですね、高率の補助を受けながら対応できる  
ということで全町的に取り上げてやってく計画でおりますので、この事業が終了い  
たしますと本当に大きな事業が完了できると、こんなふうに思っております。以上  
です。

○建設水道課長

建設関係のフィードバックという形の考え方でございますが、工事の実施箇所  
につきましては、連絡いたしましてお立会いをいただいております。その際、優先順  
位についての説明をさせていただいておりますので、箇所決定が着かなかったこと  
についての、というお考えを持っていただけたじゃないかということで箇所決定さ  
れなかった所についてはそのような形で考えております。また区によりまして一覧  
表で回答をいただきたいという区もございました。その区につきましては修繕から  
始まり、その区だけで確かA 3 A 4の紙に一杯ありましたので、50箇所以上ありま  
したが回答を出した記憶がございます。以上でございます。

○宇治（13番）

この冬は大雪の回数が多くて町の除雪費も大変だったと思いますけれども、住民  
も雪かき作業でうんざりの状態でした。そうした中で公共サービスに関する住民目  
線のこんな声が聞かれました。「なぜ大雪になると高速道が先に通行止めになるの  
か？県外車が多いと言っても、この時期雪の装備は心得て走っているはず、お陰で  
国道153は大渋滞となり大迷惑である。有料道路なら逆に優先して除雪すべきで、  
条件の悪い一般道へのしわ寄せはしないほしい。今年ほど迂回路が欲しいと強く  
感じた年ななかった」そこで除雪業者に聞いてみますと、高速道が止まるときは  
「止めた」という一報だけだそうです。せめて事前に、それも多少余裕をもって通  
報があれば、除雪も先行できると言われました。1月14日の大雪は高速を降りた大  
型車が大量に入り込みチェーンで圧雪され大変だったと言いました。先ほど午前中

のやりとりでまさに言われるとおりの「道路公団は横暴だ」とこういう住民の声もございました。確かにお金を取っているというこの意味は何なのかというふうな理屈は分からないでもないな、というふうに私は聞いておりました。一方、王城パークラインですが今年は大雪の都度、しだれ栗まで除雪され2月12日は大雪の中でしたが大型観光バスがタイミング良くしだれ栗を往復する姿をみた住民は、町の対応に感心していました。聞けば今年に限っての事情があったようですが「冬の観光スポットとしてのしだれ栗までの除雪は大歓迎である」と、何人も言われました。いずれにしても国道、県道そして町道の道路管理は常にライフラインとしての状況変化に対応した的確なサービスが求められると言えます。こうした突発的な要望とは別に、地元住民が日々感じている要望事項は先ほど来の話のように毎年区を通じて手順を踏んでお願いしているわけですから、一定の方向性例えば今年は無理でも3年以内に考えたいとか、要望自体無理があるとか、踏み込んだ返答があって然るべきのように考えます。現状のルールは俗に言うP D C Aのサークルが回っていないんじゃないかというふうに私は感じているわけです。住民ニーズに対応した仕組みにも不備があるとすれば、ぜひこの点はですね十分検証いただいて問題は皆、できない、できるは何年待てば良いのか、とかいう期待感を持っていますので、だめならだめ。しかし案に期待を持たせるような回答もできないかもしれませんけれどもそのところは是々非々でですね無理なものは無理ですと。3年待ってくれと。というような話をして回答して年度年度で方向付け整理をしていただく方が住民もその都度理解をしていただくんじゃないかと、かように考えたわけでありまして。お隣の箕輪町では昨年9月には町道の改良、補修、舗装などを一気に整備したいとして、例年になく補正額の9,000万円を計上し、今までにできなかった所を一気に整備しております。今年が良いタイミングでありますので、是非辰野町としても前向きに検討していただきたいというふうに思います。

次に「協働のまちづくり支援金」についてであります。5分野に分けられていますが、いずれも地域にとって大変ありがたい事業であり今日ではかなり定着しているというふうに思っております。そこでお尋ねいたします。協働のまちづくり支援金制度、中でも基盤整備部門についての実態と評価のほどをお聞きしたいと思います。

#### ○町 長

それでは5番目の質問にお答えをしてみたいと思います。協働のまちづくり支援事業制度ですね。こっちの方の関係です。同じように産業振興であります。地域の要望、より緊急度の高いものということで決定させていただいておりますが、これは平成16年から町が拾い上げた支援事業でありまして、地域の意思の元で自分たちでできる事業でありますので、一応評判が良くやらせていただいております。23年度としては耕地関係で19箇所、136万6,000円。林務関係でも52万4,000円ということで水きり材等の購入等もそれにさせていただいております。24年度は耕地関係で20箇所、136万2,000円。林務関係では同じように水切り材ということで24本64万9,000円ということになります。これは非常に決定すれば早く対応できますので好評だと言われているところでもあります。また、協働まちづくり支援事業の建設課の関係でございますけれども、これに対しましては1団体50万円ということでもれもやっつてのわけでありまして、270万円ぐらいたったところであります。事業の多くは生活環境の美化、教育文化事業等々。基盤整備関係ではこの2年間で5件。今の以外に117万8,000円というふうな予算の執行がなされております。課長の方からポイントを詳しくご説明申し上げます。

#### ○産業振興課長

23、24の事業実施の関係につきましては町長のお答えのとおりでございます。各区からは好評を得ているということでもありますけれども、私としてはですね非常に残念なところが1つありましてですね、区の方から非常に強い要望をいただいて早急に資材を支援したわけでありましてですね非常に残念に思っているところもありますので、このへんについてはもう少し各区の取り組みもですねやっていただきたいとこんなふうに思っているところでもあります。以上です。

#### ○建設水道課長

建設水道課につきましては協働のまちづくり、材料支援事業につきましては約10何箇所ぐらいたったところであります。年間300万円の予算で推移をしているところでございます。しかしながらご要望につきまして少ない実態がございます。それで区と調整を図りながら町単の要望、補修の要望があった所につきましてこの事業の取り組みをお互いに考

えまして、できる所から進めるという形で取り組みをさせていただいております。先ほどのフィードバック、地元の順位、3年ぐらい経ったらできるというような形ということでお願い、要望等もございました。一番最初に区の方で先ほど言いました5箇所につきまして区で順位を付けていただきます。その上からの順位で町も事業工事をやってまいりますので、やはり地元で順位が上に上がってこないと取り組みが町ができないという実態がございますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○宇治（13番）

今の単独の区の1、2、3、4、5は分かるんですが、じゃあ17区があるとその選択はどういうイメージなんですか。

○建設水道課長

それにつきまして先ほど町長の申し上げましたように、現地に赴きまして老朽化の激しい所、そういうものの調査、また緊急性、利用度そういうものから判断をさせて順番を付けさせていただいております。以上でございます。

○宇治（13番）

先ほども要望する側にも不備があるという話もありますんで、やっばお互いにそのへんをですね、きちんとルールを確認しながら効率の良くまた結果の出るような進め方をさせていただくのが良いかなというふうに思うわけです。昔なら言えばやつてもらえた時代から、自ら汗を流して公共工事を行うと。即ち今の話のように現物支給を受けてでも住民自らの手で、地域の道路や水路などの整備をするという制度はもっと拡充させていただいて良いんじゃないか、というふうにも思うわけでありませう。ところで、この制度は地域住民が対象かと思えますけれども、他方ですね小さな個人事業主らを対象に、技術の専門性や低コストそして広くは地域経済の活性化に寄与する方策として「入札参加資格名簿」以外の業者にも門戸を開放し、個人や法人を問わず地元業者を育成するという必要があるようにも考えますけれども、この点についてお尋ねいたします。町の小規模工事は個人事業主らの受注登録制度で公共工事の受け皿の拡大はできないか、ということですが現状何かそういう制度があるのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○町 長

そういう制度があります。例えば町営住宅出て耐久時にその補修するとかいうも

の等々は小規模業者の方へお願いをいたしておりますし、またほかの小規模事業がありますので、概ね50万円未満ぐらいのものはそれぞれ出させていただいております、結構これも「ありがたい」というふうな言葉でいただいております景気浮揚策にもなるというふうに考えております。担当課長の方からこれに対しまして詳しく説明いたします。

○まちづくり政策課長

小規模工事につきましては個人事業主の方からですね軽微な工事、公共事業でありますけれども、こういったものをですね受注したい旨のですね要望がございました。それに基づきまして町ではですね平成23年度から概ね、町長今申し上げたとおり50万円未満の工事等につきまして今、発注を行っております。手続きについてはですね簡易な申請書でもって、まちづくり政策課の方で受付を行っております。現在の登録時業者数につきましては34ございます。この2年間で約70件 472万円ほどのですね発注を行ってきております。まだまだ件数ですね、それから金額とも少ない状況でありますので、更に小規模事業者のですね受注機会の拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○宇治（13番）

制度があるということでございますので、公共施設の屋根や床、トイレ、建具など小さな工事ならできるとい個人や法人は多いと思います。既にその仕組みを一つ有効に利用できるように、更に職種や限度額の見直しなどもしていただいでですね、制度の拡充をしていただければというふうにも思うわけであります。ぜひ、この機会にもっと周知徹底いただければありがたいなというふうに思うわけです。

さて、最後の質問ですが、昨年11月22日付けで、国の認可が下り駒沢川の河川整備計画について、いよいよ平成25年度から事業が本格化するものと思います。小野区においても先日の3月3日に「駒沢川流域改修促進協議会」の設立総会が地区別住民代表23名によって開催され、行政と一体で取り組むことを確認いたしました。そこでお尋ねいたします。駒沢川流域の河川改修及び利水、農業用水の取り組みの現状と今後の見通しはどのようになっているかお尋ねいたします。

○町 長

それでは7番の質問であります。駒沢川の問題であります、特にあそこの下の細洞ですね、あの改修をして少し、ため池の貯水量を増やすというものであります。

しかし莫大な費用がかかりまして町単工事では非常に難しいということでそれに対します国庫補助、県補助の厚いものがないか検討はしておりますが、またあそこ以外にやはり駒沢川の水を利用したため池等、新たにできないか等も併用して今考えているところであります。ここはご存知のとおりある田中知事ですかね、の時にダムはだめというようなことでダムによらない治水、利水ということで今、提言をさせていただいてそのとおりで進んでいるところであります。止めるだけ止めて県も何もしないっていうんではあまりにもあまりでありますので、もう少し果敢に交渉していきたいとこんなふうにも考えております。いずれにしても、何とか水源涵養機能向上を図る森林整備等に関連ありますので、そのことも実施したいということでありまして、これは県営の広域森林機能増進事業等々もこの関連の残れば入れていきたいと、こんなふうなことで今進めているところです。課長の方から詳細をお答えいたします。

#### ○産業振興課長

農業用水の関係につきまして私の方から述べさせていただきたいと思います。細洞の改修につきましては町長申し上げたように非常に財政負担の重く、できないような状況でありますので、その下にあります小さなため池になりますけれど大ノ洞のため池でありますけれど、漏水箇所がありますのでこちらの方の補修をですね先ほど申し上げました県営農村災害対策整備事業でですね取り組みをいたしまして用水の保水に努めてまいりたいと思っております。それから押野地区を流れる水路の改修等も行いましてですね、用水の確保を図っていく計画で現在進めております。また、林務の関係でありますけれど間伐関係の事業をですね15年から23年度にかけてまして103.42ヘクタール、約3,000万円かけて実施をしてありますのでこちらの方は一応事業を終えたものであります。それから山林組合等にお話をいたしまして保安林に指定をさせていただきました。1月9日付けで保安林の告示をいただいておりますので、こちらの方につきましては上流部の方に谷止め坑をですね6基の現在計画がありますので、こちらを25年度からの県の取り組みとして実施をしてまいりたいとこんなふうに考えております。以上です。

#### ○建設水道課長

建設水道課、この河川につきましては1級河川駒沢川になりますので、長野県管理伊那建設事務所の方で事業化を進めております。先ほど議員さんからお話ありま

したように地域において期成同盟会の設立をいただきまして今後、これからこの会と一緒になりまして県の方に要望活動を進めてまいります。23年度につきましてはご存知のように測量を行いました。24年25年度につきましては、詳細な設計をいたしまして地域に親しまれる景観に配慮した河川改修というような形の中で、地域の皆さんとお話をしながら計画を練りまして、一部25年度から事業工事を進めてまいりたいと思います。全体的には3,760メートル小野川から上流までありますがこのうちの中流部、上流部についてこれから進めるところでございます。また利水関係につきましては、長野県水道水源確保支援事業、水道につきましては地下水の現在調査を行っているところでございます。25年度におきましては用水試験、試掘等を行い26年度以降、取水施設の建設に向けて進めてまいりたいということで考えております。以上でございます。

○議長

宇治議員、規定の質問時間を終了しております。質問を終了してください。

○宇治（13番）

多目的ダムに代わりダム相当の治水対策と、更には砒素を含有する雨沢水源に代わる新水源の確保、そして活断層の真上にある細洞ため池の代替策など、平成5年から始まり、紆余曲折はありましたが、20年の歳月を経てようやく実現の目途が出たわけですので、住民ニーズを的確に把握いただくためにも、地元協議会と連携し、スピード感をもって進めていただくことを切にお願いして、私の質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位7番、議席9番、成瀬悦子議員。

**【質問順位7番 議席9番 成瀬 悦子 議員】**

○成瀬（9番）

それでは通告にしたがいまして質問させていただきます。まず1項目といたしまして給食の安全、食物アレルギー対策について質問させていただきます。ご存知のように食物アレルギーは、問題となる特定の食品、アレルゲンを摂取することによって皮膚、呼吸器、消化器あるいは全身にアレルギー反応が生じることであります。本人はもとよりご家族にとって食べ物が制限され、非常に辛い生活であります。NHKの調査によりますと、食物アレルギーは15年ぐらい前から急増しており、全国で33%、約3人に1人は何らかの食物アレルギーがあるとのことであります。3

月6日の『信濃毎日新聞』にも学校給食のアレルギー対応の記事が掲載されておりましたが、県内の公立学校では小学校で4.8%中学校で4.8%の生徒が食物アレルギーがあるそうであります。食物アレルギー事故は年々増え続けているとの調査が出ております。その中で特に今、学校給食による食物アレルギー事故が全国で多発しており、近年では東京調布市の小学校でも給食に出たチーズ入りチヂミを食べた生徒がアナフィラキシーショックで死亡するという悲しい事故が大きく報道されておりました。ほんの微量の摂取でも、アレルギー患者が一度食べてしまうと命に係わる重篤な反応を起こす可能性が非常に高いと言われております。「学校給食でも教職員が食物アレルギーのある生徒の症状の度合いを把握する必要がある」とアレルギー専門医の指摘があります。しかし決して教職員の方も注意を怠っているわけではなく、常に最新の注意を払っていることと思います。そこで、辰野町からは絶対にこのような事故が起きないために、また更に意識を高めていくために何点か質問させていただきます。まず1番といたしまして、辰野町において保育園、小学校、中学校で食物アレルギーを持つ園児、生徒の人数、また食物アレルギーの中でも重篤な症状アナフィラキシーショックを起こした時に使用する自己注射薬「エピペン」を所持、または預かりの園児、生徒は何人ぐらいいるかお聞きいたします。

○町長

これは学校の関係でございますので教育長の方からまた詳しくお答えいたしますけれども、一般にこのアレルギーということは抗原抗体反応の強いものということなんでありますが、普段は湿疹出たり咳が出たり、鼻水が出たり目が痒かったりという、私も一部あるわけですけども、そのぐらいで済んでいるんですが。一気にそれが出たのは今、議員がおっしゃったようにアナフィラキシーと言います。発作状態。これがひどい場合には呼吸が詰まったりして亡くなることもあるということですから、エピペン等を持って注射して一気に抑えると。ステロイド系のもの等で抑えることももちろんできるわけですが、じゃ、それは毎日抑えてりゃ良いじゃないかって言いますが、ある一定長期間連用、長期連用いたしますと副腎皮質っていうものは良くない。副腎、それこそ副腎潰けみたいになっちゃいまして自分の副腎が今度、更にまた働かなくなるということで、今この問題は私もいつも考えているんですけども、食べ物の問題か防腐剤とかいろんなこと。一番はこの腸に免疫っていうのありますから、腸に対するあまり良くない物食べているのかな。い

ろんな防腐剤や調味料だ何だかんだ、もう少しもう一回この医師会の方で真剣に研究していかないと I P S 細胞と同じように別個にこのアレルギー、アレルギー、アレルギーっていうものはラテン語で分からないっていう意味だそうなので、今のところ大分解明されてますけれども、特薬特攻完全に治すということはできない。自分で注意するように気をつけているよりしょうがない。そっから遠ざかるよりしょうがない。減感作用を段々と遠くしてって、ちょっとずつちょっとずつやっって慣らしていくという方法もあるんです、減感作っていう。とって時間のかかるもんですし全員に効くとも限りません。このことを私は医学的な問題でお願いをしていきたいというふうなことで国、県の方へもまた対応をしていきたいと思えます。学校関係は教育長の方からお答えいたします。

#### ○教育長

今のお尋ねのアレルギー、それからエピペンの数でございます。かつては考えられなかったようなことが今、急激に起こって来ております。町でですね、アレルギーと言ってもですね非常に重篤な症状の出る子どももいますし、大して重篤でなくて非常に軽度な子どももいますので、アレルギーはあるけれども対応をする必要はない程度の子どももいます。現在ですね、学校の給食として対応をしなければならない。つまり食べてはならないアレルゲンを除去して給食を提供するという子どもの数は、辰野町におきましては保育園で全園合わせて24名おります。大きな保育園では数が多くなりますし、少人数の所では数は少なくなりますけれども全園合わせて24名。それから学校の方にいきまして小学校の方がやっぱり、両小野小も含めた全小学校で43名。それから中学では28名。合わせて小中学校合わせて71名、給食で除去職を対応しております。それからアナフィラキシーショックを起こしそうな時とか起こした時にですね、直ぐに対応するためにエピペンという注射状のものがあって、これは本人が持っていて本人がやる、あるいは保護者がやるというのが原則ですけれども、依頼されれば周りにいる先生、保育士がやっても良いとこういうふうになっているわけでありますが、このエピペンを持っている子ども、対応している子どもは保育園では現在ゼロであります。来年1、入って来る予定であります。それから学校の方におきましては小学校で全小学校の中で3人、中学で1人です。この子どもたちの中にはですね、自分で鞆の中へランドセルの所定の場所へ入れている子どももいますし、学校の職員、担任の先生が預かっていて、所定の

場所へ置いてあっていざという時にはさっと対応ができるようになっている子どももおります。以上です。

○成瀬（9番）

今、エピペン所持者の数を言っていたんですけど、今まで保育園は来年度1人ってことでありますが学校、小学校、中学校の中で本人または教員がこのエピペンを使用したってような事故みたいのは、今までは過去にありますでしょうか。

○教育長

エピペンを使用した例はあります。つい最近でありますけれども、ある小学校におきましてショックを起こしそうな状況になった子どもについて、預かっていた担任の先生が処置をして重大にならなくて済んだという事例がございました。以上です。

○成瀬（9番）

それは教員がすぐ対応してくださってということでありましょうか。

○教育長

はい。

○成瀬（9番）

良かったです。次に調布市の小学校の事故では亡くなった生徒が、おかわりをしたものの中にアレルゲンのチーズが入っていたそうであります。しかもいつもこのアレルギーを持っている生徒に責任を持って給食を渡す教員ではなく、おかわりの時は別の教員が渡してしまったようであります。辰野町では自校給食で食物アレルギーを持つ園児、生徒に対してはアレルゲンの除去食を作っていてくださって本当にありがたいことと思いますが、この1給食時にアレルギーを持つ園児、生徒に対しては責任を持って毎日この人が必ず渡すんだってというような決まりが、誰が責任を持って渡すようになっているのか、お聞きいたします。

○教育長

1人や2人の先生が知っていて、あとは知らないというふうではないように考えていますので、それぞれの園では保育園では保育園食物アレルギー児童対応マニュアルというのをどこでも持っておりまして、このマニュアルに沿って食事を、あるいはおやつを提供しております。学校の方でも同じように学校給食の食物アレル

ギー児童生徒対応危機管理マニュアルというのを作っておりまして、どこの学校でも、このマニュアルに沿ってやっているわけでありまして全職員が承知をしながらやっているところでもあります。まずですね、学校にしても園にしてもですね、1箇月の献立表がまずできます。したがって今月に入るまで前月のうちにですね、この献立表を家庭へ持ち帰り、特にこのアレルギーの体質の子どもたちは保護者からこの献立表を見てもらって、そして、だめな物があってその代わりどんな代替食を出すかということをチェックしていただき、これで良いですよというふうに学校へ返事をもらう。あるいは、1週間ごとに前の週のうちにそういう献立を出して「これで良いですか」とお伺いをしてオッケーをもらってその食事を出すという形を取っております。更にですね、それに沿って調理室で調理をするわけでありましてけれども、同じ調理代とか同じ包丁とかですね同じ鍋とかそういうもの使えませんので別の場所で別の対応をしながら食べ物を作っています。更にですね、その子にあった食べ物ができた場合別のトレーに乗せる。だから皆のトレーと違う色のトレーですね、に乗せて、できた食べ物にはサランラップをかけて、この食事は誰用の食事なのか名札を付けて、そして提供をします。保育園では間違いがないように担任の先生が調理室から自分で教室へ運んで来て、そして子どもに出す。しかもですね、隣の子が手を出しちゃった。隣の食べ物に手を出しちゃったとか、あるいはボロッとこぼしたものを食べちゃったとかいうようなことがあってもいけないので、席の位置を限定します。それで先生が真ん中に入ってあちらの食べ物やこちらの食べ物を手を出して食べたり拾って食べたりしないように、必ずきちんと対応しているのが保育園のやり方でありまして。それから小学校や中学の方ではこどもの自覚も出てきますので、必ずしも担任の先生がそういうふうにするんじゃなくて、クラスの皆が承知をしていて、給食当番に当たった子どもが給食室からトレーに入ってサランラップを被って名札の付いてくるものを持ってきてその子において食べると。いただきますの前にサランラップを取って食べるというような対応をしております。最も小学校の小さい子どもの時はですね、担任の先生がよくよく注意を払って見ていたりするわけでありましてけれども、段々中学生みたいになって大きくなってくると周りも理解してきますし、本人も自覚が出てきますので、先生が一々毎日やるわけではないですけれども、注意を十分に払いながらやっているのが現状であります。そしておかわりはしないというのが原則でありますので、おかわりはしない。その

ようになっております。したがって中学生大きくなってきてですね、おかわりが欲しいというほど少ない食事ではなくてやや多めの食事を出して、おかわりしなくて済むようにしているのが現状であります。以上です。

○成瀬（9番）

保育園も小学校も中学もアレルギーを持つ子に対してのおかわりは、最初から多めに盛っというおかわりはできないっていう決まりになっているってことですかね。あっ、それならそれで。調布市の場合はおかわりした所に入ってて事故が起きたっていうことですので、そういうふうに決まっていればそれで良いと思います。少し前に『信濃毎日新聞』に辰野町の場合は自校給食なのでこういうことはないと思うんですけど、給食センターで作っているの、アレルギーを持つ子に対しての汁物とかそういうのがない場合とかっていう、その問題なんかも書いてありましたけど、例えば辰野町の場合、給食で今日の給食は食物アレルギーの生徒が対応できなくて家からお弁当を今日は持って来てもらいたいってというようなことは、そういうことは一度もないでしょうか。

○教育長

先般の『信濃毎日新聞』の切り抜きも私も持っているわけでありましたが、3月6日の信毎ですけれどもアレルギー対応にバラつきがあるというふうに県内の各学校でも言われているわけで、対応をしていない学校もたくさんあります。特に大きな市で給食センターから配送されるような場合はほとんど対応していないと。そういう場合は家庭から弁当を持って来て食べるというふうになっているわけでありましたが、辰野町の場合はどの学校でも全部アレルギーのある子どもの除去食に対応していますので、保育園でも対応していますので、家から弁当持って来てくださいという事例は今のところありません。はい。

○成瀬（9番）

それなら良かったと思います。次に先ほどのエピペンのことではありますが、このエピペンの使用についてお聞きいたします。このエピペンはアナフィラキシーを起こす危険性が高く、万が一の場合に直ちに医療機関での治療が受けられない状況下にいるものに対し、事前に医師が処方する自己注射薬であります。この医療機関での救急蘇生に用いられ、患者自らがこの注射できるように作られております。エピペンは本人もしくは保護者が医師の指導を受け、自ら注射する目的で作られたも

のでありますが、しかし、教育現場においてアレルギー疾患を持つ生徒が増えていることから、平成20年3月に文部科学省により学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが作成されております。その中にエピペン使用について、次のように書かれております。「アナフィラキシーの進行は急速であり、エピペンが手元でありながら児童、生徒が自ら注射できない場合が考えられます。しかし、現在はアナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員がエピペンを自ら注射できない状況にある児童、生徒に代わって注射することが法的に認められております。エピペンはアナフィラキシーショック症状が進行する前の初期症状のうちに注射することが効果的である」このように書かれておりますが調布市の小学校の場合、先ほどから調布市のことばかり言っておりますが、この調布市の小学校の場合教師がエピペンを持ちながらすぐにショックを受けている児童に注射できなかったようであります。これがすぐ打てば助かったのではないかというようなことを報道されておりました。辰野町は全教職員に対してこのエピペンの使用方法、緊急時に対応できるの講習はされているのかお聞きいたします。

#### ○教育長

町全部の教職員向けに研修をしていることはありませんけれども、特にエピペンを持っている生徒ですね。あるいは預かっている生徒、そうした生徒がいる学校ではお互いにこういう子どもがいて、そしてこういうマニュアルに沿って使用する時には使用するということは、研修をしておりますし、またある小学校ではDVDの画像を見ながら研修をする。マニュアルを見ながら研修をする。そして見本品ていうのがあるんだそうです。見本品を見ていざという時はこういうふうにするというように研修をしている学校もあります。したがって対応をしなければならぬエピペンを持っている子どものいる学校では、少なくとも担任や担任の隣近所の先生とか養護教諭とか教頭先生とかいう人たちがそのことを承知して、いざという時には利用できるように研修をしているのが実態であります。

#### ○成瀬（9番）

今の教育長の答弁ですとこのエピペンを所持している学校の教師が研修、講習を受けてるっという回答でありましたが、やはり全職員がこの研修をぜひやっていくべきではないかと思えます。いつどの時にそういう事態に遭遇するか分かりませんので、所持をしているところの教職員だけではなく、全職員が日ごろからこの

エピペンに対しての講習を実施していくことが大切だと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○教育長

エピペンを持つ子どもが増えてくれば、当然そうした対応もしなければならないかというふうに思います。そして、現在でも数多くの学校で対象者がいるところでもありますので、必要に応じて今後そういうことも考えていくことが必要だろうというふうに思っております。以上です。

○成瀬（9番）

先ほどエピペンが使用されたことがあるという答弁がありましたけど、今まで辰野町ではアレルゲンを食べたことによってこういうショック症状が起きたというような、ヒヤリハットの事例はあったかお聞きいたします。

○教育長

先ほどお答えをしました事例は、アレルゲン、この子の持っているアレルゲンを摂取したわけではありませんでした。だけれどもショック症状に至りそうな状況が起こってきた。これはお昼を食べた後の休み時間の時でありました。体が少し痒いと、ちょっと息苦しい、ということで近所にいた友だちがすぐに一緒に連れて先生の所に行きました。先生が即対応して親に連絡をし、救急隊を呼び、そしてエピペンを使用するというで使用をしました。そして救急車が到着したわけですが、事前に救急の所へですね、この子どもの状況の紙が行っておりましたので救急車はその紙を持ってきてくれましたし、特別に救急救命士が2人余分に乘って来てくれましたので、非常に対応がありがたかったと。そしてエピペンをさっと打ったら即打ったので、救急車が主治医の所に着いた時には主治医は非常に評価してくれました。すぐにエピペンを打ってくれたから良かったということで命が助かった。これも非常にヒヤリハットであったわけです。ただ、なぜショックを起こしたのかということについてはですね、主治医も分からないということになっています。つまり食べたアレルゲンのあるものを食べたんじゃないんですね。だけれどもじゃあ、何でアナフィラキシーショックを起こしそうになるのかということは、運動誘発性っていうのがあるんだそうで、普段のアレルゲンではないけれども、食べて急激に運動して体温が上がった時にショック症状に似た症状、あるいはショックを起こすということがあるということなんですね。ところがその子がその時はですね、激しい

運動を急にしたのかっていうとそうでもない。普段程度でありました。したがって主治医も「原因が何だかよく分からない」というふうに言っております。しかし、なぜかショック症状があったということで、非常にヒヤリハットではありましたが、それでも対応がきちんとうまくいったので事なきを得て良かったと思っています。

○成瀬（9番）

そのほかには何かヒヤリハットというのは。

○教育長

ありません。

○成瀬（9番）

ありませんか。はい。先ほどのエピペンを打ったっていう事故、この事故が、その時に事故が起きた時に全辰野町内、全保育園、学校、または保護者の皆様にこの事故の状況っていう報告はされたんでしょうか。

○教育長

個人的な問題でもありますしするので、そのようなことはしてございません。

○成瀬（9番）

個人的な問題でありますけど、事故が起きた段階でこういうヒヤリハットがあったので先生方、または生徒の皆さん、または保護者の皆様に気を付けていただきたいという通知を町内全学校、保育園に出す必要があるのではないかと私は思います。その通達、こういう事故がありましたという通達をすることによって教職員、また同じクラスの生徒の皆さんとか保護者の皆さん方が更に日ごろ注意はしているんですけど、更に食物アレルギー対応の意識が高まる、ああ、こういう時はこういうふうに注意しなければいけないんだという、そういう意識が高まると思いますので、そういう通達はしていくべきではないかと私はと思いますが、その点以いかがでしょうか。

○教育長

つい最近のことでするので、まだ周知はしてないわけではありますが、少なくとも職員には保育園の職員、あるいは学校の職員には事例をお話をして対応に間違いがないようにという話はしたいというふうに思っております。

○成瀬（9番）

はい、分かりました。次に各学校で生徒に対してアレルギー教育というものはき

ちんとされているかお聞きいたします。

○教育長

一般的にやらなければならないということは言っていないしするので、やってはいかと思えますけれども、先ほど来、申し上げているように自分のクラスにですね該当の子どもがいるとかですねいうような場合は、クラスでは必要な話はしているというふうに聞いております。全生徒に対しての教育はちょっとそこまではいってないというふうに思いますが、必要な子どものいる所ではやってる。だから先ほどの例も子どもたちがすぐに抱えて先生の所へ飛んでいってくれたということができた、というふうに思っています。

○成瀬（9番）

アレルギー教育は教育現場だけでは限界がありますし、各家庭でもアレルギー教育の協力を求めていくべきと考えます。なぜかと言いますと生徒はこのアレルギーについて普段、アレルギーの本当に食物アレルギーに対してのその怖さは耳にしているようなんですけど、なかなか理解しているようで理解していない面が多々あるようにお聞きいたしました。この食物アレルギーを持つ生徒が皆と違うものを食べることが原因で、辰野町はどうかちょっと分かりませんが、違う生徒と違うものを食べていることが原因でいじめに繋がるケースがあると報道されておりました。食物アレルギー症状の怖さ、食べたらどうなるのか等、アレルギー教育が生徒に対して必要だと考えます。また、食物アレルギーだけでなく、腎臓病とか、肝臓病等の病気を持つ生徒に対しても何が食べられないのか、食べてはいけないのか、なぜ食べちゃいけないのかクラスの皆にも生徒にも理解してもらい、思いやる心を育ててほしいと思います。ある学校では毎朝、その日の給食に入っている食材を生徒が読み上げて、「何々さんはこれは今日食べられないんです」と皆さんの前で発表して話していただき、理解をしてもらっているそうであります。ぜひこのアレルギー教育、更に今後、またアレルギー専門の医師による講演とか研修なんかもぜひ教職員交えて生徒もやってっていくべきではないかと思えますが、その点、町の考えをお聞きいたします。

○教育長

アレルギー教育と言いますか、全般としてですね人権教育の中身だろうというふうに私は考えます。したがってもっと広くですね大きないじめの問題も含め、差別

の問題とか、同和教育の問題とかいうことと含めてですね、この問題を考えていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、人権教育の一部としてぜひやっていただきたい、ということはやっていきたいとこんなふうに考えております。

○成瀬（9番）

前向きな答弁、本当に心強く思います。教育現場において、食物アレルギー対策の重要性を認識し、辰野町から絶対に事故が起きないことを願い、この質問を終わります。

次に2項目の通学路の整備計画について質問させていただきます。通学路に関しては昨年、国土交通省、文部科学省、警察庁合同で各自治体に通学路の緊急総点検を要請し、報告するよう通達を出され、辰野町は通学路の総点検を実施いたしました。国は通学路の緊急合同総点検結果等を踏まえ、児童安全確保のため早期に実施する必要がある通学路の交通安全対策を推進し、平成24年度の補正予算では暮らしの安心の確保で通学路等の交通安全対策として、予算が注がれ力を入れております。そこで質問いたします。最初に県も通学中の児童、生徒の悲惨な交通事故をなくすため、平成24年度に実施した緊急合同点検結果に基づき、通学路の安全対策事業を実施することとしております。このように国、県は新年度の事業で通学路の安全対策に対してはかなり力を入れていく計画のようではありますが、辰野町としては昨年実施しました緊急合同総点検を踏まえ、国道、県道で16箇所、町道で28箇所の危険箇所が昨年出されましたが、先ほどから除雪対策についての質問も出されておりますが、今回の大雪の中で私の家の西天沿いが川沿いにずっと高く雪が詰まりました。南小の生徒がその雪の上に登ってフェンスを乗り越えて川の方を覗き込んでいる格好を私の家の者と近所のおじさんが見て、しっかり注意をされたようです。私もそれを聞いてすぐ南小学校の校長先生に学校側からも注意を、もう本当にドボンと落ちたら、もうそれおしまいですので本当にひやっとしたって家の者が言っておりますが、南小学校の方へすぐ先生に生徒にきちんと話すようになっていう話もしましたが、通学路危険箇所、道路ばかりでなくいろんな面がありますが、新年度の整備事業の計画をお聞きいたします。

○町 長

それでは2番目の通学路に関する問題であります。今ご指摘のとおり普段PTAからの要望が毎年来ているわけではありますが、例えば西小12箇所とか、それからま

た南小は8箇所だとかそれぞれいっぱい出て来ております。各小学校。合計60箇所ぐらいありますので、その中で緊急度の高いもの、先ほど言ったようにちよつとずつ手を着けてやってるわけでありまして。それが先ほどの川の話にも関連いたしますが、区にある町道と関連する場合は区の負担も必要になってきますので、区長さんとも連携しながら。また警察署等の連携も辰野町、図ってますのでご意見聞いたりして、それで選びながら予算の出る範囲で少しずつ進めているところであります。それから国県の今町議さんがおっしゃったような状態で全体的に国道、県道中心に16箇所、今言われてたです、町道中心に28箇所ということでマークされます。これに對しまして伊那建設事務所と伊那警察署交通科と町の交通安全協会、それから学校担当、教頭先生が主にやっています。それから地元区長さん、それから町の建設課それから教育委員会、合同の緊急合同委員会を実施ということでありまして。それで特に対応ということの中からもまた選び直しまして、注意喚起する看板の設置だとかガードレールとかいろいろあります。それぞれ逐次進めていく途中でございますので、ご理解いただきたいと思っております。課長の方からもう少し詳しくお話を申し上げます。

#### ○建設水道課長

建設につきまして、ではお話をさせていただきます。さきほど議員さんの方からお話ありましたように道路関係につきましては全箇所38箇所になります。これについては県道、国道そして町道という形になります。このうち平成24年度につきましては8箇所を施工というような形で進めております。大小ございます。内容としましては町の今、現予算の中にあります町の交通安全対策事業というものもございまして。前年度区長さんから要望を出されました箇所につきまして区画線の設置、防護策、ガードレール、フェンスの設置。街灯の設置、反射鏡、カーブミラー等の設置を区と協議を行いまして整った箇所から施工させていただきました。また11月の4日につきましては小野地区で交通安全、グリーンベルトの設置ということで小野区を中心に各学校PTAの皆さんお集まりいただきまして、約70名の出席をいただきまして協働のまちづくりということで、町が材料を支援いたしまして区長を、区を先頭にペイントを塗っていただき区民の関心の深さを感じたところでございまして。こうしたことにより地域の安全への意識の高揚を図れたのではないかと考えております。また県の事業としましては羽北地区で行ってます羽場の交差点、これは歩道の設置

の事業でございます。またその与地辰野線の北大出地籍においては伊那建設事務所において路肩にポールを設置等をし歩行者の安全を保護するものでございます。それから羽場、樋口地籍という形の中において待避所の設置。また中央道のボックス内においてマウントアップの歩道の設置。それから照明を明るくするためにというような形で現在事業も進めているところでございます。そういう形の中におきまして25年度につきましても継続的に事業の整ったところから事業化を図ると。やはり歩道設置とかそういうのになりますと、地権者、その歩道幅を、用地を取得しなきゃいけないとそういう問題もありますので、すぐという取り組みはできません。関係する皆様のご理解とご協力をいただかないといけません。またJRとか、また公安委員会、横断歩道等についてはそれぞれの団体との調整を図りながら進めてまいらなくてはならないということで今後とも前向きに進めていきたいということで考えております。以上でございます。

○成瀬（9番）

今、町の方でも今後、整備の考えが計画があるとお聞きいたしました。国の国道、県道、いろいろそれぞれの道、町道、ありますが、またこれ町といたしましてはこの新年度で町の中ではこの順序、ここは優先で進めていきたいという、町としてのこの優先順位の考え、どのように進めていった方が良いというような町としての考えはあるかお聞きいたします。

○建設水道課長

やはり、今回調査させていただいた所につきましては、それぞれやはり早期に取り組まなければいけない地区とっております。しかしながら先ほど申し上げましたように土地の用地の問題、そういう形からも検討しなければいけないと思います。それで、すぐできる事業といいますとやはりカーブミラーの設置、そしてまた路面上への塗装等を行っての区画線の設置。また街灯等の設置等により歩行者の安全を図るという形の事業を早急に進めていかなければいけないとっております。やはりどこの箇所ということにつきましてはやはり街灯につきましても個人有地に設置しなければいけないとか、そういう問題もございますので、調整が整ったところから進めてまいりたいと思いますのでご理解をお願いいたしたいと思っております。

○成瀬（9番）

今、3番目にお聞きしようと思ったことを言っていたので、結構なんです

けどやはり危険箇所の中でも小規模安全対策としましてカラー塗装とか、道路標識、標示、または防御策、または防犯のための照明の設置であります。この防犯のための照明、今この中でちょっと要望で言わせてもらいたいですけど、この照明は青色が防犯にとっても良いそうです。もし付けていただけるのであればこの青色のあれがその防犯対策にとっても良いという事例をお聞きいたしました。この設置また側溝の整備等のこの小規模安全対策の整備事業に対してもぜひ、早急に計画を進めていただきたいと思います。先ほどその考えを言っていただきましたので、答弁は結構です。国は防災安全交付金が新年度新たに設置されるようであります。その中に通学路の安全対策事業も盛り込まれております。また最近交通事故も本当に近隣市町村、また辰野町でも多発しております。ぜひ通学中の児童生徒の悲惨な交通事故をなくすため早急な通学路の安全対策の実施を要望し、質問を終わります。

○議長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご苦勞さまでした。

## 9. 延会の時期

3月11日 午後 16時 31分 延会

平成25年第3回辰野町議会定例会議録(8日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成25年3月12日 午前10時
3. 議員総数 13名
4. 出席議員数 13名

1番	永原良子	2番	岩田清
3番	根橋俊夫	4番	堀内武男
5番	中谷道文	6番	熊谷久司
7番	船木善司	8番	篠平良平
9番	成瀬恵津子	11番	宮下敏夫
12番	三堀善業	13番	宇治徳庚
14番	矢ヶ崎紀男		

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎克彦	副町長	林龍太郎
教育長	古村仁士	代表監査委員	小野眞一
総務課長	小沢辰一	まちづくり政策課長	一ノ瀬元広
住民税務課長	松井夕起子	保健福祉課長	野沢秀秋
産業振興課長	中村良治	建設水道課長	漆戸芳樹
水処理センター所長	一ノ瀬保弘	会計管理者	林康彦
教育次長	向山光	病院事務長	荻原憲夫
福寿苑事務長	宮原正尚	消防署長	赤羽守
両小野国保診療所 事務長	宮原修二	社会福祉協議会 事務局長	百瀬辰夫

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	飯澤誠
議会事務局庶務係長	赤羽裕治

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第11番	宮下敏夫
議席 第12番	三堀善業

## 8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さんおはようございます。傍聴の皆さんには早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので、第3回定例会第8日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。11日に引き続き一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席6番、熊谷久司議員。

### 【質問順位8番、議席6番、熊谷 久司 議員】

○熊谷（6番）

おはようございます。今日は大きく3点の質問をしてみたいと思います。まず伊那富の住所名を各地区名に変更できないか。次に春日街道先線の沿道の土地利用について。3番目に積雪時の国道153の渋滞についての3点について質問してまいります。それでは最初の質問です。町勢要覧によりますと明治維新後の辰野町は明治11年に伊那富村、朝日村、川島村、小野村の4箇所ができたとあります。そして昭和22年に伊那富村が辰野町となり昭和31年から36年にかけて朝日村、川島村、小野村が合併され今日の辰野町になったとあります。つまり4箇所の時代がほぼ60年間続き、その後辰野町の時代がほぼ60年経過したことになります。合併して辰野町になった時、なぜ伊那富という名前が残ってしまったのかわかりませんが、まことに不便なことになったものです。その範囲は8区にも及び伊那富と言ってもどこを示しているのか分かりません。人から住所を尋ねられて「伊那富」と答える人はまずありません。また、郵便番号においても伊那富の番号は無論あるわけですが普段使っている地区名で郵便番号を調べても載っておりません。したがって私の所に来る郵便物の中には時々その他の地域に該当する399-0400で届くことがあります。何か釈然としないものがあります。昔古来からの地区名と使っている住所名が異なる場合、ただ不便というだけでは済まされない問題があります。誰でも自分が生まれ育った所には愛着があり郷土愛があります。将来を担う子どもたちにとって郷土を愛する心は非常に大切なものであります。この郷土愛を育む上で地域名は大きな役割を果たしているのです。自分の地区の名前をその他の地区と合わせて別の名前にされてしまうことに抵抗感があるのは私だけでしょうか。過去に「大字伊那富か

ら各地区名に改名すべきだ」との意見はなかったかお尋ねします。

○町 長

おはようございます。昨日に引き続きまして2日目の3月議会一般質問であります。傍聴の皆さん方もお忙しい中、お出かけいただきまして心から厚く御礼申し上げます。それでは質問順位第8番の熊谷久司議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。今ご指摘がありましたように辰野町の地区割名につきまして、伊那富は確かに多く、普通は大体その町区名とかいろいろ付いている所でも2,000、3,000番台ぐらいだろうと思いますけれども、伊那富は小さい番地から始まって北大出あたり8,000番台、8,000も900に近い8,900ぐらいに近いぐらいの番地をもってる広い所であります。最も箕輪辺りでも1万を超える1万1,000番台とか1万700番、そういう所が箕輪町北城とかいろいろな所にあるわけではありますけれども、それが必ずしも悪いとは申しませんが非常に広く特定するに時間がかかるということでもあります。これに対しまして一番理想は何々町、辰野町なら辰野町の中の何丁目何番地というふうな番地を付けるのが一番スタンダードな日本国の中では推奨されるものだと一応されております。合併を繰り返したりなんかする中でこういうことが起きてきたわけでありまして、辰野町という中で、この辰野自体も昔は明治時代、三里村という時代もあったようであります。また辰野村、それで併せて辰野町。伊那富村もありましたが伊那富村が大きくそのまま残って現在に至っている。宮木から新町、北大出地区、等々に及んでいるところであります。これに対しまして議員ご指摘のとおりもう少し、その中で大字、小字というのも現在残っている市町村もありますし、辰野でも正確にそれを言えばあることにもなります。そのへんが、どのへんがやっぱり簡便で的確でというふうなことで議論になってくるわけですが、やはり住民の皆様方のその時点、今考えるといろいろなことが考えられますけれどもその時点では昔から使ってたところをできるだけ残せとこういうふうな住民の皆様方の感情と言いますか便利性等々が論議されて残ったものだろうと。それで伊那富なら良い名前だし伊那、非常に開けゆく所が富むということを使いたいというふうな事の中で、広くても賛同されたものとかこんなふうにも考えられてまいります。さて、議員の一般質問の今の第1番の質問はこれに対して住民から不便性が感じ、もう少し改名をしていったらどうかというふうな声はなかったかということではありますが、あまり実は多く聞いておりません。考えてみると確かに

広過ぎるなというふうな感じはいたしますけれども、声がないから放っとくかどうかということもまた問題でありますし、またこれ改名していくに対しましても非常に難しいこともまた後の質問にあらうかと思いますが、現状では大きい声としては出て来ておりません。ま、第1回の質問はそういうことでございます。

○熊谷（6番）

やはりあまり多くからは、多くの人もそういうことこんなことを言っているということはないようでございますけれども、ただ身近な人、周りに聞いてみますと割合皆、やはり地区によってそれは違うかもしれませんね。宮木のように大きな所では宮木イコール伊那富というようなイメージを持っているかもしれません。それに対してほかの区はどうなのかなというような点があろうかと思えます。次に費用についてお聞きしてまいりたいと思えます。住所名を変えるということは具体的にはどのような作業を伴うのか想像してみました。まず、戸籍簿などの再編成作業、次に境界の確定作業、そして住民説明会などで周知徹底すること。企業も含めた説明会で周知徹底すること等が必要になると思いますが、どのくらいの費用がかかるものだろうかということをお聞きしたいと思えます。もし、実例なんかも分かればありがたいのですが教えていただきたいと。

○町長

費用、名前を変えてくのにあたりましての費用につきまして後段の方で述べたいと思えますけれども、今まで辰野町は地区の改名をしてきたということになってまいりますとこれは、土地の区画整理事業、合併ばかりでなくて土地の区画整理事業等々の中でも変えた例がたくさんあります。大石平とか中央、中央が横川を挟んで宮木の中央、上辰野の中央、両方中央になってしまいましたが南原とか富士塚だとか中山等々がその中でございます。なおまた大字小野ということの所がございまして、それは平成16年に符号番号地解消のために新たに小野筑、「ちく」って言うところ間違えちゃうんですが、筑摩の筑を書いた小野の筑という名前に大字を足してなったと。ですけど「ちく、ちく」って言うもんですから、地球の地に各区の区を書いて地区、小野地区だ、小野の地区だよという、こういうふうにとってしまう人があってこれもまた問題かなと思うんですけれども、実際には小野、不便で小野の筑摩の筑とわざわざ付け加えた所も例にあるわけでございます。こういったことに対しまして、もし改名するとすればそれぞれが皆住んでいるんですけれども、実

はこれは大変なことになります。これは行政だけ大変でなくて各ご自分の各戸、それから会社、印鑑から何から判子でね、ちゃんとやるような所は作り直しをしなきゃいけないし、地区看板等も全部作り替えなきゃなりませんし、また行政は行政で住宅に基づいて全部変わってきますので、住宅から名前から全部住所を全部台帳を替えていかなきゃならないということでございます。更にまた電算システム全部交換ということになりまして、また課長の方から詳しくご説明を申し上げさせていただきますけれども一応住民票など全て、これは交換してまいりますと、ざっと伊那富だけで対象面積が 3,505 ヘクタールありまして、農地を含めると 2 万 660 筆というふうなことになりまして、それ全部改名しますと約 1,700 万を超えるぐらいの費用がかかる。同時にまたその改区、改名をしている住所を変えてく時にしばらくはあまり特に底地と言いますか土地のですね、あまり売買とかそういったことを少し、まあ絶対ではありませんができるだけ協力して動かさないように、こういうふうな指令も出させてもらう、こんな形に実はなっております。一番理想的なものは先ほどもちょっと私触れましたけれども、国で進めているのは街区方式、街区方式。ですから何丁目何番地ってさっき言ったとおりです。それで更にまた細分化する時は何号、何丁目何番地何号ぐらいが一番良いとこうされてますが、なかなか歴史のある所を合併したり、区画整理をしたり、また住民の皆さん方の希望を変えたりなんかしていかなければならない。こんなところもありますし、また変えたら余計先ほどの筑ではございませんが、慣れてくれば良いんですけれども余計分かりずらくなると。小野地区とは言った何だと。じゃあ、下辰野地区か。北大出地区か。その地区じゃなくて筑摩の筑だったとこういうふうなこともいっぱい出てくるわけでありまして、大変難しいところでございます。費用につきましては課長の方から詳しくお答えを申し上げます。

#### ○住民税務課長

それでは費用の内訳についてご説明させていただきたいと思っております。ただ今町長申し上げましたように、対象面積が 3,505 ヘクタール。筆数で 2 万 660 筆を想定いたしました。金額の算定の基準ですけれども、平成 18 年から 3 年間、伊那市で大字伊那部伊那美篤を大字伊那に替えたという時の金額の方を参考にさせていただき算出してみました。それにかかわる人件費等の関係が 3 年間で約 100 万円近くかかるだろうということ。それは先ほど議員が申されまたように境界の確定作業とかそ

ういったことも入ります。それからその作業に伴いまして住所の表示を変えるということでそういった手引書とか参考書、また郵送料とかそれに約 200 万円ほどかかるようです。それから住所の表示変更の作業の委託料が約 650 万円ほど。それから一番大きいのはやはり電算のシステムの変更等ということでまた、上伊那の場合ですと上伊那広域連合の方にお問い合わせをするわけですが、それが約 800 万円くらいかかるということで合計でやはり 1,700 万円余の金額となります。以上です。

○熊谷（6 番）

1,700 万ほどという値が高いのか、そうでもないのか、ちょっとよく分かりません。高い安いってというのは要するにそれだけの改名するに当たってそういった費用がかかるんだけれども、あえてやる必要があるのかどうなのかということを考えて時に高いか安いのか、これがちょっとよく分かりません。それぞれの主観で感じることだと思います。私は高くはないなと思いますけれども。それよりも問題は先ほど町長が言われたようにそれぞれの住民が、あるいは企業が細かく変わるわけですのでその受け入れと言いますか希望者が多いかどうかというのがやっぱり一番重要などうも、金額よりもそちらの方が重要ではないのかなというふうに感じ初めております。近隣の市町村で実際に住所表示を変更した事例では先ほど、言われてましたように伊那市が行っております。お隣の箕輪町の住所もやはり大字中箕輪、大字東箕輪の地域が広くありまして、大字伊那富と同じような状況になっております。箕輪の人たちがどのように、そのことに対してどのように感じているかということもちょっと興味のあるところではあります。私の周囲の人たちに伊那富の住所表示の変更について聞いてみますと多くの人から「変更すべきだ」「ぜひ変更してほしい」との答えが返ってまいりました。実際伊那富の住民がどのように感じているか知りたいところです。そこでお尋ねしますが、伊那富の住所の意識調査のアンケートを取ることはできないでしょうか。よろしく申し上げます。

○町 長

アンケートを取ってということのちょっと前に、もう少しお話申し上げたいと思いますけれども、いよいよこれやっていくということになりますと境界をもう 1 回見なきゃならない。伊那富の中でどこで今の行政区、区へお願いしてありますが新町と北大出の境で良いのか、宮木との境はそこで良いのかももう 1 回やり直さなきゃならないってということで細かくやっていきますと、また北大出なら北大出の中のどの部

分多屋にするのかとかですね、宮下にするのかとかそのへんがまた小字的な問題も出てきます。そういうことになってまいりますと大体、境っていうのは道路や河川といった公共のもの、あるいは恒久的なもの等が境になりますが、しかし実際住民の皆さん方の暮らしは川をまたいでやったり、あるいはまた片方川をオーバーして向こうまで境になってたり、あるいは境が入り組んでたりということが多々見られます、実際に人の繋がりによって構成されている自治会の自治区ですね。要するに区とかいろんな行政の中で細分化された地区とまた違ってくる可能性もあります。そのへんもまた相談していかなきゃならないということで、更にまた細分化の問題もたくさん出てくるということでもあります。それでアンケートはいつでも取ろうと思えば取れるわけではありますが、もう少しこれはアンケート取るならば論議をして、さて全体的にまず町とか、住民の皆さん方の代表者の声とか、ほかはどうなのか。伊那富大きい所ばかりで良いのか。ほかに不都合はないのか。そのへんも全部鑑みていきたいと思えますし、それが済んだ後、また住民の皆さん方の住民大会、集会等を設けてまず理解をしてもらおうと。ただ替えた方が良いから、替えなんで良いでなくて、実際にこういうことになりますと、しかし今不便ですかと。一つの議論大会をずっとしていく、それでそのことに関心を持ってそれぞれの住民の皆さん方が少し考えてもらう。それからアンケート取るのがこれが本当の取り方でありまして、また正式な望んでいる回答が、反対にしてもですね賛成にしても、よく考えた上で問題点の解決のようなアンケートになるかと思えますので、軽々にアンケートだけをさっと取れば良いというものではないと思えますが、今後そういった声があれば検討はさせていただきたいと、こんなふうに思っております。課長の方から追加があればお答えいたします。

#### ○総務課長

今、町長の申し上げましたとおりでございますけれども、具体的にはですね国が進めておりますのは住居表示の分かりやすさを解消するために建物の位置をですね特定できるような、先ほど申し上げましたような街区方式と言いまして町部においてはですね宅地がほとんどで、その表示を推奨をしてきているところであります。今町議さんのおっしゃられるのは地番をそのまま残して、町名を変えろということでもありますので、国の進めている住居表示法に基づくその進行とはちょっと違うかなという感じがします。町も今までですね土地区画整理等ですね、一帯を直す街区の

ですね、境界がはっきりしている所についてはできるだけそういうふうに分かりやすく合理的にということを進めておりますけれども、今の中でやりますと宮木、新町、それから新町、羽場、羽場、北大出という境界をですねやはりある程度決めて、こういう方向でいくんだよというものをですねどこかで論議をしていただいて、ある程度こんな方向でどうだろうという案がまとまったところでアンケートをしないと具体的にはですね、正確な答えが返って来ないと。そんな気持ちを整理してからやった方が良くないとそんなふうを考えます。

○熊谷（6番）

はい。何か法律でも住居表示法っていうんですか、そういったものがどうもあるようで、ただ町の場合とこういった辰野町の、町とか市街地です、都市部。都市部と町全体とはちょっとやはりニュアンスが違うんで、総務課長の言われたような地番を残して住所名だけ変えるっていうのが良いとか、やはり議論をやっぱり関心を持ってもらって議論をすることが先決ということがよく分かりました。そうしていただいて、アンケートまでいけるようなことになればぜひやっていただきたいと思います。それでは次の質問に入らせていただきます。

近年、羽北地区の農振地域の中に住宅が点在し始めています。農地法第4条により所有している農地を宅地に転用しているケースです。農地の中に住宅が点在して建たることに次の2つの問題があると考えます。まず、農業がしにくくなる問題です。例えば果樹園の近くに住宅が建った場合、消毒作業の際、風向きを心配しなければならないなど作業しづらくなるわけです。また、田んぼの場合も日当たりが悪くなるケースが出てきます。もう1つの問題は道路事情が悪くなる点です。細い農道に沿って家が建つわけですから、車のすれ違いなどは道を譲り合って通行することになります。現在は核家族化が進み、若い夫婦が親と別居し家を新築するケースが増えています。若い夫婦が家を建てようとした場合、所有している農地があればそこに建てたくなるのは当然のことですが、農振地区の中に家が点在して建てられることを避ける方法はないのでしょうか。代替地を準備するなどして計画的に新しく建てられる住宅を集約する必要があります。そしてその宅地候補地には農地法第5条を適用できるようにすることはできないのでしょうか。つまり他人の農地の権利を取得、または他人の農地を借りて宅地に売買できるようにできないのでしょうか。やはり民間経済の活力を生かさないと住宅を増やして人口を増やすことは難し

いと考えます。改めてお聞きします。農振地域の中に住宅が点在していく現象に歯止めをかけ、計画的に宅地候補地を設けていくことはできないでしょうか。

○町 長

それでは2つ目の、大きな2つ目の質問にお答えを申し上げたいと思います。農業振興地域、俗に言う農振法ということでございますけれども辰野町では農水省に言われて昭和46年に指定を受け、策定を48年、昭和48年にしたところでございます。1,644ヘクタールですから辰野は農水省から表彰されるほどこの指定をした。もちろん国から予算も来てそれにまつわる農道も開けたり耕地整理も行ったたりいろんなことは有利にはなりました。しかし地図見て分かります辰野町は非常に伊那谷の始まる所で3方に、あるいは有賀峠入れれば4方に向かって非常に交通の起点ではありますけれども、狭い所のこの地図がこうやって見ると本当に農振法は青く塗ってありますので真っ青というこんな町であります。これで人口増やせっていうことはどうやってできるのだろうか、非常に至難の業であります。しかしやっぴいかなきゃならない。それで僅かではございますけれども、農振法を国のお金を使ってやっています。これも税金です。それを使って整備して農業やって農業がなかなか後継者がなくなったとか農業もやるのが疲れちゃったとか、高齢になったから、それじゃ止めた。ほかのものにしてしまう。工業用地にする宅地にする。税金使っただけ嫌になって止めるとは何ごとだとかこういうふうなことになるわけですね、理屈は。したがって簡単にはこれ外れません。公共のものを造る時は認可を受ければ例えば道路を造るとか、あるいは皆さんの総意によって集会所を大きく造る。またグラウンドを造るとかこんなようなことは公共でやる場合には若干の猶予があり、外れることもできます。しかし個人のもの、作ってしまったものなかなか外れませんがただ特例として、その家庭の、例えば次男坊の方が分家してそこへ家を造りたいとかそういうような場合は数件こういった特例があるんですけれども、周りの皆さん方の農地の許可が得られれば、あるいは農業委員会の皆さん等々の意見を聞いて異存がなければそこは宅地化することができると、こういうことになります。町も大変困るんですね。実際宅地の方へ下水道から何から敷設して上水道もやって、パソコンとそこが住宅になるとそこへまた上水道、下水道引いていかなきゃいけない。というような形にもなってまいりますし、大変一気にやれば非常に経済的にも有効なんですけれども、1、2軒のためにそういう所も願いがあつてやったこともあり

ますけれども、そういったいろいろ問題点がある中での虫食いのような解除が進んでいるところでもあります。これに対しまして、代替地等々でということになればもっと辰野町はもっと広ければそういうこともできるんですが、代替地等々のものを無理しても用意できないことはない。その場合にその近所に住みたいのにえらい離れた所へという形になると、もうそれだけで代替地の価値がなくなってしまう。ですから点在している代替地をあちらこちらに用意しなきゃいけないということはちょっとこれ不可能のことになるのかな。しかしそれもできないことはありませんので何か適当なものがあれば農耕地として優良な所はできるだけ農耕地で残して、しかしあんまり農耕地をぴしゃっとやり過ぎちゃっても良いのかなと思うぐらいのことを私も否めない事実として困ったり、あるいはまた解除できたらな、と思いがらしているところでもあります。しかし一斉にそういった虫食いの所を大きく外しちゃってもうそこは宅地にしちゃって、農耕地は農耕地でもって別にしっかり取ってそこはいくら分家であっても何でも子どもであっても、許可しないとこんなふうにできればまた理想的かもしれませんけど、また一つのまた自分の家の子どもが分家して土地を分け与えてやっていきたいのに農振法のためにそこが許可にならないのか、分筆ができないのかと、こういうふうな法律的な騒ぎにまたなってくる。こんなことで非常に難しいことであるというふうに考えております。したがって今してただ今の質問に対しましては何とかできるだけ虫食いでも多く虫食った所、そうでない所、代替地、いろんな方法もありますのでそれらも考慮しながらは進めてまいりますけれども大変に難しいことだということだけは申し上げておきます。担当課長の方からお答え申し上げます。

#### ○産業振興課長

この問題につきましてはですね農業振興地域の整備促進協議会の中でもご意見をいただいておりますので、町が現在進めております総合見直しの中でですね、ある程度色分けの農用地区域、あるいは住宅地域というようなそんな中での色分けをしながら進めていきたいとこんなふうに考えております。なかなか交換分合等ができれば良いわけでありましてけれど、こちらの方も先祖代々の農地を簡単に交換できないというようなそんな意味合いもありましてですね、なかなか進まないのが実態かと思えます。長期的な展望に立ってですねある程度先を見据えてあそこへ住宅を建てたいので交換したいっていうようなそんな部分を農地の間でしておいていった

だいてその後に自分の宅地にするというような、そんな計画ができればですね進むかと思うんですけど、すぐ家を建てたいってというようなそんな状況になってくるとなかなか難しいかと思えます。先ほど言いましたように、現在総合見直しを計画中でありますのでこの中で進めていきたいとこんなふうに思っております。以上です。

○熊谷（6番）

今、課長がおっしゃったように総合見直し、これ農業振興地域整備計画変更の手続きってというような長野県の農政部の資料も私もいただいたわけですが、その中に総合見直しっていうのがあると。ただそれはその今回私が言っているようなことと合ってくるかっていうのはちょっと微妙なところがありまして、やはり都市計画と非常に密着しているのではないかというふうに考えます。やはりともに都市計画もこの農振地域の決定も農業が非常に盛んな頃、農業盛んな頃って言い方はちょっと失礼ですね。何て言うんですかね。稼げた頃。要するに米価も今よりも割合として高いし、価値が非常に高かった。したがって当然大事にするという観点があったかと思えます。それも時代の経過とともにやはり大分事情が変わってきている。したがってその農振地域、確かに農振地域大事なんですけれども一方、やはり住宅需要っていうのも根強くあります。現実、若い夫婦が家を探そうとした時にやはり箕輪、南箕輪に敵わないわけですね、どうしても。候補地がしっかりあると。こちらには候補地がない。民間の不動産業者を訪ねてもやはり活発であるかどうかということですね、売買が。そういった事情、いろいろもろもろ考えると都市計画とこの農振地域との関わりっていうのが非常に強いと。したがって大きな話になっていってしまうんですけども、そういった観点が必要ではないかと思えます。具体的にもう1つ、これに付随した質問をしたいと思えます。県道伊那箕輪線、通称春日街道の延伸計画も既に測量を済ませ、先ごろ地権者説明会がなされ整備計画も現実のものとなってまいりました。町の建設水道課を初め関係者のご努力に敬意を表したいと思います。さて、この春日街道先線ですが近くに保育園があり、小学校があります。また、伊北インターに隣接する道路でもあります。更にJRの羽場駅にもそう遠くない位置にあります。つまり住宅候補地として最適な所というわけです。一方、羽北地区の人口の推移について調べてみましたところ、北大出区は5年前の1,800人をピークに減少傾向にあります。羽場区に至っては15年前の780人

をピークに減少傾向にあります。何もせずに現状のまま放っておくと減少傾向は更に加速していくことと思います。そこでまず春日街道先線の沿道の農地の農振の網を外して不動産業者が入りやすくすべきと考えますが、この考えに対してはいかがでしょうか。お願いします。

○町 長

春日街道沿線、もちろん農振の所へ入ってくるわけでありますがその件につきましてはまた後段で述べるといたしまして、そもそも土地というものは有効に活用する狭い日本ではということです。有効とは点で我々、思ったようにその地主さんが使えるというのも1つの有効でしょう。しかし工業地帯は工業地帯。商店街は商店街。農地は農地って分けておいた方が全体的な運営はしやすいし、またそれなりの大きな効果を現す。いうふうなことも土地の有効利用の1つになるのかもしれませんが。それで土地を規定するにはこの農振法をちょっと後にしまして、これは後から入ったものですから用途地域という設定があります。辰野町にもあります。これは工業地帯、第1種、第2種の工業地帯。で商店街も近隣商業、それから商業地域とこうあります。今は住居自体は第1種、第2種、第3種とあったんですが今はそういうことあまり言わなくなりまして一応住居地域というような、こんな分類があります。それ以外の農地につきまして農振法を入れたとこういうことでもあります。結果論でありますけれどもその農振法、国の法律で各市町村が受け入れてきたわけですけれども、結果論ですよ。結果論的にはこの農振法を国の言う推奨どおり受けなんだ所、まあまあ、ある程度で抑えた所が現在の発展は伸びております。人口も増えてます。企業も来ております。これを丸々受け取った所はもうその制約によってそれ以上、身動きができなくなったというのもこれは事実であります。辰野町の場合は先ほど言ったように地図を見て、用途地域、同時にまた農振法見ると真っ青だということでもありますから、自ずから知れたことでもあります。しかし知れたところなんて言っているとますます疲弊してしまいますのでめげず頑張っただけでも、それでもということで宅地の適当な所は宅地に変えるように。農地は農地で守る所はしっかり守っていくように。そんなふうなことで鋭意努力をしているところでございます。まずそのことを頭置いといていただきたいと思っておりますし、先ほどの代替の件でありますけれども、宅地にしたいってということでその中へ次男坊の人とか三男坊の人が、あるいは子どもさんが、というふうに思った時に代替だと当然農地

の所を使うわけですが、代替地は家を建てたいの宅地を提供しなきゃいけなくなりますね。したがって農地と宅地と等価交換できないですね。経済単価、問題もございまして。あるいは等価交換すれば宅地の方が狭くなっちゃいます。だから当然この地名の利であります。そのへんの解決をどうしたら良いのか、それでもそうすべきなのか。そのへんはまた今後の研究課題で先ほどに付け加えておきたいと思っております。さて、春日街道の沿道につきましてであります、農振地域であつても先ほどちょっと触れましたんですけど国とか地方公共団体、我々市町村等が公共的に道路だとか、例えば農業用の配水施設等々、その地域振興のためにどうしても必要なものということになれば、やむを得ざる理由ということで知事の認可の必要としないという形になっております。ですから個々では無理ですけども公共が入って今度は民意を汲みながら春日街道をあつての所へ引っ張ってくるわけありますのでその場合は、敷設が終わった後ですね、ここは農振の道路上は解除するように申請し、問題なく解決すると思っております。議員のおっしゃられてるのはせっかくその道路出たらその左右の発展のためにその付近をですね、沿道沿いとか付近を解除できないものかどうか、農業ばかりでなくて宅地もできないか。例えば商店もできないか。工業もできないだろうか。そんなふうに解除できないかということですが、これもできないわけではありませんが、ちょっとこれは大変、それなりの地域発展の理由付けがとても難しいだろうと思っております。しかしこれもやってみないことじゃないし、挑戦すべきでもあると思っておりますので道路の有効利用のためにもまた皆で知恵を出し合つて、1回だめでも2回。2回だめでも3回。つていうふうに挑戦しながらできるだけ地主さんが、その地主さんが良いとおっしゃればですね解除するように、それもまた虫食いのように解除されてつたんじゃこれたまったもんじゃありませんが、できれば道路活用のために。農業農業でどうしても守りたい人は守つても良いです。外しておいて農業つてできるわけですから。そういうようなことも検討して相当の理論付けを持って、あとは果敢に当たつていきたいとこんなふう思うわけあります。課長の方から何かあればお答えいたします。

#### ○産業振興課長

北沢工業団地をですね大きく農振除外をした例があります。その時には同等の面積くらいを編入つていうような形の中で農振の指定というような、そんな条件等も付けられたことがあります。ですからこの部分につきましてもですね除外すること

はできるかと思うんですけれど、それに相当するような面積の編入というようなそんな部分が条件付けられてくるのではないかっていうふうに考えております。町長申されたように、ほとんどの地域が指定を受けておりますのでこれに替わって新たに指定する区域があるかといえば山林くらいしかないというようなそんな状況でありますので大きく除外するについては、非常に難しい面があろうかと思えます。それなりの理由があれば何とか県の方にお願ひしながら除外をしていきたいとこんなふうに考えております。以上です。

○熊谷（6番）

町長の「難しいけれども、やってできないことはない」という力強いお言葉を聞きましたので意を強くいたしました。次の質問に入らせていただきます。時間も押していますので、読み上げるだけで終わってしまうかどうかですがとりあえず。

今年の冬は何度も積雪により町内の交通がマヒ状態に陥りました。昨日は除雪対策として議論されたわけですが、今日は渋滞対策という視点で論じたいと思えます。積雪により中央道がストップすると、その中央道からの車が特に大型車両が国道153に溢れ出す、これが渋滞の一番の原因と考えます。私自身も体験しましたが町内を抜けるとさほど渋滞はしておらず、改めて町内の交通事情に問題があるのではないかと感じています。雪が降る都度、交通マヒが起こる地域は人が生活するにも産業振興のためにも大きなマイナス要因となってしまいます。今後に向けての解決策はどのように考えておられるか、質問いたします。続いて、続けて2項目質問していきたいと思えますが、昨年度国道153整備促進協議会のワークショップが開催され9区に跨る大勢の関係者が参加し、5回にわたって国道153の将来像について協議されました。そこでは現道の整備計画については優先順位も決められ一定の成果が得られました。特に宮所地区のはらはら道路については、改良委員会も結成され整備に向けて動き出されました。しかしながらそのほかについてはぼんやりとした将来像が描かれただけで、どのような方向に向かうのか見えてきません。昨日の回答では、当面は現道の拡幅整備工事でいくということでしたが、今年の冬のような積雪による交通マヒに対する抜本策は国道153に並走する大型車両の通過できる道路をもう1本通すことだと思えます。そこで一番現実的で可能性のある道は西山沿いの農面道路を拡幅することだと思えます。このことについてどのように考えておられるかお尋ねいたします。

○議長

熊谷議員、質問時間があと5分を切りました。質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。

○町長

昨日来、この大雪、また回数も増えたことに対しましていろいろと渋滞、あるいはまた交通の不便さ等々につきましての論じられている問題であります。これに対しまして、昨日言ったこと等はちょっと削除して、少し集中的にちょっと話を簡単に申し上げたいと思います。大変都合の良いことに中央道が辰野を通りました。それでこの伊北インターを通過する車両、同時にまた利用、インターチェンジの利用度から見ると、長野県の中の高速道路の中で辰野の伊北インターは上から4、5番目ぐらいに乗り降りの多い所でありまして、またこの伊北インターを通過する、通過交通車両の数は3万8,000台と非常に多いんです。それで問題は雪が降った時に止めちゃうと。ネクスコさんが止めてくれる、止めてくれると言いますかそれも勝手に止めて、いつ止めるって言わなくて、解除するのも「今だめです」「今だ」昨日言ったとおりです。パッと見たらもう解除されてた。いつ解除するという情報もない。こんなようなことに問題が実はあるわけでありまして。しかし高速道路がなければ下の道路はもっと同じ台数が通ったろうっていうのが、これ論理が成り立たないんです。高速道路がもしなくて、ほかの方を木曾か何か通ったらその3万8,000台の中の9割近くはここを通過してないはずなんです。通した中で降ろしちゃうからさあ、大変とこういうことになるんです。それで、当時は日本道路公団が高速道路公団が造っていただいて歓迎を皆でしたところでもありますけれども、であるならばどういふわけか辰野だけ高速道路の管理道路がないんです。普通は管理道路が大抵あるんです。そこだつて車が流せるんですけれども辰野のこの近辺ないんです。どういふことかよく研究してみないと分からないんですが。勢い下の谷が始まる所ですから、ずっと上伊那へ向かう道だつて大きくは2本ぐらいしかないんですがそちらの方へどうつと流れ込んでしまう。その整備を怠っていてやたら降ろすからこういうふうになってしまうということが大きな問題です。したがって今辰野町も一所懸命かかっておりますが、早く153の直轄化を図って今ある事業をもっと早く進めて遅くても良いからスムーズに流れる、スムーズと言いますかゆっくりでも流れる道を造らない限りこの問題は解決しないだろうと、こんなふうに私は考えて

おります。同時にまたもう少し連携をしてですね、ネクスコも簡単に止めたり何とかかっていうふうでなくて、何時何分から止める予定ですかですね。昨日も話がありましたけれども片側通行ぐらいさせると。ところがちょっとあれからあと研究してみたんですけども、高速道路が雪かきする時はグレーダーが2台並んで、2台こう並んで、一緒にかいてっちゃうザーっと。ですから片側にすれば1台台数がほかかけるっていうだけのことで、あまり有効でなくて、どうせかくんならやっぱり2車線一緒にかいちゃうんで、片方にしても早くなるわけではないということに気がついてまいりまして、これは困ったもんだなとこんなことも考えております。次に西バイパスにつきましてであります但何か、そのことも今後の道路の中の構想に入れていきたいと。ワークショップでも沿線の皆さん方、一所懸命話をしていただいて、幹線道路、幹線道路、これも交通をスムーズに流すように努力しながら、やっぱり1本抜くべきだ。昨日も中谷町議の話にもありました。そんなようなことも検討しなきゃならない。さて、どこだって、今道が狭くてこれはえらいことになっちゃいますけれども、だめだって言うんじゃないかと何か知恵を出し合いながら、一部トンネルでも良いじゃないか。こんなようなこと。道路造れば、道路造った経済効果望むんですが、トンネルじゃ経済効果全くないんですけれども、また西山の方へ付けてしまえば道路造った経済効果は全くない。なくても、めげずそれを要請してやっていくべきだろうと私も同じように考えているところであります。さあ、もう1点は辰野を抜け出した時にスムーズにもし抜けたと仮定してゆっくりでも渋滞でなくてスムーズに流れる、遅いけれど流れる、こんなようにした時にどうだろうと。先線見ますとまた大変なんですね。北小野へ入りまして善知峠、ご存知のとおりです。大抵この雪が降ったり何たかりですから滑る、スリップの問題。有賀峠入る。これもスリップの問題。じゃあ、岡谷までは何とか行った。岡谷市内を抜け出す問題。これはとってもそっち行ってまた渋滞になって、辰野まで繋がっちゃうかもしれません。上伊那の方は比較的本数も箕輪あたりから広がっていきますので本数が多いから分散されるし一部バイパスもありますので流れますが、さてそれとて今度伊那からずっと南を見てまいりますと市内へ入ったものはまた同じ渋滞を起こす。こういうことありますからこれは抜本的に高速道路がある所、あれだけ降ろすんなら、特に降雪地帯はしっかりと国道、バイパスを国と一緒に、またネクスコも協力してやっていく必要がある。こんなふうに考えます。課長の方

から時間きておりますが、今の件につきまして合わせてお答えいたします。課長も名案があるようでありますので、ちょっと聞いてみたいと思います。

○議 長

時間が終了してしますので、簡単にお願ひいたします。

○建設水道課長

やはり、積雪になりますとスピードを緩めると。という形の中においてはやはり交通量を少なくするっていうことは、なるべく外に出なんで車に乗らない。が、という形も考えなければいけないじゃないかと。それからやはり交通の分散を考えなきゃいけないと。それから、交互通行できない所についてはご存知のように道路整備をしなければいけないと。そしてまた除雪にきちんとした対応をしなければいけないというような形で考えなければいけないんじゃないかと、そういうことを相互に考え渋滞を解消する方向に向けなければいけないじゃないかと思ひます。以上でございます。

○議 長

熊谷議員質問を終了してください。

○熊谷（6番）

漆戸課長の名案にちょっとまいりましたけれども、あれですね。小野振興会では迂回路という手を奥の手を使ってまいりました。やっぱり現実的にできそうなことをきちんと計画を立てるということが、一番大事ではないかということで非常にそれを新聞を見て「ああ、なるほど」ということを感じました。そのような現実的な路線でなおかつ便利な道をもう1本、ぜひ開けていただくお願ひして質問を終了したいと思います。

○町 長

すみません。昨日から続いている問題であります情報の問題で、その後はっきり昨日申し上げたとおり調べまして、LCVの今デジタルですけれどもアナログがまだ映っておりますのでアナログの16チャンネルですか、にいたしますと辰野の交通情報がカメラで映っておりますして5箇所ありました。やなの所、それから平出交差点の所、有賀峠の頂上ぐらいの所、それから伊北インターの所。それから北小野へ入りまして弥彦神社、小野神社を過ぎた所の所がずっと映っておりますので、渋滞しているかどうかっていうのは、ちょっとこれもドンドンたくさん変わっていますけ

ど3、4分見ているとすぐ出てきますので、それでも少しの情報になろうかとこんなことありますのでご活用いただければと思います。

○議長

進行いたします。質問順位9番、議席4番、堀内武男議員。

**【質問順位9番、議席4番、堀内 武男 議員】**

○堀内（4番）

それでは先に通告いたしました3件につきまして質問をさせていただきます。まず初めに人口増対策の強化について質問をいたします。第五次総合計画が平成23年辰野町の将来像として立案され、辰野らしさをつくり出す一大居住拠点都市構想を打ち出されております。7つの施策の大綱を定めて、平成32年には将来人口2万1,000人を維持するという形を目指す活動を展開中であると思います。その時点での予測数は2万749人ということですので、かなりの施策を講じないと非常に難しい目標達成については難しい状況ではないかと思えます。来年度は中間の年度でありますので本格的に目標達成のための具体的な施策が必要ではないかと感じます。ここで町長にお伺いいたします。人口推移状態並びに今後の予測、及びその計画推進状況についてご質問をいたします。

○町長

それでは質問順位9番の堀内武男議員の質問にお答えを申し上げます。先ほどもちょっと触れましたが人口減の問題ということです。日本中が減ってきている中です。しかし世界は増えてます。こういう中で辰野はどうかということがあります。平成と言いますか昭和60年、辰野町の場合は最近ではもっと昭和年間の初めの頃も多少、このピークがありましたけれども最近のピークは昭和60年がピークでありましてそれ以来、毎年3、4%ずつの減がみられております。自然減、子どもが少ない、また同時に社会減と言いまして仕事をしたり何かするのに辰野に住んでいく人が、また流入と流出とありますけれども、流入よりも流出の方が多いというような現象の中でこんなことが進んでおります。原因につきましては非常に場所の4方に通じる良い所でへありますけれども、もう少し宅造いろんなことを進めていかなきゃならんと、こんなふうを考えるわけではありますが原因的には先ほどの話と連携いたしますけれども、埋蔵文化財の指定地が260何箇所もあるということ。同時にもう一つは先ほどの農振法の指定地が非常に多いということ。割数にしてみ

ると非常に多い。したがってなかなかそういう所へ宅地造成もできにくい。同時に残っている土地は狭い所へまた狭く、余計狭くなりますので土地単価は高い。一時箕輪の方が安くて岡谷の人たちは皆辰野を越えて、向こうへ行って岡谷村ができちゃったと。そのへんが走りになってあちらの方は指定地が少ないもんですから人口増に一部繋がっているということになるわけですが、しかし逆に言いますとそういうことですからドンドン宅地も値段も下がっておりますので、今後は何とかそれを突破口にしてもう少し増やせないか、農振の方も解除できないか。埋蔵文化の方も前もってといってもお金がとつてもかかりますが何とかできないか。めげず頑張らなければいけないと、こういうふうに思っているなかでございます。動態につきましてはそういうことでありまして平成27年頃には2万670人。今後の見通しです。平成32年には2万人を割って1万9,894名。ピッタリいくかどうか、予測ですから、平成37年には1万9,000人ぐらい。また人口研究問題いろんな出し方がありますので、推計の中では平成37年には1万8,000人を割るだろうといわれている数字もあるぐらいです。これを言われてますので、早く手を打ちながらそうならないように、できるだけ人口減少なら減少のカーブをのせにできないか。できれば同じぐらいを維持して、上へ上げられれば一番良い。こんなふうに考えたところであります。今の動態は以上であります。

#### ○堀内（4番）

ただ今、動向等お話いただきました。農振法を含めていろいろ弊害な内容もあるようですけれども、いずれにせよそう言っても歯止めにならないということになりますので、次に今後の具体的な施策ということでちょっとお話させていただきますが、私なりに人口増に対して7項目ぐらいをちょっと挙げてみました。これを全部言うとも時間かかりますので、とりあえず、いずれにせよ若い人たちが住み着かなきゃいかんということが一つあります。そういうことでやっぱり共働きの方々がそこに住み着きたい、そういう環境を作ってやるっていうこと。これはもう保育体制とかですね、就業支援であるとか、小学校の放課後の対応っていうこともあると思いますし、2番目としてやっぱり経済面での優遇措置。補助であるとか優遇措置っていうことで軽減措置をするっていうことも必要だと思います。3番目ではやっぱり通勤制。その暮らしやすさっていうことで、道路網の整備であるとか商業の活性化であるとか医療体制の構築であるとか、あるいは子育て世代のマイホームの入手

のしやすさ。先ほどちょっと話ありました。土地が安く購入できるっていうそういうこと。あるいはIターンUターンを含めて移住、定住ということで企業誘致を含め土地の提供ができる。あるいは空き家対策も含めた内容もあるということで、もろもろ挙げてみました。非常に内容とすれば非常に多岐にわたるといふ形だと思えます。それで人口対策ということで、辰野町の移住定住促進協議会っていうのを制作するっていう、作るということ、ちょっとそんな話もございましたんでIターンUターン等における移住定住っていうことを、促進されるという形の状況が話になっております。この件につきましては今後常任委員会の方で詳細に説明されるという形の状況になるかと思えますんで、今のところ今回はですね、この辰野町移住定住促進協議会の構想という形、概略で結構ですんでそれをお話いただければありがたいと思えます。

○町 長

はい、次の質問にお答え申し上げたいと思えます。若い皆さんでも年寄りでも皆同じでありますけれども、ここに住みたいということはどんなことだろうか。まず環境が良くないと。住宅環境。暮らす環境。これはほかに負けないほど良い所だと思います。ホテルも出るし、そういった観光もあるし環境も非常に山紫水明、非常によろしい。一時、辰野の中心地区にあつて臭いを出す会社がありましたけれども、あれも相当の会社は会社で発展し、町も町でともに伸びて来たわけですが、その環境面に対しては大変に問題を残したところで、いまだに諏訪なんか行きますと辰野の町長だつて言うとな「ああ、あの臭い町か」「いや、今臭くありません」といふようなことが言えるぐらいになってきました。そういった環境もあります。もう一つは便利性ですね。便利性でよく考えてみますと交通の要衝で、今も要衝ではあるんですが、車社会がこんなに発達しない頃は辰野は非常に便利が良い所だつた。だから無理して人が大勢住んでくれた。しかし車社会になるとあえて鉄道だけが交通じゃない。ないよりある方が良いんですけども車社会。じゃ車社会に便利だつていふことになるとやはり道路ということになりまして、狭い所で地主さんの貴重な土地をいただきながらドンドンと平出交差点の改良から竜東線から今、今度153。先ほどの質問のとおりドンドンと道路を着工して進めなきゃならんとこんなふうにも思っております。こんなことが大きないろんな要素の事情でありまして、そんな中でまず人口を増やす時にということで、本格的なプロジェクトチームを作

るわけでご指定のとおりで、ご質問のとおりであります。移住定住の促進協議会ということでありまして町民の皆さんにも入っていただいて、具体的な政策を検討しながらぬっていきたくと。その構想でありますけれども、今も議員がおっしゃられましたけれどもIターン希望者に対しましてそれでは辰野に住んでいただいたら住宅構築に対しての何か若干の補助ができないだろうか。辰野の中の人辰野へ住む、移るだけではちょっとこうね、人口も増えませんが人口が増える対策でありますからIターンじゃなくたって、急にふっと思っただけ来た人だって良いだろうし、また公共住宅どうだろうかという話もありますが、それも併せては考えておりますが少しグレードの高い平出の越道へ造らせていただきました、ああいったアドニスのようなものに今は移ろうと移りつつありますし、そしてまたこの県で造っていただきました湯船にあります、ああいった高層階のこれもグレードの高い方の公共住宅です。昔は家のない方に提供する。今は家があっても便利だからそこへ住む。あるいは核家族でしばらくはそこへ住んで子育て終わったら、また自分の家に入る。いろんなことで使い方がありますので、そういった少し特公賃でない、特優賃と言うんですけれどもそういったものもまた検討してやっていかなきゃならない。そのほか、いろんなことをその中で謳っていきたくと思っております。子育てしやすさとかですね、そういったことも全部含めながら、また後でご質問があればお答えいたしますけれども、構想としてこちらの方の案として出して、協議したフィードバックで住民の皆さん方からの良い意見も出していただいて、自分がもう1回辰野へ住むんならどうだと。よそはどうだと。少し研修もしていただいて、それでまた、人口が急に伸びている所って今あるんですね、実は。これはちょっとあまり良いことではないんですけれども海辺から、ちょっと近い所の山間の所の人口が増えているようです。これは想像でお分かりのとおりであります。同時にまた飯田の近くの下条村は飯田まで車で良い道が開きましたので20分ぐらい、通勤圏内で。ということで下水道を一切やめて合併処理浄化槽にして、だから下水はできたことです、それが。その方が安いということで、そのお金を公営住宅、要するに村営住宅にかけて、村営住宅って言いましても3層階ぐらいの高級マンション風に造って、飯田へ通う人たちを皆ここへ呼び込んだ。で、単価も安くした。それで今、学校もそれから結構増えてますし、人口も増えたということで一時日本全国で記事になった所でもあります。しかしそれに対しまして周りの市町村皆やるかっていうと、ほかの飯田市を中心に

したあの辺に市町村がありますが、そこは非常に冷ややかな見方をしております。多摩ニュータウンが今は多摩オールドタウンになってしまう。だから一時じゃないかっていうようなことを言う人もありますけれども、増えないより増やした方が良いわけでありますので、そんなことも併せながらいろいろ研究してこれも果敢に取り組んで、先ほど言った方向でもっていきたいとこんなことが一応構想に入っております。ほかにもたくさんありますが。

#### ○堀内（４番）

いずれにせよ人口増対策に対しては非常に大きな重大な施策の内容になると思いますんで、その中でやっぱり今、UターンIターンっていう話の状況ありましたけれども若い人たちがどう思っているかっていうそういうことをですね、やっぱり取り入れるっていうことは非常に重要なことでないかと思えますんで、その人たちを巻き込んだ状況で組織化するっていうことも一つの方法ではないかと思えます。そんな形でぜひ深い議論をしていただくという形をお願いしたいと思えます。続きまして子育て支援に対する辰野町の優位性は何かっていうことをですね、あるいはその発信性はどうしているのかっていうことをちょっとお聞きしたいと思えますけれども、12月の定例議会の時に宮下議員の方から人口増対策っていうことで一般質問あって、11項目に対する恩典、助成内容が提示されました。他の市町村と比べてですねそんなに辰野町が劣っているということはまずないっていう、私も思っておりますけれども、その優位性をですねどういうふうに皆さんにPRしているのか、それが浸透されているのかっていうのは非常に疑問な状況があるかと思えます。そこで伺いますが、子育ての支援に対する辰野町の優位性は何であるのか。他市町村と比べてですね、どこが違うのか。それとそのPRに対してどうされているのかっていうのをちょっとお聞きいたします。

#### ○町 長

大変、高邁なご質問でありますので、簡単に答えて課長の方からももっと細かい所もちょっと触れていきたいと、こんなふうに思っております。町としても果敢に取り組まなきゃいけない重大な問題だと思っております。町の優位性ということでいきますと、地形的には非常に優位であろうと。あちらこちらにすぐ出れる、上伊那の中では東京行くにも一番近い所。長野行くにも一番近い所とこういうふうに私は言っております。したがって「北の最果て辰野町」なんていう悪口を言う中

心の上伊那の人たち言いますけれども、そんなことはない。「上伊那の玄関口だ」と。そしたら中川も飯島も「こっちも玄関口だ」ってこう言いましたけれども、いずれにしてもそういう要衝は務めてることは事実でありまして、優位性だと思っております。なおまたそれに対しまして、いろんな環境で水道料も上伊那の中で安い方でありまして、国保税も上がりましたがそんなに高くない方でありまして、いろんなことを検討して住みやすい環境づくりを一所懸命努力いたしております。また中学生まで医療費無料化。これまた今度、高校生まで上げてくというようなことで今頑張っておりますし、また妊婦健診も充実いたしておりますし、学校教育の中では教材費の助成も議員さんたちの一般質問の中から取り上げさせていただきまして、保育料も軽減いたしております。また子育て支援センターこれは満杯の状態非常に有効に活用いたしております。ただちょっとPRが少し下手なのかな。また町のホームページ等につきましても課長の方からもまた参考にお答えしたいと思います。じゃあ、お願いします。

#### ○まちづくり政策課長

今、町長が答弁したとおりでございますけれども、本当にPRが下手でございますしなかなか町民の方、あるいは町外の皆さん方にですね周知ができなんでいる状況でございます。現在ホームページにですね、子育て支援のカテゴリと言いますか、区分があるわけでございますけれども、ここにですね支援策が全て網羅と言いますか掲載されていないような状況でございます。現在ですねホームページのですね担当者会議っていうのがありまして、そちらの方にですね今後ですねホームページの充実を図るとともにですね、いわゆる積極的なですねPRをしていこうということで指示を出してあるところでございます。それから併せてですね、今後についてでありますけれども、『広報たつの』はもとよりですね、専門誌がございましてそちらの方にもですね記事を積極的にですね掲載をしていきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○堀内（４番）

少なくともやっぱり、ここが違うよ辰野町ですよ。そういうふうな形の状況でですね、やっぱりこのPRするっていうことはやっぱり非常に必要だと思いますし、今保育料の関係もちょうと話がありましたけれども、実際的にやっぱり2人目が半額で3人目は多分無料ですよ。そういう所って案外とないんですよ。少ないで

す。3人目が無料っていう所っていうのはやっぱり少ないんで、そういう所で非常に恩典になるっていうのが多いんじゃないかと思いますんで、そんな形を含めてやっぱり人口増に対してのその発信をしていただくっていうことはぜひ、行っていただきたいと思います。1件目の最後の質問になりますけれども、やっぱり住み着きたい環境づくり、放棄地の活用って、あるいは補助体制っていうことでのつけてありますが、核家族が進んでいる内容において、辰野町も土地を購入して家を建てたいっていう、そういう住み着きたいっていう環境を作るっていうことが必要だと思います。先ほどの前段でもですね話がありましたんですけども、なかなかいろいろ難しい要素があるんですけども、いずれにせよやっぱり購入する、土地を購入するには莫大な資金を要するという形の状況ですんで、やっぱり安い土地を提供してやるっていうことが絶対的に必要だろうと。たまたま宮所地区においても、鳥獣害被害という形の状況の中で耕作ができない場所があったり、あるいはそこには道路がないっていうことで家が建たらないというようなことになっています。たまたま今回急傾斜地っていうことで、仮設道路がそこへ設置されるっていう状況がありますんで、そういう所をですねやっぱり有効活用してもらって土地、その道路を仮設道路は残していただくというような形の中でですね、やっぱりその場所が最終的には生き返るっていう、そういうことがやっぱり必要じゃないかと。そうすれば一石二鳥でですね土地の有効活用もできるしという形の状況だと思います。そんな形で今、現在辰野町にですねそんなような場所っていうのは、やっぱりいくつもあるんじゃないかと思いますが、その中で質問に入りますが現状では放棄地ほどのくらいあるのか、その実態をちょっとお知らせ願いたいと思います。

○町 長

放棄地72ヘクタールあるんですが、このことにつきましては担当課長の方からお話を申し上げたいと思います。それで、これが辰野町だと、優位性で何かということとは掘り出せば結構あるんですね。一部上場会社が辰野には3つもあるんですね。また人口増やすには働く場所がなきゃいけないっていうことで結構会社もあるんです。もっともっととも思いますけれども、更に企業誘致もしていきますが企業立町観光立町っていういろいろこう町の職種も現させていただいておりますので、そういったことも励みにしていただきながらしていきたいと思います。なおまた今お話がありました第1グレースの所の急傾斜地崩壊対策事業が入りますが、これに対す

る当然仮設道路をそのままにして有効的にお借りするんでしょうが、今度町で底地を買い取ってやってくつていうことはとても賛成なことであります。これは上辰野でも既に西天竜のサイホンの事業の時にあそこは狭いんですけれども踏み切り渡って来る道路が県道なんです。そこは工事できないっていうんで拡幅で、仮設拡幅をしました。そのまま置いていってもらったんです。同時にあと買い取って町の道路と、町って言いますか県の道路として有効に県にお願いして使うようにやりましたので、できるだけそういったことも、今こういう時代でありますから造ったもの壊っちゃうんでなくて使えるものなら使っていくと、そういう方向はとても賛成ですし、ほかにもあったらまた教えていただければ町も協力して一緒にその地はやっていきたいと。ただし、あくまで農振、これは宅地にするには農振が外れた所とかいろんな条件も加わってきますけれども、そうでない所は非常にこんなことが有効だろうと思います。課長の方からお答えいたします。

#### ○産業振興課長

耕作放棄地の面積でありますけれども、平成20年から農業委員会等中心になって調査をしてきてるところでありますけれども、すぐ手を入れれば農地に戻るといようなそんな土地も含めてですね当時は124ヘクタールあったわけですが、現在111ヘクタールくらいになってきておりまして、赤い色の部分ですね、雑木等が生えてきて、すぐには農地に戻らないといようなそんな土地については72ヘクタールといようなカウントをしております。こちらの方の解消に向けてはですね現在人農地プラン、国が進めておりますプランでありますけれども、こちらの方を策定をしておりますので中心となる形態等を模索しながら解消に努めてまいりたいとこんなふうに考えております。以上です。

#### ○堀内（4番）

いずれにせよ、やっぱり放棄地あるいは鳥獣害等に基づいてもう耕作ができないような土地っていうのはね、やっぱり何とかの形で再生させるっていうことはやっぱり必要だと思いますんで、そんな形での検討も含めてお願いをしたいと思います。それで具体的な提言ということで一つ、お話をさせていただきます。これは長野県の阿南町の状態なんですけれども、住宅の建設費用と土地代をですね町営住宅の家賃として徴収して、一定期間負担することでマイホーム化できるっていうような形の「おらホーム事業」なんていう面白い事業もされているっていうこともちょっと聞

いております。これは当然、費用の当然本人もある程度の負担はしなきゃいけないってことはありますけれども、長期間で最終的には自分、マイホームは取れるという形の状況のようです。今回辰野病院の西側、造成工事っていう形の状況で終わって宅地、奥の方は宅地に使われるっていうちょっと話も聞いておりますけれども、やっぱりこの若者が住みやすいような形で検討しているという形の状況もお聞きしてますが、いずれにせよ辰野町の特異性をやっぱりその中にも出すっていうことが、非常に重要な形だと思います。そこで、かなりとっぴな内容になりますけれども、やっぱり新婚及び子育ての世代のですね新規土地を購入して家を建てる人に対する補助制度っていう形の状況の採用を検討する考えはないか。あるいは一定期間、固定資産税をですね免除する、という形の状況等ですね思い切った優遇税制措置っていう形の状況を取る考えはないか、っていうことをちょっとお尋ねいたします。

○町 長

それは町内の方が核家族で出てってそうする場合にもということも含めてですか。

○堀内（４番）

そうですね。

○町 長

あるいは町外者が来る人口増に結びついてですか。

○堀内（４番）

そこをどういうふうにするか、それはこれから考えることになると思います。

○町 長

はい。良い提案でありますので、前向きに検討してみたいと思います。よく企業なんか誘致しますと固定資産税５年間優遇税制にして、段々５年間で戻って行って６年目から普通の固定資産税入るとかというような措置もやっていますので、そういう政策も取っていきたいと思います。なおまた人口増に対してましては家を造って住む住所を持ってくる。こういったこと以外にいつも言ってますが昼間人口っていうやつもあり、昼間の人口。結構これは辰野は多いはずです。出ていく人もありますが、入って来る人。オリンパスさんとか石川島さんとか、コニカミノルタさん一部上場会社もありますし、ほかの会社にも勤めている。こういった昼間人口も大事に守る必要があります。一番酷いのは住む人がなくなっちゃった。昼間も誰も来

ないという所になると本当にこれはえらいことであります。まだいけるうちに早くいろんな適切な政策を打っていかなくちゃならないと、こんなふうにいるところでもあります。今のことも併せて考えさせていただきます。

○堀内（４番）

ぜひ、そんな形でのですね検討をいただきたいと思います。それでは、次の内容に入りますが、コンビニにおける証明書発行業務の拡大計画についてお話させていただきます。住民住基カード発行はですね平成15年に当初は住民票の交付から始まって平成19年に印鑑証明登録証のですね発行が開始されたという形で3年間カード無料交付という形で、住基カード発行枚数が約5,111枚25%まで増やしてきたという形の状況だそうです。また、コンビニの証明書交付枚数につきましてはですね、昨年4月から本年度1月までの10箇月間で住民票が761枚、これは12%。印鑑証明は980枚18%がコンビニで発行されたという形の状況です。ここで質問いたしますが住民基本管理カード発行の目的は何であったのか。その目指すところは何かをお伺いいたします。

○町 長

それでは住基カード等々、コンビニで証明書を受けれるものということでご質問であります。目的ということでもありますから目的に限って第1回はお答え申し上げたいと思いますが、当時、所期の目的は社会都市化の流れに乗って日本中どこ行っても自分の住民票が取れるようなふうにしていこうという国の流れもあり、町も考え、上伊那も考えて、そんなことでやっていたところであります。それで電子証明書によりも、本人の確認を必要とするような行政手続きをインターネット申請が可能になってきてました。また本人確認の必要な窓口での公的な身分証明書としての利用がこれが可能になってまいりました。というようなことで目指すところはやっぱりサービスの内容を充実して閉庁時、役場が終わってもコンビニ等でもって交付が可能にして利便性を図るということでもありますし、またコンビニ等のサービスの提供施設の拡大を図っていかなくちゃなりませんし、住民票のほかまた戸籍、税務証明、印鑑証明等、窓口交付の方が削減されてきてもどこでも安心して取れる、こんな利便性を目的にやったものであります。課長の方から何か目的にあれば答えていきますが。

（課長 なし）

○堀内（４番）

これを発行することによって、削減効果っていうのがあると思うんですが、これは当然住民の皆さんが役場へ来なくても、開いてない時に気軽にどこでも取れるっていう形の状況ありますし、当然、役場における業務も楽になるという形の状況ありますが、役場のその経費削減っていう効果っていうのはどの程度を見込んでいるのかお聞かせいただきたいと思います。

○町長

今までの中で役場で普通に交付してた時から上伊那広域全体でもって8箇所、辰野も入れてこういった自動交付機を購入しまして、どこへ行っても取れる便利性を図ったんですが、これは初期投資イニシャルコストとして1,000万円かかりますし、またその後のメンテナンスも毎年数十万円かかっていくと。こういうことから比べてそれ今、廃止してこのようにコンビニの方へ切り替えたんですが、その内訳につきましては課長の方からお答えし、非常に経費が安くなってきているということをご説明したいと思います。

○住民税務課長

ただ今町長申し上げましたけれども、平成23年度までは自動交付機の方を使用しておりました。その際ですけれどもやはり1回に当初に1,000万円。そのほかその後毎年50万円ほどかかるということで、その費用とそれから同時期に国の特別交付税の措置、またそのほかの助成を受けてコンビニ交付を始めようということで上伊那管内で実施をすることになりました。そのことによりまして自動交付機で5年間継続すると約1,300万円。コンビニを導入することによりましては導入時に170万円。それから平成23年から27年間の5年間の運営経費として650万円、合わせて820万円でございますけれども、自動交付機を継続することよりもコンビニ方法を導入したことによって約500万円ほどの削減効果が出たと思います。また人的な経費の中では、なかなかそこまでは分析すること難しいですけれども、今のところ金額的にはそのようになっております。

○堀内（４番）

非常に削減効果もあるよという形の状況なんですが、一方コンビニの発行の状況をちょっと確認しますとですね、役場の就業時間外、それが25%くらいありますねと。一方75%は同じ時間内、就業時間内で75%の人がやっぱ活用しているという実

態があります。やっぱり気楽にコンビニです窓口に来なくても発行できるっていうことがやっぱり非常に受け入れられているという形の状況だと思います。2年前に3年間、住基カードの無料交付っていう形のを行ってたと思いますが、当時20%の普及率だったという形の状況ですが、その時点、無料交付をやめた経緯っていう3年間で20%で満足してこれで良いなという形であったのか、それを止めた経緯についてご質問させていただきます。

○町 長

後で課長の方から詳しくご説明申し上げたいと思いますが、この無料期間は特別措置期間ということで、優遇して少しでも多く軌道に乗せたいということでありま。同時にまた国の方もそれに対しまして助成金が出ておりましたが、ある程度打ち切られてきたという部分も出てきております。また、頃合見て、大分普及はしてきておりますし、使っている人は複数回、使わない人は持ってて使わない人。あるいはカードも作らない人とこんなふう到现在分かれているところであります。明細を課長からお答えいたします。

○住民税務課長

ただ今、町長答弁申し上げたとおりでございますけれども平成20年から22年までの3年間に限りまして交付税の特別措置が取られました。その時に町では条例を改正させていただきましたしてその当時の300円の交付手数料を無料化とする条例改正をさせていただきました。そのためその期間が終了したということで、今現在また300円徴収をさせていただいております。ですけれども70歳以上の方につきましては比較的その公的な身分証明書がない方が多いということで70歳以上の方につきましては写真入りの住基カードを作った場合、引き続き無料としてその時に同時に条例改正をさせていただいております。以上です。

○堀内（4番）

現在のカードの関係の有効発行率っていうのは19.1%という形の状況ですんで、普及状況からみるとですね非常にこれは少ないなと。低いな、っていうような気がいたします。ただ集計すると内容で住基人口っていうのは2万744っていうことになっているようすんで、これの議論が必要じゃないかって。これだけ必要なのかな。それに対しての普及率って、でみる必要あるのかなっていうような気がしますが、いずれにせよですね70歳以上の方については無料でっていう形の状況ですんで、

これをもっとPRしてもらってそのへんの普及率を上げるという形の状況ありますが、今後質問の内容になりますけれども、普及率をですね向上させるために住基カードの発行補助制度の復活はないのか。また今後、個人番号カード導入の動向ってということがあると思いますので、そこらへんの見解も含めてお話を聞かせてください。

○町 長

カードの作る時の費用をまた無料にできないかということではありますが、検討はいたしますが、一応一定の期間過ぎておりますので、更にここでもう1回反省って言いますか今までの経緯をみて、それ、無料にすれば増えるものかどうか調査しながら適当であればまた、大したお金じゃございませんのでお互いに300円いただくかどうかですから、まあそうかって一斉に来られても困りますけれども、検討してみたいと思います。ほかのことは課長の方からお答えいたします。

○住民税務課長

普及率の向上ということでございますけれども、現在コンビニエンスストアの新規参入が検討されつつございます。現在セブンイレブンが対象なんですけれどもファミリーマートさん、ローソン、サークルK、この3つが現在検討され手を上げつつあるということでもあります。実施が確定となればこちらにつきましてもPRの方に努めたいと思います。それと上伊那広域連合の8市町村の担当者と組織しております住民記録分科会、またコンビニ交付分科会等におきまして更に現在住民票と印鑑証明だけでございますけれども、それに取得可能な証明書の内容について現在検討しております。そういったことが普及率の向上に繋がるかと思っております。また、カード減免利用ということで現在のほたる祭りの時に住基カードを提示していただきますと、公園の無料化等に免除等にさせていただいておりますけれども、そういった減免利用についても拡大を考えていきたいと思っております。また、年齢的なことっていうことございましたけれども、やはり対象年齢の取り方はいろいろありますけれども、現在同じ取り方で他の市町村とも比べておりますので、やはりその19%というのはやや低いかなとも思っております。ただし、この低いですけれども辰野町では住基カード以外にも印鑑証明書としては印鑑登録カードの方は廃止しておりますので、中にはやはり住基カードよりも印鑑証明カードで取りたいといった方がおりますので、そういったことは窓口での個々の対応においてどちらが

必要かということをはやく、きめ細かく聞きながら対応をさせていただいております。それから個人カードの導入ってということですけども、ここで今国会に提出をされて決定となれば3年後に決定となって番号交付されるわけですけども、番号の方は個人通知がされて、これを希望される方には顔写真入りの個人番号カードというものを交付するようになります。こちらにつきましては無料で交付ということですけども、これを交付することによって住基カードの方は回収ということでもあります。今現在そのあり方についてとても、いろんな論議がされておまして、やはり固有の番号を割り当てて社会保障や納税の情報管理等に利用できてとても良いついていう考え方。それからまた一番心配されているのは個人情報流出ということで、一番心配されておられますので、その時期が来ましたら今後十分に考えながら対応していきたいと思っております。全体的に今現在の住基カードでございますけれども、普及率はややパーセンテージは少ないですけども今現在、住基カードというものを知らない方はいないと思っております。必要な方は既に持っていて十分な活用をされているかと思えます。住基カード、暗証番号があるものから、それを忘れてしまわれたりとか、高齢の方にはやはりそのことがちょっとネックになっているかなとも考えております。以上です。

○堀内（4番）

いずれにせよ、物事実施するっていうことになるとうちにはどのくらい普及率にもっていくか、っていうそういうことも含まれてですね行っていくっていう形の状況はあると思えますんで、母数になるところをどうするかっていう内容を考えてながらですね、やっぱりこういう施策をやるっていうことになるとうち最低50%は普及したいよねってことは言われるのかな、思われるのかなっていう気がいたします。今個人番号カードにおきましてはですね、それに基づいて住基カードの廃止するっていう方向いくっていうことですので、それとも絡み合わせながら今後進めていただければいいのかなという形だと思いますし、やっぱり普及するためにどうするかっていう内容をですね、どうPRしていくかっていうのがやっぱり非常に重要なことだと思いますし、利便性も非常に高いと思えますんで、そんな形でですね今後とも進めていただければありがたいと思えます。以上をもちまして2項目質問終わりますけど、松井課長におかれましては長年ご苦勞かけました。細部にわたって丁寧なご答弁をいただき敬意を表します。ありがとうございました。

続きまして最後の質問に移ります。地域見守り事業のネットワーク化の考え方について質問いたします。時間が押し迫っておりますので一括して質問をいたしたいと思えます。日本における高齢化社会が進み、また隣近所の繋がりが薄れてきている現在、孤立死が新聞紙上で報道されているという形です。また、核家族化が進むという形の中で、また個人情報の壁によってですね近所付き合い、情報が途絶える、ある日気がつけば亡くなった状態で発見されて、痛ましい情報が新聞紙上で出ておりますけれども、現在近隣の市町、市においてですね高齢者や障がい者の孤立死を防ぐ、早く見つけるっていう形の状況でですね、各家庭に業務で訪れる機会が多い電気とかガスとか水道、日々の宅配で訪問する郵便、新聞、宅配便等です。そういう業者さんを含めてですね協定をして、異変を感じた際にですねそのへんの情報をいただくという形。要するに俗に言う「見守りネットワーク」っていうのが発足したということで聞いております。緊急時の備えとして地域全体で高齢者を支える仕組みづくりとして、また住み慣れた地域で安心して生活できるために非常に重要な施策であると思えます。ここで町長にお伺いいたします。辰野町における高齢者世帯及び一人世帯の実態の状態はどうか、その安否確認状況の現状はどうか。3番目に孤立死防止地域見守り事業のネットワーク化っていうことを進める考えがないかどうか、見解をお尋ねいたします。

○町長

その前に先ほどの方の国が進めてます個人番号カードの問題であります、これが進みますと町だけのことじゃなくて、社会保険の補償の給付だとか、また納税の情報管理だとか公的年金、健康保険、住民基本台帳のそれぞれの機能、全部そこに機能で集約されるようになると思えます。ただ課長が言いましたように個人情報の流出、漏洩、それに加えてもう1つ、1億、前から論議になってますが背番号制が良いのかどうか、そういう管理がどうか。そのへんももう少し論議がなされると思えます。次の質問の問題でありまして、孤独死等々を防ぐというようなことではありますが、そのとおりであります。町の現在の状況はどんなふうであるかということではありますが、今、民生委員56名各地区におりまして、要援護老人の家庭等が483世帯もありますので、そのへんをチェックさせていただいておりますし、また高齢者2人の世帯、また一人暮らしの世帯等も1,000軒近くそれぞれありますし、なおその中で75歳以上の世帯も500軒前後ずつあるぐらいの状態であります。民生委員、

保健師、社協、また福祉事務所がごございますので県の施設であります。年に2回、ケース検討をして情報の共有化を今、計っているところであります。課長の方から詳しくお話を申し上げたいと思います。ネット化に関しましてはこれはとても大事なことでありますので、鋭意進めさせていただきますので、課長の方からその方法等につきましてもお答えをさせていただきたいと、こんなふうに思いまして地域見守りネットワーク、住民の皆さん、隣近所、そして公共のそれぞれの任務の皆さん方、皆でネットを張ることが一番大事だとこんなふうに考えております。

#### ○保健福祉課長

安否確認の活動の実態ということでございますけれども、先ほどの町長申し上げましたとおり、民生委員初め関係の者が年2回、かなり細かなケース検討をしております。情報の共有化も計ってるということでございます。それから安否を兼ねた事業としては町では配食サービスっていうのを実施しております、これ週5日間ということで、お弁当を持って安否を確認してくるということで、以前に比べてですね障がい者だとか昼間だけの一人暮らしっていう方も利用しております。したがって食事等で非常に不自由をしている方についても、かなり幅広く活用できているのではないかなといふふうに思います。それからボランティアによるふれあい型配食サービス「ほのぼのランチ」っていうんですが、これ週1回ということでこれも安否確認も兼ねております。最近では民間による宅配弁当や何かも大分出てきておりますので非常に活用をされてるということでございます。それから特に新聞の配達業者さんはこれは毎日訪れますので、非常に早めに分かるということで、こちらとは見守り協定を結んでございます。それからネットワーク化の関係でございますけれども、今回、地域福祉計画っていうのを策定しました。この中の行動目標の中に地域の繋がりを作るという項目がありまして、その中に高齢者世帯や障がい者世帯への朝の声がけや、新聞の溜まり方から安否を確認をする体制づくり。それから見守り合い体制の整備と活動への参加。福祉サービス事業所等の協力を得ながら強化を図ると、というようなことで今、町議さんからお話あったとおり地域見守りネットワーク、業者間の関係、それとともに地域の皆さんによる見守り体制、これをやっぱり併用していかないと良い効果がでないんじゃないかっていうふうに思います。ときたま今、老人クラブの方で地域の老人クラブ員によるお声がけだとか、回覧を持っていくにもただ入れて来るのではなくて声をかけて回覧板を回すと

かっていうようなことも検討されているようです。それからせっかく作った支え合いマップなんですけれども、これが緊急時だけでなく普段から活用できないかっていうふうなことも含めてですね、この地域福祉計画の中で今後検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長

堀内議員、質問時間があと1分を切りました。まとめてください。

○堀内（4番）

地域ぐるみ、活動展開、非常にこれは重要なことだと思います。ネットワークを組みながらですね、皆でやっぱり支える町ということですねぜひお互いに進めていきたいなという形の状況です。以上をもちまして質問を終わりますけれども、野澤課長におかれましても、積極的な対応をいただきましてありがとうございました。今後の推進に期待いたします。以上をもちまして終わります。

○議長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は11時55分といたします。

休憩開始 11時 43分

再開時間 11時 55分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位10番、議席2番、岩田清議員。

**【質問順位10番、議席2番、岩田 清 議員】**

○岩田（2番）

明るいニュースが少ない昨近ですが、都道府県別平均寿命で男性80歳、女性87歳ということで長野県が長寿県トップという嬉しいニュースがありました。行政と県民が一体となって公衆衛生に熱心に取り組んだ成果の一つだと思います。さて通告にしたがいまして環境と教育、2点について質問したいと思います。まず初めに環境の問題について3つの視点から伺いたいと思います。今年には正月から異常気象が続きまして、日本各地で豪雪の被害や悪天候による悲惨な事故、ニュースが相次ぎました。しかし自然の摂理で季節はめぐり、今春に向かっております。飯田市において2月28日にはスギ花粉が非常に多いという、1平方センチメートルあたり50個以上を記録した場合、非常に多いという予報が出るわけなんですけれども観測結果が出されました。日本気象協会によりますと、今春のスギ花粉の飛散量は全国的に平年

より3から7倍多いというふうに予測されています。県ではこの3月上・中旬からがピークということでございますけれども飛散量が多い上に、現在中国で深刻化しています大気汚染の原因物質PM 2.5が偏西風に乗りまして我が国に大量に飛来しており、スギ花粉と結合して人体に対し非常に攻撃力の高い「悪玉花粉」に化けるという可能性があると言われております。去る5日、熊本県ではPM 2.5の大気中濃度が環境省の基準値を超えたため県内全域で外出を控えるように注意喚起したというニュースもありました。さて、そのニュースも冷めやらぬうち、この9日でございますけれども、これ先週の土曜日にあたりますが微小粒状物質PM 2.5の大気濃度を測定している県内12箇所のうち、3箇所で環境基準値をオーバーしたことを県が発表しております。また同時に黄砂も大量に飛来しまして、町内の多くの車のボンネットや窓ガラスが真っ白になっております。更に追い討ちをかけてスギ花粉の雄花に蓄積される放射性セシウム134と137が高濃度化しているという報告もございます。決して、よその国や隣の町の出来事として看過できる問題ではないことを町当局も認識しておられると思います。そこで質問いたします。新たにPM 2.5という厄介な物質が加わった花粉対策を含めた大気汚染の環境対策に対する町長の認識と具体的な処方についてお伺いします。

○町 長

それでは質問順位10番の岩田清議員の質問にお答えをしていきたいと思っております。まずPM 2.5ということに対して町長として、あるいは町としてどのように認識しているかということですが、大変遅れた国が急に生産を上げて、いろんな防衛せずに出しっ放しと。一番大きいのは中国の中でガソリンとかですね、そういった灯油だとか石油製品の精製が非常に悪い状態の状態です。できた燃料を出しているために、ああいったものが発生してしまうということが一番問題であろうと思っております。日本も当時、ガス状の大気汚染物質ということでもありますから日本もスモッグが出た頃が大分前にあります。それが太陽の紫外線と反応して光化学スモッグになったと。光化学スモッグというのはあの頃、私覚えているんですけど硫黄ですかね、酸化硫黄、二酸化硫黄ですかね、ですからSO<sub>2</sub>これが有害物質に化けてしまって光化学スモッグで大騒ぎしたことがあります。あの頃の日本は出てきた量を比べると、もう数十倍みたいなもの凄いものが出てるっていうことは燃料自体の精製に問題がある。しかし日本の方は大分そういったものは取られて、今はなくなったんですが、

もの凄いものが出ている。良いものが来りゃ良いんですけども悪いものまで黄土と一緒に、まあ議員のおっしゃるとおりであります。偏西風っていうのが吹いておりますので、日本へ来てしまう。したがって中国に近い所、日本で。とても九州、熊本とか福岡とかあいう所は大変だろうと思います。そういうことでなおまたスギ花粉もこれは昔はそれぐらいのあのぐらいの花粉が出たんですけども、今は結局アレルギー症状ということですからアレルギー症状の人たちがスギ花粉のアレルギーにかかる。抗原抗体反応を体の中で免疫が覚えてしまう。こういうふうなことであります。スギが多いか少ないか。罹った人にとっては現代社会においては罹りやすい体質ですから多いだろうと思いますが、それを防ぐにはどうしりゃ良いかというようなことになってきます。まだアレルギーが解明されておりませんので困るところでありますけれども、いずれ今の食べ物、食品、非常に便利性を追及されてどこにいつまでおいても腐らない、防腐剤入れるとか化学調味料入れるとかいろんなことやってます。そのこと一つは大丈夫なんだろうが、それいくつも食べた場合、それ1点、1点、1点でそれぞれが皆大丈夫、大丈夫って書いてありますが、全部食べた場合には既定量オーバーするんじゃないか。こういうのちよっと薬品の問題も研究してもらわなきゃいけないあとということで投げかけていきたいと思えますし、そんなことによつて胃腸の、私は多分そうだと思います。胃腸の具合の低下が免疫過敏になったり、免疫機能が非常に衰えたりこんなことの中から出るんじゃないかって。したがって飛ばして飛んでくる飛来するものにつままして今最近非常に増えてきたものですが、質問の内容はPM 2.5 と花粉、ということでね、放射能もあるようでございますけれども、そんなことであります。それぞれ体質が全部違っておりまして2.5の2.5っていうのは2.5マイクロメートル以下ということでありますから、何か最近マイクロシーベルトとか、マイクロっていうの非常に付いてきまして0.012ミリメートルの以下の本当に細かいものでウィルスに匹敵するようなものであります。一方花粉の方はもう少し大きなもので目にも見えるしするものでそれぞれ質の違うもので防ぎようが、それぞれ防衛の仕方が全部違うようなものが一緒に飛んで来る。黄土も飛んで来てもその中にPM 2.5マイクロメートルのものが入り込んで一緒に乗ってきてしまいます。それは大変なことだなんて。認識でいうことはそういうことでありますが、そのぐらいで良いでしょう。また何か質問によってお答えしたいと思います。

○岩田（2番）

今、町長はしっかり今の情報を得ておられるようですけれども、対策ということなんですけれども、これ個人差がありまして黄砂や花粉ですね、にPM 2.5が付着しまして、そして気管支などに付着して呼吸器障害その他、人体に悪影響を及ぼすということで普段喫煙されてる人はあまりそのスモッグに強いから感じないということで町長は強い体質だと思いますけれども、私、気管支が弱いんですよ。PM 2.5は直径が先ほど言われましたようにマイクロメートルっていうのはミクロンというふうに普通の言葉で言いますけれども1,000分の1ということでございますが2.5マイクロメートル以下の超微粒子で国が定める基準値は1日平均で大気1立方メートル当り35マイクログラム以下ということになります。これがですね70になりますと外出禁止と。個人の対策としましては、私も勝手に付けておりますけれども高性能の空気清浄器、これは室内で清浄機ということでございます。外出時にはN95マスクという米国労働安全衛生研究所の規格をクリアーしたもの、これが一番効果があるということでございます。ところがですねN95マスクについてはどこで購買しているのか、聞いても売っていないとか。町民の中で何人か聞いてきた方もいますけれども、ぜひですね町で安全で正規な規格をクリアーしたN95マスクを斡旋していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○町長

対策と言いましてもちょっと今、すぐになくて申し訳ないんですがこれから考えてお互いにいかなきゃいけないんだろうと思っておりますし、県の方でも今研究いたしておりますので、ちょうど明日か明後日ぐらいに見解を出してよこすということでありますので、専門家が相当集まって一つの見解を出すことを期待しているところでありますが、いずれ何て言いますかね、今おっしゃるとおり0.025ミリメートル。ですからたばこって言いましても確かにそうで、それを、たばこの方がまだちょっと小さいですね。小さいってほとんど同じようなものですが0.01マイクロメートルがたばこの煙であります。ウィルスもそのへんに入ってきます。したがって結局もう少し大きなもの、さっきの花粉なんかは、吸収されるとだめですけれども大きなものは鼻の粘膜とか、のどの粘膜とか気管支の粘膜等で付着し、外へ出す。べん毛によって出してくれるんですが、それが小さいもんですからすーっと入り込んでじゃって肺まで入り肺胞にまで入ってしまう。そこに出て来ない。これが人間の病

気を起こしたりいろいろ悪い病気を出すとか、出て来ない。それによって疾患いろいろなものもまた具合が悪くなると、こういうことで心配してるということであります。それを防ぐにあつてマスクはもう全部通り越しちゃいますので、インフルエンザの人の所へ行ってマスクかけてりゃ良いかといいますが、少しは良いでしょうけども、ドンドンと突き抜けて来ちゃいます。それには今議員がおっしゃったように防ぐにはウィルス専門の、たばこ専門のと言うかどうか分かりませんが、そういったマスクもないわけじゃありませんので、しかしとても高いものでありますし、マスクしていると苦しくなるようですね。慣れれば良いでしょうけども。そういったことでありまして、それを何とか防ぐ方法を住民の皆さんに知らせるか、配布するかって言いましても非常に高いもんだと思います。普通のマスクの何十倍もするんじゃないかと思いますが、果たして県の方がどんなような見解を取ってくるか、また担当課長も考えがあるかもしれませんのでちょっとお聞きしたいと思います。お聞きしたいなんて私が言っちゃいけないですが、そちらからお答えいたします。

#### ○保健福祉課長

PM 2.5 につきましては本当に情報等で私ども非常に不足をしている状況でございます。だから対応マスクということでちょっとインターネットで拾ってみましたけれども、PM 2.5 対応っていうのがいっぱい出てくるんです。ただこのN95 っていうのは本当に僅かしか、そのインターネットの中でも出てこないという状況です。このN95 っていうのは非常に微粒子で、非常に効率の高いフィルターを使っているというようなことで、それに対応ということでこのマスクであれば新型インフルエンザから鳥インフルエンザ、それから花粉症からもう全てオーケーというような3面立体型構造によるマスクということで値段が3,990円とちょっとここには載っているんですけども、5枚でこれなのか10枚でっていうことはちょっと分かりません。ただこのPM 2.5 に関する専門家介護っていうのの資料をちょっと見てみますとやはりこれについては着用すると少し息苦しい感があるので、長時間の使用には向いていないというような書き方がされております。また、一般マスクにはいろいろなものがあるけれどもPM 2.5 の吸入防止効果はその性能によってかなり異なるというようなことになっております。したがいまして現在、町の小売店等でどんな状況っていうのはちょっとまだ掴んではおりませんが、間違いなくPM 2.5 対応っていうものがいっぱい出てくるというようなことにここなってくるというふう

に思います。

○岩田（2番）

まだ、情報が錯綜しているような現状でございますけれども、いくつもの大気中にある有害物質が相乗的に影響を及ぼす、いわば大気複合汚染の時代が現実化していると思います。より一層情報をタイムリーにさせていただきまして、予防方法など、それから予防方法といえば先ほど渋滞の所で建設課長が言われましたけれども、外出しないというようなことをですね流していただきまして、きちっとですね町民の健康を守っていただくためにですね意識を持っていただけたらと思います。

それではですね、続きまして既に実施済みのものでですねエコ設備の状況について伺いたいと思います。これは議員が議会で言いつ放しという形の中で検証がないという形の中で、この環境に関するエコの設備について質問したいと思います。まずですね平成21年度の9月定例会で質問しておりますけれども、町民会館の屋上のソーラーシステムですね。引き続きまして平成22年度9月定例会で、これは設備の方法、決定の方法で質問しましたけれども保健福祉センターのエコキュートについて、今の現状とですね、予想していたような節電、あるいは燃料費削減ができていますかどうか。メンテナンス費用の状況も含めてご答弁をお願いしたいと思います。

○町長

前に少し問題になりました、またご理解いただきましたエコキュートの方の問題はその後、あまりこの期待したほどではないんですが順調に費用も少なく稼働をしておりますので、課長の方から数字をお答えさせていただきたいと思います。

○総務課長

私の方から町民会館の屋上に設置をさせていただきましたソーラーシステムにつきまして評価を申し上げたいと思います。当初このソーラーシステムでございますけれども、説明をさせていただきましたけれども、これは町の環境保護に向けた取り組みの一環でございます、自然と共生する社会の構築のための町民へのアピールということを主目的として設置をしたものでございます。もう1つには電気量の縮減を図る目的も併せてあるわけでございますがこれは2,500万円のうちですね95%交付金をいただきまして150万円で設置をしたという状況になっております。使用量の実態でございますけれども、今申し上げましたように着眼点が2つございまして1つ目の大きな目的の方はですね、町民ホールの所にモニターを設置をさせ

ていただきまして1日の発電量等ですね数字でもってお示しをし、これがですね中谷議員さんのご質問にありましたように、の中でお答えをさせていただきましたように、補助金ですね太陽光発電の町民の方の補助金の交付申請がですね22年は44件だったのが23年には75件、77件と増えているという現実を見ますとですね、少しなりともこの普及に貢献をしてきているんじゃないかってそんな評価をさせてもらっているところでもあります。発電量でありますけれども22年度は3万8,800キロワット。23年度はですね3万9,700キロワット。24年度がですね4万1,100キロワットと天候にもよって変わるわけではありますが概ね4万キロワットくらいを発電をさせてもらってます。故障はありませんのでメンテの方もですね一応無料の期間でありますけれども、そういう故障はございません。それで計画のですね予想発電量は3万2,370キロワットでございましたので、それを大きくクリアをしていると、そういう状況でございます。これをですねどのぐらいの電気量になったかという換算をさせていただきますと、役場のですね電気量は料金がですね高圧業務用電力ということで一般家庭のものよりも安くなっておりまして、一般家庭のですね今再生エネルギーの買い取り価格出ましたけれどもあれは42円で買い取っていただけるっていうことですが、役場のですね使用料金は1キロワット/時あたり11円という非常に安い単価でございます。契約がですね、デマンド契約ということになってまして、ピーク時をいかに下げるかが電気量の縮減に繋がっているわけでありまして、これのですね効果額を1万5,000円くらい月に入れていきますと、年間でですね金額では60万円くらい。そうすると3年間で大体もとは取れたかなと、回収できたかなとということでもあります。ですのでもしこれがですね家庭の皆さんが設置をしていただくことになれば、年間168万くらいに換算できますので15年くらいでですね、大よそ設備費は回収できるのかな。そんな試算をしているところでもありますので、ご報告をさせていただきます。

#### ○保健福祉課長

私の方からは保健福祉センターのエコキュートということで申し上げたいと思います。設置がですね22年の10月18日ということで2年5箇月を経過してございます。リース料ということで月額14万4,900円ということで毎月リース料を払っております。目的でございますけれどもCO<sub>2</sub>の削減と経費の削減というようなものでございまして、経費の削減についてエコキュートの導入により年間50万円。月あたりに

割り返しますと4万1,000円、4万2,000円くらいですかねの削減ができるということで答弁をさせていただいております。設置後ですねデータを取りながら稼働をしてきました。当初、設置後でございますけれども最初の当初の資産に比べてですね、エコキュートの稼働時間が非常に少ないということでメリットが出て来なかったわけです。そこで検討した中で灯油で沸かすよりも昼間の電気も使っても昼間の電気料の方が安いということで、稼働時間を広げるっていうようなことも含めて対応してきました。24年度の方のデータ、それを参考にしながらメリットや何かをちょっと計算した表があります。納入業者のデータとですね、それと合わせて第三者の業者等に両方でちょっと計算をしてもらいながら、どちらかとシビアに見ている方の第三者の方のデータの方で見ますと平成24年度、一応2月までしか終わっておりませんので、昨年の3月から今年の2月までの12箇月、こちらでみますと累計で1年間に11万4,000円くらいになりました。このメリットがあったと。月によってはメリットがない、マイナスになる月もありますけれども平均しますと月9,500円くらいのメリットがあったということでございます。したがって当初、答弁いたしました4万円くらいっていうような部分とはちょっと、当初の予定とは違ってはきておりますけれども、削減効果は若干ですが上がっているということになります。環境面から見るとCO2の方は削減をされているということでお願いをしたいと思います。ここにきて灯油の値段が急騰しておりますので、同じ量でも灯油の方が、灯油から電気で使うってことでメリットはより出てくるのではないかなというように思います。それからこのエコキュートが3年契約のメンテナンスで契約しております。したがって今後は部品の交換等が出てくるっていうことが考えられますけれども、できるだけこのデータを綿密にもうチェックをしながら対応していくっていうことが大事だというふうに思いますので、今後そのように努めてまいりますというふうに思います。以上です。

○岩田（2番）

パイロット事業で環境対策を行うという形でございますので、その役割を考えればですね、単純なコストパフォーマンスのみで評価できないということも分かります。町民会館屋上のソーラーシステムについては、当初の見込み以上の成果が上がっていると。それから福祉センターの方のエコキュートにつきましては当初、福祉課長の答弁では年間の削減額が295万9,993円というのが議事録に載っておりますけ

れども、これに拘ることなく、実際にですね僅かな削減というか普通ベースで考えればほとんど削減されてませんけれども、今後灯油が値上がりしたり、その他のところで補完的な形にもできるし、それからですね、いずれにしましてもエコキュートという形の中の環境対策の1つの設備として役割は感じております。ただですね何でもかんでも設備すれば良いというものではなく、費用対効果についてのね検証が今後ですね、きちっと検討されてましてこういう経験、成功の部分も失敗の部分も含めて生かしておくことが必要であることを指摘しておきたいと思います。

それでは3番目でございますけれども、この項につきましては先日、中谷議員の方から丁寧な質問がございましたので1点だけ質問したいと思います。昨年の7月1日に再生可能エネルギー普及のため「長期固定価格買取制度」が施行されたことはご承知のことだと思いますけれども、これによりますと先ほど総務課長の答弁にもございましたように太陽光が10ワット未満とか制限があるわけですが42円。風力が55円、水力が34円ということでございます。つい先日ニュースがございまして今年度の改定で太陽光のみ、もう少し設備が安く付くのではないかとということで38円ということでございますけれども、いずれにしてもですね、非常にですね代替エネルギーを模索していく上では非常に良い機会だと思います。いずれにしましても福島事故以来、原子力だけに原発だけに頼れないという、そういう形の中で少しでもですね身近なところでクリーンな代替エネルギーを発見できないかということが今の社会に要求されております。既に町でも予算化されてる太陽光の普及とともにです、実用化できるのはこれからポテンシャルがあるのはマイクロ水力発電だと思いますけれども、これはですね農業用水路、それから砂防ダム、浄水場、下水処理場、工場排水など、それ以外でも最近では洗面所やトイレの洗浄水で発電する製品も実用化されています。この点、町当局ですこの可能性ですね、先日も出ましたけれども段差のある、利用できる水源ですね、水ですね、そういうようなものにつきて調査を行っているかどうか。それから今後そういう形のをですね、発見していくというかいう気持ちがあるかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○町 長

潜在的エネルギー、いわゆるポテンシャルエナジーっていうことでありますけれども物体がその位置にあって持つエネルギーを、電力等に換えてくというふうなことだろうと思いますが、ですけどこの物理学の本当の根本原理っていうのも

ちよとそういった言い方ではないんですが、触れたところでありまして、エネルギー保存の法則っていうのがあるわけでありまして、法則があるからじゃない、実際にそのとおりなんですけれども、物理的にあるいは科学的に物体が変化して違うエネルギーになったとしても、結果的には総体的には同じエネルギーだと、全体では。ということでありましてそういうことから莫大なといいますか相当の電力を起動させ発電しようと思うと、それなりのやっぱり大きな力のあるものでないと無理なんです。風力とか1年中風がふいてりゃ一番良いんですけれども、そのテストもしたことありますけれどもあれも秒速6メートルを常になければだめだと。辰野で測った所は4メートルから4.5メートルぐらい、惜しいところではありますが一応試験である業者が試験したままそのままになって、どうするかっていう返事はないんですが一応もっと良い所をさがしているじゃないかと思うんですけれども、というように今言うように本当にミニ水力発電、いろんなこの用水路等でやるんですけれども、それはほとんど今LEDっていう電気ができましたので、今までの白色光で3つや4つだったのが10個ぐらいこう点けることはできるんですけれども、やっぱり大きな発電力を出すっていうことは大きなエネルギーが必要なんです。これから日本は全体で考えてくのは例えば、太陽光は大きなエネルギー、これは段々に使えることできる。風力もそう。もう1つは海のあの波の、常に波がある。あの威力というものは凄いわけですから、あの上下運動をあまり規則正しくはないんでしょうけれども発電回すようの方に応用できると相当の発電ができると思います。川島でもちょっと1回やったことあるんですけれども。あの時、約、上が10メートルぐらい上から小さな水路で落として辰野のエジソンが改良して摩擦係数が非常に小さくなって有効なんですけれども、そこで発電をしました。私どもも行って見て、非常に感激したところではありますが、点いた電気は蛍光灯でやっぱり6個か7個ぐらいということで現象に限りがある。であるからやっぱり、水力でやるんならあれだけの規模のエネルギーを代替で換えていくわけですから、何万キロワット発生するなら何万キロワットのやっぱりエネルギーが必要なもんですから。それがないとだめ。なかなか小水力、小水力っていうのは模型や実験やあるいはちょっとしたほたる童謡公園のトイレとか、そういったことに対しての応用は良いかもしれませんが大きくやっていくにはちょっと限界があるだろうとこんなふうに思います。ただ一般に、川を流れてもう少し大ききな川を見て、水車を回しまして、その水はちゃんとまた

元へ戻すわけですから、川の勾配によって次にも流れてって、次の力を持っているわけですが、だから小さい発電、水車を例えば5メートルおきにドンドンドンドン20個もつけたらどうだろう、でかい水力が出るんじゃないかっていうことなんです、良く考えてみますとそれを瞬間で止めたと仮定しますと、止めて仮定すると写真撮ったと同じになります。回っているわけですから水より上にある所は水をみんな含んで20個なら20個が全部回っているそれが止まっている状態です。すると上にある分の水量は水位が下がることになります。したがってなかなか連続的にやってみても思うに任せないというようなこともありまして、非常に苦慮しているところでありますが、良い発明があればとこんなことであります。あちらこちらの水力高低差等を測ったことがあるかっていうんですが、具体的にはないんですけども、横川のダム、あれ多目的ダムじゃありませんので、なかなか難しいんですが、こういう時代ですから途中に穴あけて水力やったらどうだろうと。昔計算したことあります。大体60軒ぐらい、あのダムで60軒ぐらいの電気は養えるぐらいの発電はあるというデータは出ております。それだって大きいじゃないかと。確かにそうですが、しかし60軒に対して莫大なお金がかかってくるということです。水は水でちゃんと横川へ戻せば、水利権者に対してどうなのか。ただダムの水位が少し低下しますから常備流しますので、あれはフロートダムである一定になるとあふれ流れるダムになってますので、そのへんがどうかというちょっと理屈っぽい話になりましたが、課長等もそんな検討もしてますので、見解があれば答弁させていただいて今の答えになるかどうか分かりませんが、非常に大変なことなんだなというふうに思いながら答弁させていただきました。

#### ○産業振興課長

私の方で良いのかどうかちょっと疑問のところでもありますけれど、農業用水路につきましてはですね、水利権者の同意も当然必要になってまいりますので、その同意が取れるかどうか。それから降雨時に対しましてですね、その管理が十分できるかどうかってそんな点も、課題はたくさんありますのでクリアできるような所につきましてはですね、倉澤さんのご意見等もお聞きしながら設置できる所については検討させていただければとこんなふうに思います。冬場ですね、非常に水量が低下するというようなそんな部分もありますので、このへんも検討材料になってくるかとこんなふうに思います。

○岩田(2番)

3月1日に『長野日報』の特集記事でこれは写真も出てますけれども、岡谷市では中小企業グループのクリーンエネルギー研究会がですね配水管の水利用電気に変換すると。ですからそういうその建物の中の設備を利用してももうできるような仕組みを考えてる。あるいは今、もし課長が言われた農業用水路の活用というの、これ駒ヶ根で出ていますけれども、いずれにしても小さな発電ですので町長の言われたとおりですね、なかなかですね行政として肩を入れにくいところもありますけれどもこれからですね、マイクロ水力発電というのは必ず日の目を見てくる次代、必要な時代が来ると思いますので、ぜひですねそういう情報、あるいはですね民間のそういう要望がございましたらね、バックアップしていただくようなことを要望しておきます。

それでは教育問題について質問したいと思います。過去の議会で同僚議員も質問されている「いじめ問題」でございます。ますます深刻化している実情を踏まえて再度取り上げたいと思います。大津市の中学2年生の自殺事件を受けて全国的に喫緊の教育課題となっているいじめ問題でございますけれども、昨年末、県教育委員会がまとめた4月から9月まで、いわゆる上半期に県内の公立小中学校、高校、特別支援学校のうち373校がいじめを認知し、1,554件のいじめ案件があったこと報告されました。これは見ますと昨年比なんと2.5倍ということでございます。我が町ではどういう数字になっているのでしょうか。増加していればその原因、また傾向についてもお伺いしたいと思います。

○教育長

いじめの増加ということでございます。世の中の人々がですね、あるいは子どもも先生もそうですけれども、いじめを許さない気風というのが非常に大きくなってきましたのでちょっとしたことでも、いじめということでカウントしてくるといようなことが多くなってきました。したがっていじめの実数そのものが増えたのかどうか分かりませんが、統計上の数字は多くなってきているというのが社会一般のことだと思います。町につきましては、さほど数字が増えているというわけではありません。

○岩田(2番)

今、辰野町ではそんなに増えていないということで安心しましたけれども、まれ

にですね自殺に至るような悲惨なケースも見受けられます今日、2月20日ですね高森町教育委員会がいじめ防止に向けた「町子どもいじめ防止条例案」を発表しました。これは当町でも十分に検討すべきではないかと考えますが町長、教育長のお考えを伺いたいと思います。

#### ○教育長

条例案のことで高森町でですね、今おっしゃいますように3月の議会でこの条例案を可決するということがニュースになったわけではありますが、長野県内でこれが初めてのケースでありまして、どこの市町村もまだこういうものを作っていないというのが状況であります。今ですね、国の状況も県の状況も非常にこの件につきましては揺れ動いている最中ございまして、例えば国の関係で申し上げますと、首相の諮問機関であります教育再生実行会議というのを安倍首相はまたここでもって作ったわけがあります。前の安倍首相の時にも似たようなものがあったわけがありますが、本来、教育問題について討論をするのは文部科学省の諮問機関である中央教育審議会というのがあるわけでありましてけれども、首相が主席、首相の考えによってこの度できた会議であります。この会議のですね第1次提言というのがついこの2月の26日に提言がされました。この提言の中を見ますとですね、大きく5項目に分かれた提言でありますけれども、その内、4項目がいじめの対策にかかわる提言でありました。1つはですね「いじめ対策基本法」いうのを国が作りなさいという提言。それから道徳という領域がありますけれども、道徳を教科にしなさいという提言。そうすると国語とか社会とかいうのと同じように道徳っていう教科ができると。そうすると成績を付けるということであなたの道徳性は1ですよとか5ですよとかいう成績を付けなきゃいけないようになってくるわけで、そんなことはっていうのが今までの考え方であったわけですが、教育再生実行会議は教科にして成績付けろとこういう提言をしております。それからインターネットのいじめが多くなってきているので、インターネットいじめの専門家に支援をしてもらうこと考えろということ。それからもう1つ4番目には、第3者的組織によるいじめ解決を考えると、こういう提言がされております。もう1つの提言は体罰のことであります。したがって出すね4項目にもわたっていじめの対策のことについての提言があるわけでありまして、この提言を受けて政府がこれからどういうふう動くかということがまだ分かりません。それから文部科学省の方ではしばらく前にですね

いじめ解決のために警察連携する組織を作りなさいと、こういう提言もしております。したがってですねそのことも考えなければいけないかなとこんなふうに思っております。それから、県の状況におきましてもいろいろな状況でいじめをどういうふうに解決するのかということも、まだ揺れ動いているところであります。したがってですねこれから、どのように定着していくのかということがちょっとまだはっきり見えてきませんので、もうしばらく世の中の状況、国の状況、県の状況などを見たり近隣市町村の状況を見たりしながらまた検討をするべきなら、していかなければならないだろうとこんなふうに思っているところでありますので、当面はいじめを許さない気風づくりをきっちりとやることと、早期発見、早期解消ということに力点を置いてやっていきたいと考えているところであります。

○岩田（2番）

今のお話で我が町よく対策しているなということは分かりましたけれども、賛否両論のある中で光沢高森町教育長は「条例でいじめの全てが解決するわけではないが、いじめを未然に防ぐ上で条例は有効な手段になる」と後に言われております。これは今後の経過を見なければいけないと思いますけれども、いじめ問題について町民も社会も注視していかなければいけないと思います。更にですね2番目に体罰の問題でございますけれども、6日ですね、伊那市議会の一般質問で久保村教育長が教員時代に体罰による指導をしたことがあると明かしました。また松本市議会においても教育委員長、教育長2トップが「体罰経験あり」とこういうふうに発言しております。いずれも反省の言葉を述べていますけれども、戦後生まれ団塊の世代である私の経験でも、立たされたり、時にはゲンコツを貰ったり、悪いことをしたりした時はそれが当たり前のことだと思っておりました。折りしも県教育委員会が今年度に発生した体罰についてのアンケートのまとめを発表しましたけれども、高校を含めた670校を調査した結果、全体の6割にあたる417校で体罰があり2,801人が経験しているという驚愕すべき数字が出てきました。小中学校におきましては360数人の教師がやはり経験しているということでございます。これは今辰野町では非常に少ないということのを伺って安心もしているわけですがけれども、そもそもですね、学校教育法第11条では「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときには、児童・生徒に懲戒を加えることができるが、体罰を加えることはできない」と定められています。そうしますと体罰と懲戒には区別され得る境界というものが存

在しているはずだと思います。教育長ご自身の体験も含めてご説明いただきたいと思います。

#### ○教育長

今仰せのようにですね、学校教育法第11条にはですね、校長及び教員は懲戒を加えることができると。ただし、体罰はこれを加えることができないということは、国の法律として明記されているところでございます。それから更にですね学校教育法施行規則第26条というのがありますが、この26条にはですね「児童生徒の心身の発達に应ずる等、教育上必要な配慮をしなければならない」とこういうふうに書いてありますので、何でもかんでも懲戒を加えれば良いということではなくてですね、児童生徒の状況に応じて懲罰を排除しなさいとこういうことがあります。更にですね、それでも今おっしゃいますようにただ細かいところへいくとね、これが体罰なのか体罰でないのかということが非常に難しくなっております。でですね法務省の通達っていうのがありまして「児童懲戒権の限界について」という法務省通達があります。ここの通達を見ますとですね、細かいこといろいろ書いてありますけれども要するにね、肉体的に苦痛を与えることはいけないと、このように書いてあります。それからね、尋問をすることはよろしいと。それから当番活動をさせることはよろしいと、良いというふうに書かれています。ただしですね皆ただし書きが付いております、肉体的な苦痛っていうのはどのくらいのことを肉体的な苦痛なのかというようなことですね。したがって「正座をしてろ」と、こうに言って良いのかいけないのかということですが、これは肉体的苦痛でなければよろしいとこういうふうに言うておりますので、1時間も2時間も正座をさせるのは肉体的苦痛だと思いますけれど、まあ、5分や8分程度、子どもの状況にもよりますけれどもそのくらいで許されるものならば、それは体罰にはあたらないというふうなこともあります。ただしですね「ずっと座ってろ」ってトイレにも行かせないとかですね、飯も食わせないというようなこれは体罰に値するというようなこと。それから尋問をしても良いけれども、威力を用いてはいけないとか、自白を強要してはいけないとかいうようなことも書かれております。それから当番活動をさせることは良いけれどもこれにも限度があると。1年中トイレ掃除をしろというようなことは、それは過酷だろうとか、あるいは差別的な活動をさせるとか、児童酷使にあたるような活動をさせるとか、あるいは辱めを受けるような罰を与えると、そういうようなこ

とは体罰に値するだろうというようなことが書かれておりますので、厳密には非常にそこへ行って児童生徒の状況やその場の状況などを考え合わせながら、懲戒を与えなければいけないとこういうことになろうかと思っておりますので、厳密なところへいくと本当に裁判に持ち込まなければ分からなくなるような場面もあろうかと思っております。それから、もう1つですね対教師暴力があるような場合とかですね、物の破壊行動をしているような場合とかですね、他人に危害を与えているような行動がそこに、目の前にあるような場合はですね有形力の行使をしてもよろしいとこういうふうになっておりまして、これは懲戒としてやるのではなくて正当防衛とか正当行為とか、あるいは行為の阻止というようなことであるので、懲戒ではないので有形力を行使してもよろしいというふうになっております。ただし、これも当然過剰防衛にならないようにすることは、配慮しなければいけないということかと思っております。教育長自身の反省も含めてということでございますが、そこらこらで話題になっている教員と私も同じであります。以上です。

○議長

岩田議員、質問時間が後3分を切りました。質問、答弁とも簡潔にお願いします。

○岩田（2番）

なかなか、その体罰と境界のボーダーってというのは難しいなと今思いますけれども、私の意見はですねこういうことに縛られて教師の行動がですね、非常に萎縮して伸び伸びとした、いわゆる信州教育が行われなくなるということが、教育の質の低下じゃないかということだと思っております。時間がないので3番の就学援助と4番の教員不祥事のガイドラインにつきましては別の機会にするにしまして、最後に教育委員会を開かれたものにするための質問、提言をしたいと思っております。本来、教育委員会は公開が原則であるべきですが、2月23日付の『信濃毎日新聞』によれば県内77市町村の80%にあたる63市町村で年間を通じて傍聴者ゼロでした。古村教育長の任期中ここまで、辰野町教育委員会において傍聴者はどのくらいあったのか。あるいはですね、これからですね町民のための教育委員会にしていくためには、公開してゆく努力が必要だと思いますけれども、どういう方法があるのか、町の広報やホームページで積極的にPRしていくことが望ましいと思っておりますけれどもこのへんのお考えですね。夜間や休日を利用した開催も含めた点について伺いたいと思っております。

○教育長

この問題につきましてマスコミではかなりいろいろなことを今言われているところでありますが、町の教育委員会につきましては従来からあまり「いつやる」ということ発表しない、してはいませんでしたけれども、このところ発表した方が良いでしょうということになりまして、日時、場所を新聞等で発表をするようにしております。ただしですね、町の傍聴規定と教育委員会傍聴規定という規定が既にあるわけでありまして、この規定によりまして、プライバシーに関わる問題とかいうようなことについて、非公開にすることができるという条項もありますので、プライバシーに関わる問題等には非公開を宣言することも当然あるわけでありまして。最近のところでは、公開の時に一般市民が公開に来たことはありませんでしたが、マスコミ関係が来たことがございます。ただし、非公開の部分には出て行っていただいたとこういう状況であります。今後のことにつきましても更に広報をしたりですね、開催場所や開催時間を考えるとかですね、というようなことを更に進めていきたいというふうに思っておりますし、また教育委員会へ来ることが大変であるにしてもですね、町の学校を開かれた学校にしていつでもどこでも皆さん学校へおいでくださいよと。あるいはボランティアにおいでくださいよと。あるいは両小野で進めているようにコミュニティースクール化をしてですね住民の皆さんがですね学校運営に入っていくという組織も今作ろうとしているところでありまして、決して閉鎖された教育委員会を目指しているわけではないので、開かれた学校、開かれた教育委員会を目指していこうという考えはあるところでありまして。以上です。

○議 長

岩田議員、規定の質問時間を終了しております。質問を終了してください。

○岩田（2番）

はい。ともすれば教育委員会は上意下達の追認期間として今、非常に厳しい視線を浴びております。閉鎖的な運営の中でスムーズにやっていく手法は過去形になっている、との認識を持たなければならないと思います。ここでコペルニクス的な発想の転換が必要だと思えます。開かれた教育委員会の舵取りを要望しまして、質問を終わりたいと思えます。

○議 長

ただ今より昼食をとるため、暫時休憩といたします。なお、再開時間は1時40分

といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 47分

再開時間 13時 40分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位11番、議席11番、宮下敏夫議員。

**【質問順位11番、議席11番、宮下 敏夫 議員】**

○宮下（11番）

それでは、あらかじめ通告してあります、1つ、任期最終年度を迎えての予算と取り組みについて。2つ、国が求めている職員の退職手当及び給与の削減について。3、児童減少に伴う町内4小学校の今後の在り方についての3項目を質問項目に沿って質問していきます。まず初めに1つとして、任期最終年度を迎えての予算と取り組みについてであります。町長4期目、3年数箇月経っておりますがその事業として特に辰野病院移転新築開院、町内各学校の耐震補強強化、町内20箇所に近い介護予防施設の新設などこの期間に多くの事業をされてきました。町長が求めている将来像、将来ビジョンを見据えた7つの大綱の早期実現への取り組み、及び町長としてこの4期目の実績を町長自身がどのように感じているかお伺いします。

○町 長

それでは最後になると思いますが、一般質問、質問順位第11番の宮下敏夫議員の質問にお答えをしていきたいと思っております。おかげさまで4期が今のところ無事進んでいるところでございまして、その4期目以降の予算執行と実績に対する自己評価ということではありますが、なかなか自己評価っていうのはしにくいものでありまして、難しいところであります。ただまあ事実だけを申し上げていきたいと思っておりますが、4期目もマニフェストを大きく作らせていただきまして、住民の皆様との約束の下に今執行をさせていただいてるところであります。まずは、安心安全と大きな課題を挙げ、そしてまた各、今まで1期、2期、3期目やってまいりました辰野町。更に新しいものを含めて「育てる」という大きなキャッチフレーズの下に進ませていただいたわけでありまして。もちろんその中でも新しいものが育てる中で、発祥したのものもありますし、また継続して大きくしたのものもあるということでもあります。まずライフラインの充実を図るということ。これはまだまだ石綿管等もあつたり、またこの地震とかそういうのはまた最近訪れたものではございますけれども、

やはり耐震ということは前から叫ばれておりまして、PCタンクほかいろんな安全性ということを考えておりましたが、東日本大震災ということもありまして急遽、早く予定よりも早く取り組みましていただいておりますところでありまして、ライフラインそればかりでなくて水道、ガス、電話、電線、全てでありますけれどもそのへんを安全確認をしたり、住民の皆さんが少しでも困らないような方向を考えていく。ただ雷に対しましてはどうしても、一時的な停電はあるのは免れない。町としてもどうしようもないところだということで、局所降雨とともにそういった落雷があることに対しましてはちょっと手を打てない状態、どう考えたら良いのか。「避雷針付けろ」というようなこと言ってみたんですが、避雷針付ければ余計そこへ集中してまた次から来ると、そういうこともありまして手が打てない状態ではありますが、今後の課題であります。また少子高齢化が進んでおります。そんな中で、少子化に対しましては子育て支援という形の中でセンターも作り、またソフト面ハード面しっかりと充実させて育ててまいりました。また、高齢者に対しましては福祉面が更に充実になりまして、また受け入れ施設も民間にも受け入れてもらうような政策とともに、町の方も充実させていただいているとこんなところであります。昨日来、出ております、道路問題、これも具体的に着手しておかげさまで徳本の20年の悲願だったSカーブの直線化、このことも開通式も4期目の最初に迎えさせていただいたところでございます。また小野の雨沢の入り口の所、小野に入る入り口の所でありましてけれども、あそこはどうしても狭くあまり周囲に建物なかったのが目立たなかったんですが、その拡大、拡幅させていただきました。等々、また平出交差点を中心に下町の歩道造り等々、やはり何もしていない期間もあるように見えるんですが用地買収等県にお願いしたり、町でやったりとそういう期間もありますし、住民との話し合いもありますので、しかし着工してみればやはり1、2年の積み重ねの中でいよいよこの日を見るのかなというようなこともたくさんあるかと思えます。また病院につきましてはいろいろと問題点もあったわけですが、問題と言いますか論議点があったところでありますが、皆様方のご協力を得まして見事新築移転、同時に耐震化ができたところでございます。また医師確保等も大変難しい折ではありますが、今年1人、昨年1人、少し増やすこともでき、看護師に対しましては今年の4月ぐらいは少しいつもより余分に迎えることができるかな、とこんなことであります。ただ医師に関しましては今後も更に続けていかなきゃならない

確保でありまして、増える増えるでなくて減ったり増えたりだということだけは住民の皆さんに認識していただいて、グラフに書くと右上がりが増えてくとかこういう方法を取ってきている今日この頃でございます。先生とて人間でございますので、やはりいろんな事情あって出て来ないとも限りません。努力を更に、まだ残期もありますので、していきたいと思っております。また保健福祉に対しましても充実したことは皆さん方も顕著にお分かりのことと思います。同時に耐震化も計り、そして世代間交流と同時に介護予防ということも進めてまいりました。更にはまた学校、今議員も言っていただきましたけれども耐震化というところでまず、弱者、子どもということていくと弱者であります。また教育の現場で先に崩れてはいけませんし、福祉現場で崩れてもいけない。そんなようなことやってるうちに公共施設では役場が一番後になったと、こんなことで今年もこれは要するに調査に入りたいとこんなふうにしてるところであります。その他、挙げますとこれは切りがないわけでありましてけれども、ご覧のとおりであります、自分ではマニフェストどおり公約どおり順調に進ませていただいているなあと、こんなふうには現在も考えております。以上です。

○宮下（11番）

ただ今の町長から4期目の事業についてお話がありましたが、特にこの辰野病院の新築開院は町長就任以来、建設用地の選定または国の医療施策も度重なる改定に引き回され、入札延期など苦難を得ての開院であり、開院まで漕ぎ着けた思いは強いものと思われまふ。改めてこの病院の開院できたまでのこの苦勞について町長どのような、今思っているかちょっと簡単にお願ひします。

○町 長

ごまかす時は長く話せば良いかと思うんですけど、簡単にいくとどうも言いにくくてごまかせないところがあるわけでございますけれども、病院につきましてはまず、私の自分の信条といたしましてはどうあれ、上伊那っていうのは非常に細長い所ですから、どこへ行くにしても時間もかかる。しかし、辰野はおかげさまで岡谷諏訪、あるいは塩尻、松本との連携も上伊那のほかにもできる所である。同時にそれとて地元の病院よりは時間がかかる。同時に人命を扱う所であります。同時に国の方がドンドンと医療改悪がドンドン進んで来ている状態であり、非常に病院としてもやり切れない。この7年ぐらいの間に日本の病院、診療所は400近くもう潰れ

ております。そういう中で先生方にも頑張ってください、住民の皆さんの暖かい支援をいただき、病院のスタッフが頑張る中でこれはどうしても作っていききたいという悲願に燃えてきたわけでありまして。これを起点として更にまた健康長寿の辰野町が日本の中心から発信できればとこういうふうに願っておりますし、また1病院で完結型ということは今の医師不足、看護師不足の中では不可能であります。日本中どこでも不可能です、大都会以外は。そういう中でやっぱり連携をしてきて、やってきて良かった。同時に国のある官僚は、力のある官僚は特に厚生労働、財務省、あたりは地方の病院を減らそうとしてました。政治家がそれに乗っちゃったというようなこともありまして、大変苦労したところでもありますけれども、それもただいたずらにやるわけで、あるいは地方を敵にしているわけじゃなくて医療費が37兆円を超すようになってきたので財源的にこれ下げなきゃならん。いろいろあの手この手やったけれどもだめでした。じゃあ、病院を減らしてそうすれば住民はかからんだろうととんでもないことを考えた結果がそうになってきたわけでありまして、それにもめげず、打ち勝って来られたなというふうにも思い、自分では感慨無量の感があるところでもあります。しかし造るだけでなくこれを生かしてやっていくことに、更にまた今度運営の難しさも出て来ております。こういう中で今までの住民一体となって、この悲願に燃えて来たこの思いをずっと継続して立派な病院として、同時に上伊那の先ほどこちょっと言いかけましたけれども、地域医療再生計画の連携を立てにし、そして協力し合って盛り上げていくことがとても大事であるところなふうにも思います。官僚の皆さん方の考えどおり病院を造るには一銭も補助がなくなってしまった。しかし地域連携をすることによって6億円が入って来たという。これも大きかったかなと。なくてもやるつもりでした。入った分だけはとてもありがたいことだったと、こんなふうに現在は考えております。1にも2にも病院をやるのはお医者さん方でありまして。医師がまず、いないとだめでありまして。これからも先生方に今のいる先生方にも頑張ってください、そして高度、それから先進医療を導入して機械も相当良いものまで入れてるつもりでございますので、どうか頑張ってください。同時に両小野国保病院も診療所化したわけでありまして、4月から無床化いたしますが、あそこも大事に守っていくこと。一旦止めたらもう二度と再開は不可能であります。国の方向がそうになっております。止めなんで歯を食いしばって、若干の赤字があっても塩尻辰野で持って、そして日の目が見れまた2人、

3人の医師が確保できればまた病床もそのまま生かすことも夢でない、こんな方向で進めてるところであります。大勢の皆さんにその件はお世話になりましたこと心から感謝申し上げて病院に対する、現在の考えと、あるいは感想とさせていただきます。

○宮下（11番）

今、病院に対する思いを述べていただきました。次に25年度の予算についてお伺いします。平成25年度予算は、特に人口増対策としてソフト・ハード両面の基盤整備及び防災対策としての防災無線のデジタル化の継続事業、町有施設の老朽化した改修、耐震工事などの安心安全なまちづくりに重点を置いた予算編成と思われま。これが町民の要望に応えた予算編成であるかお伺いする予定でしたけれども、昨日の同僚議員からの町民の要望に対する町の考え、土木工事、あるいは公共工事に対する考えを質問され、回答をいただきましたものでこの部分は省きたいと思いません。それで国は公共施設耐震化を進めているわけですが、昨日の質問の中でもありました、25年度予算には役場庁舎の耐震化は基本設計のみであって庁舎の耐震工事実施は26年度以降となっておりますけれども、東北の震災を教訓として災害時の早期情報伝達の拠点である庁舎の耐震化は急がなければならないと思います。国は公共工事の拡大を進めております。町長なかなか今までも補正予算を取ってくるのがなかなか得意でしたので、この25年度も補正予算で有利な資金調達があれば最優先でこの耐震化を進めていただきたいわけですが、町長その点、どうですか。

○町 長

次の質問でございますが、いつ来るか分からない東海、東南海、南海地震、あるいは富士山の噴火ですか。小規模だろうとも言われたり来ないわけではないって言われておりますが「じゃああんな富士山は絶対ならんよ何億年だ」と、冗談じゃない300年前に爆発しているわけですから来ないとも限らない。もう地球が動いているわけでありまして、また日本は4つのプレートがひしめき合っつてぶつかっている所でありまして、いつ起こっても不思議ではないわけでありまして、早く耐震化というものは仕上げなきゃいけないと。こんなふうに思います。ただ、防災の拠点になりますものは消防署の2階に作ってありまして、消防署も全部は耐震じゃありませんけれどもそこだけは耐震化にしてありますので、本部はそちらへ設置いたしますから、常の災害でも。そこは大丈夫で発信はきちっとできております。ただ日

ごろの仕事、あるいはまた住民の皆さんも大勢おいでになる所でもありますから、早く耐震化できればと思います。公共事業って言いましてもなかなか役場に対しましては、なかなか補助金のない、病院、今の病院と同じような感じではありますがご指摘でありますので、何かこう耐震というようなのに引っ掛けたり、飯島町は消防で引っ掛けて、ですから飯島町の役場へ入っていくと直ぐに右側にポンプか何か飾って置いてあるというような、そんなようなことで防災を入れて役場もちょっとってこんなようなことになりますけど、辰野の場合は規模でそんなわけにいきませんが、何とか良い方法があれば考えてみたいと思いますし、まだまだ基金は5,000万円ちょっと、あるいは少し超えたぐらいかぐらいでとても耐震化をさせるだけのお金はないわけですけれども、いろいろ考えながら、あるいはまた起債か何か有利なものを借りたりするようなものも、有利っていうのは返す時にお金をくれるっていうやつですね。何割くれるか8割くれるか100%。一番凄いののは100%くれる所があります。何のことはない借りても返す時にそのお金くれるっていうんですから100%バックアップっていうやつです。100%じゃなくても80%とか60%とかありますのでそのへんをまた話をしてみたい、そんなことを検討してみたいとこんなふうに思います。

○宮下（11番）

庁舎の耐震化も少し遅れるようですが、今、前にも私が質問しましたけれども、庁舎内で保存している町の重要データのバックアップ体制はどうされているか、万全であるかその点についてお聞きします。

○町長

現在稼働しているコンピューターに対するソフトは主に大きな大事な所は全部情報センター、郡の方、郡の伊那へ入っております。そちらの方のデータは1日毎ファイルされて、これはっきり私も知らないんです。どこだっていうこと言わない方が良いでしょう。ある遠隔の所へ必ず運んでいってるようであります。要するに一緒に災害を受けない所。ま日本中全部受けたらこれはどうしようもないんですけども、しかも安全な所ということでもあります。右へならえで辰野町に取っておくそういったファイル関係も同じように遠隔の方へ全部隔離して、持ち運んで格納しておるのが現状であります。詳しくは課長の方からお答えを申し上げます。

○まちづくり政策課長

今、町長答弁したとおりでございますけれども、広域連合の関係の情報につきましてはですね遠隔地の方へですね月に1回ずつですね搬送してですね保管をしている状況です。町の重要データにつきましてはホームページも含めましてやはり遠隔地のデータセンターの中にですね随時保管をしております。以上です。

○宮下（11番）

東北の震災の教訓としてそうした資料がなくて行政業務が遅れたという例がありますので、ぜひその点はしっかりとしていただきたいと思います。次に25年度予算の重点目標の中に人口増対策としての結婚支援事業が挙がっておりますけれども、その事業についてお尋ねします。長野県は25年度独身男女の結婚支援事業を計画され、サポーターの認定及び研修会を企画し各地社会福祉協議会、市町村の結婚支援窓口と連携し、相乗効果を高めたいとしております。辰野町の人口も年々減少する中、少ない現役世代が大勢の高齢化世代を支える人口構造は強まり、地域の担い手も減り、集落の維持さえ困難になると懸念されております。私は過去2回、庁舎内に結婚支援窓口設置を提案してきました。ここでタイミング良く県も結婚支援事業に本腰をいれて取り組みを始めました。町も25年度予算に重点施策の人口増対策として結婚支援事業が予算化されました。お尋ねします。結婚支援事業の具体策をお伺いします。

○町長

これも人口増の一環でありますし、今までもやってなかったわけではありませんけれども更に強力にしていくということでありまして、昔は結局、誰ともなしに、ある一面良い意味のおせっかいということで、正式なお仲人でなくて、仲介をする福の神があちらこちらにいて「娘さんどうだい」「息子さんどうだい」こんなこともあって見合いということも結構ありましたし、しましたけれども今ほとんどそういったことがなくなってきちゃいまして、これがまた人は人、自分は自分というふうなことの始まりか、あるいは見合いさせられてやるのが嫌なのか最近の若い人たちの我がままなのかよく分かりません。しかしいずれにしましても行政は行政で情報を提供する。できればいろんな企画。去年もやったところであります。イルミネーションの冬のホテルの始まる前、雨でしたけれどもそこで大勢の対談が男女ともにありまして、そして結構そこでカップルと言いますか、付き合いカップルがで

きたというようなことも聞いておまして、そういったこともやらんよりやった方がずっと良いわけでありますので、仕組んでいきたいとこんなふうに思っております。そのために窓口を保健福祉課に置きまして常勤の臨時職員、これ臨時って申しますのは、給料が安いばっかとかそういうことでなくて、いろんな結婚だとかそういったことに対する世話役に適った人。あるいは経験豊かな人。精通している人。アイデアの多く出せる人。こんなようなことの方をお願いしていきたいとこんなふうに思います。なおまた、ほたるまちづくり、ほたるの町、今度1丁目の方にできてまいりますけれども、世代間交流センター等ができればそこへ移すということも今現に合わせて考えながらそんなことをスタートします。課長の方から詳しくお話申し上げます。

#### ○保健福祉課長

私の方からは実際にどんな内容をやるかということではいろいろ検討をしております。そんな中でいくつか挙げてみましたので、ちょっと発表させていただきたいと重みます。まず結婚支援の町の窓口となって、成人の独身者に対して結婚相談及び地域や職域を越えた出会いの場の提供などの縁結びを支援すると。次に、町内町外で活動する結婚支援団体との連絡調整。先ほどの県の関係もありますので、そのへんも含めた中での話でございます。それから社会福祉協議会で実施している婚活のイベントの共催、及びその後のサポートについてもやったらどうかなというふうに考えております。社協でやってる婚活イベント、ほかの他の市町村をいろいろやってるわけですがけれども非常に辰野の婚活イベント、非常に何て言うんですか評判も良いと言うか、かなりほかの所も参考になるようなイベントというふうに現在なってきました。それから、高年齢層の方の結婚支援、それから再婚等の支援、などもやれたら良いかなというふうに思います。それからやはり他地区で先進的に活動をしている所がありますので、そうしたものの活動の研究をしたりして町の事業に反映をさせていきたいというような、ちょっと最初の望みというか希望がちょっと高いわけですがけれどもぜひそれに向かって進めていくということで現在考えております。

#### ○宮下（11番）

ぜひ、支援窓口を充実させていただいて、今社協で民生委員をお願いしている結婚相談窓口、あるいはJAとの窓口等もありますのでそういうものとの連携を密に

してこれが盛行になるような、せっかく設置しても具体的な成果が上がらないということのないようにしていただきたいと思います。

次に継続事業への取り組みと、それから町長ここで任期今年度、任期が満了になるわけですけれども続投への考えをお尋ねします。町長の大きな目標としていた辰野病院の新築開院は達成され、健全運営に向けスタートしたばかりであります。25年度予算執行、及び継続事業として国道153号線羽北地区道路整備が開始され、これから沿線の改良及び主要道路整備、また辰野駅前整備事業も新たな形で出発しました。荒神山都市公園開発事業、庁舎耐震化など大型事業の取り組みは町長任期内には達成不可能であります。そこで続投についてお尋ねします。町民から「5期への続投は長すぎる」との声もあります。また「町長が目標としてた辰野病院もできあがった」という声もあります。一方「国、県に対する大きな人脈を持っており、続投してこのいくつかの継続事業を成し遂げるべき」との声もあります。町長はこうした町民の声をどう受け止めているか。続投はあるのか決断する時期と考えますが、町長の考えをお伺いします。

○町長

言われる意味はよく分かりますが、今現状は全くそのことは意識をいたしておりません。任期、来るまで精一杯、まだまだ落とすこともいっぱいあるでしょうし、また精一杯やっていかなきゃいけない。またこれからの大型事業も早く諸につけるような段階に漕ぎ着けなきゃいけない。そんなことでありますので、任期、任期まで一所懸命やるのが精一杯で、続投だとか辞めちゃうとか何とかってことは今現在考えてないというふうな言い方をここではさせていただきたいと、こんなふうに思っております。しかしこれは際限ないことでして、大型事業ドンドンと誰が出てもこれから100年、まあそれは極端ですがこれから20年30年経ったってドンドン次から次へ出て来るんじゃないかと私思います。ただ、先ほど議員が言っていたような具体的な問題と、しかしここに押し掛かってきた地方の拭い払っていかなきゃならない問題、交付税の削減の問題、国に対する。同時にまた道州制、強制合併になりますので、詳しくは申し上げませんが、それに対する回避もちろん頑張っただけじゃありませんし、町としてですね誰でも頑張っただけじゃありませんし。また道路、人口問題、これも早く手を打っていかなきゃならない、こんな状況下にありますので、それも含めて任期一杯は頑張っていきたいとこういうことで

あります。

○宮下（11番）

ぜひ、もう1年は切っておりますので早い時期に決断をされることを願います。この3月末で経験豊かなベテラン課長職4名が一斉に定年退職されるわけですが、行政の一時の停滞は許されません。町長の強力な指導力を発揮され、的確な決断とスピーディーな実行が求められております。全精力を注ぎ取り組んでいただきたい。厳しい時こそ行政の役割は重要であります。首長は任期の長い短いではなく、いかに町の将来像、将来展望の達成のための戦略と強い情熱を持っているかであります。再度、町長の早期の決断を期待しこの質問は終わります。

2つ目として、今、国会が求めている職員の退職手当及び給与の削減についてあります。今、テレビ、新聞報道で国が求めている国家公務員に準じて地方公務員の退職手当の減額要請に対し各地方自治体は、財政を優先し年度内退職金引き下げ。また駆け込み防止で年度内の減額を断念して来年度への先送り。また駆け込み退職など難しい判断に迫られております。お尋ねします。町としては退職手当引き下げについてどのような対応を取るのかお伺いします。

○町 長

これは報道などでも特に県職であります、日本全国の義務教育の先生方が本当に3月に入って卒業式を前に辞めてしまいかいような問題が起こってきました。単面的にどちらかを攻めるということでもないだろうと本当は思います。国が下げたから今まで1回も下げたことなく急に下げて、市町村なんかとつくに前に県だつて下げて、県はちょっと始まったばかりですがちょっと下げて。下げたどころじゃなくてももっと人員まで減らしてやってるんです。で、国が下げたからって大威張りになって市町村、県も同じように下げなさいってということなんですが、しかもこのいつからという時期も望ましい時期だなんて言って3月の中旬とかですね、とんでもないことを考えておまして、やはりどういう狙いか知りませんが、やはり国民が見えない所で机上の空論でやってる皆さん方のご都合じゃないかな、とこんなふうに見受けるところであります。町村の職員に対します退手組合とか言いますが、退職手当。市では独自でやってますが町村は県の方へ、県のって言いますが長野県の中のこういう退職手当市町村組合っていうものがありますから、そちらの方でやるわけですが、長野県の市町村総合事務組合に、市でも入っている所もありますけど

も加入して共同所有をしているところであります。県がこの3月中、長野県は3月中でなくて4月に入ってきりのいいところから、一気になくて少し激減緩和を図るために2、3年かかってというようなこと出しておりますので、きっとそのように準じていくんじゃないかなとこんなふうに思いますが、担当してます課長の方からこのことは詳しくお話を申し上げたいと思います。

○総務課長

辰野町も先ほど町長申されましたように、その事務組合に共同処理を委託をしているわけでありまして、そのわけですね職員退職手当条例というものがございまして、それに基づきまして支給をされているわけでありまして、そのわけですね2月7日の議会におきまして、国家公務員の退職手当の額の引き下げが行われたことに伴って条例改正が行われました。平成25年の4月1日を施行日としまして激減緩和のための3年間かけて段階的に引き下げを行うことが議決されました。それに辰野町も従うわけでございます。現在のわけですね、この調整率が、内容でございますけれども100分の104というものがございまして、それがですね3年間で100分の87というところまで引き下げられるものでございまして、この率でいきますとこういうことになるわけですが、概ねどのぐらいの額になるかというシミュレーションでございますけれども、現行例えはですね、定年の月給をですね38万4,400円と仮定をいたしますと、これが60歳で定年した場合にですね1年目につきましてはマイナス5.3%ほどで131万4,648円という数字が出てまいります。2年目はその倍くらいになりまして、3年目からですね退職される皆さんにつきましては15.15%という率になりますが372万4,836円という額が減額になるという、そういうことで決定をされておりますので、この流れに沿ってまいることになります。以上でございます。

○宮下（11番）

退職手当については組合があってその中でやってるということですが、次にもう1つ同じ内容で町の職員の給与についても、国は地方公務員の給与を7月から国家公務員7.8%減並みに引き下げるよう給与削減を求めております。私の調査では辰野町職員の給与は上伊那町村の中でも低いランクにあり、減額は非常に厳しいと判断しますが、町の対応をお聞きします。

○町 長

先ほどから申しておりますけれども、行革という言葉が国が作って、地方にやりなさいと命令が出ております。こんなのもう25年も前から出ているんです。それで段々段々本格的になって、本当に行革、行革で私の代になってからもその前からもすごい行革をしてきているのは皆さん方ご存知のとおりであります。言っときながら何もしなんだのが国家公務員と国会であります。ここへ来て大慌てで少しは始まるだろうと思います。何かこう中央集権、何かこの国家公務員になると非常にえらくなつたようなつもりで殿様か代官になつたようなつもりでいるんでしょうかね、ああいう人たちは。ただ何のことはない、ただ上級職の試験を受かっただけのことですよ。1回受かってしまうとあとサボっててもずーっといっちゃうんですね。あれおかしいですね。途中でもう、テストでもしたら、警察官と同じように上に上がっていくには途中で試験か何かやった方が良くないでしょうかね。まあそんなこと言って冗談言いながら、国家公務員と話をしながら予算を取ってくるんですけれども。やっぱり言いたいこといっぱい言った方が良いです。しかもあまり怒りながら真剣な顔していくとだめです。ニコニコ笑いながら言やいいんです。「そうですかね」ったら「そうですよ」と。「ついちゃお金ないんで予算ください」とかですね、そういうふうなことの方が良いんだらうと思いますが、ぜひマネする人はマネしていただきたいと思います。それで、ラスパイレス指数がありまして今議員のご指摘のとおりであります。辰野は低く抑えているって言うんですか、行革をまともにやり過ぎちゃったということ。やり過ぎたって言い方もないですが、まともにやってる方でありまして。国の基準の方もラスパイレスが国が今度下がったことによってやってみますと100を超えている所はっていうようなことも若干あるようですので、辰野の場合はそんなに、そんなにって言いますか下げる方向じゃないんだらうと、こんなふうに思われます。もう既に下げてある。自分たちで自主的に下げてある。こういうことであります。課長の方から詳しくお答えいたします。

○総務課長

国の方からですね、総務大臣の要請でもって国7.8%の削減をしたので地方自治体でもですねこの25年度、実施されたい旨の要請が来ております。時期としましてはですね7月前に施行の希望を言われているところがございますが、町長今申されましたように国のですねラスパイレス去年はですね、辰野町は91.9です。今年がで

すね国の措置前のラスパイレス指数は92.2となります。この指数はですね県下77市町村の下から10番目ということで、これは胸を張って言えるのか言えないのかそのへんは定かではありませんが。そして国の措置後で試算をしますと99.8となります。このラスパイレス指数というのはですね一般行政職の地方公務員と国家公務員とのですね給与水準の比較をして国を100とした場合のものでございます。これを実施するにはですね、相当組合の方もですね抵抗があるものと思います。毎年、理事者交渉ももってはいるわけではありますけれども、毎年、行革の名を借りた中でですね、職員の削減をし、ラスパイレスのですね見直しも毎年話題にはのっているところですけども抑えてきたという経過があります。国がですね1年間7.8%削減することについてですね交付税を下げるとかいう中で来るわけですけども、辰野町は何十年となくその10%以上のですね減額をずっと維持をしてきている。それを1年国が実施するからということでそれを押し付けられてもたまらないというのがですね、職員労働組合の考え方でもあるかと思しますので、これについてはですね6月の議会もございまして国の動き、これは近隣市町村のですね動き等の中で判断をしていく課題になろうかと思えます。以上でございます。

○宮下(11番)

辰野町の職員は今まで賃金を抑えられて頑張ってきたということで、できれば100までいかないという数字ですので、そのまま引き下げをしないように努めていただければと思います。そうすることによってまだ、6月ということでは25年度の予算には影響は全くないということで良いですか。

○町長

議員のおっしゃるとおり、ラスパイレスが国の基準に合わせてみましても、今は91、それが92になり、国の方に合わせてみても99.8ですからいってませんので、予算には反映してないという、皆さんに今日、今回提案したものには反映してありません。なおですね、じゃあ例えば100になった場合に国と国家公務員と地方公務員の給料同じでいくかっていうとそうじゃないですよこれ。ラスパイレスでそういうことが100になったということで、地方では、ちょっと誰かはっきり分かったら言ってもらいたいんですけども5、6段階の給与表を使ってますし、国の方は7、8段階を使ってますからある、そうですね、国の官僚の課長と1回飲んだことがあります。個人的にですよ。飲んだことがあって「町村長は可愛そうだ」ってま

ず言うんですよね。「何でだ」って言ったら「我々より忙しくて、我々より給料安い」って向こうで言っていましたよ。こっちはいくらもらっているか知らないもんでね。そうすると「待てよ、それは我々が安いのは良いんだろうけども、この人42、43でそんなに取ってるの」ということになってくるんですね。ですから全然これもまた別の評価がありますので、これにごまかされないようにしっかり見抜いて、国の給料表と市町村の給料表分かる人があったらちょっと教えてください。何段階で。

○総務課長

ちょっと今手元にですね、給料表ないものですからどのくらいの金額という比較がちょっとできないわけですが、10表まであるところを6級で止めてるところで上り勾配がですね町村はですね年齢、歳を経験を積んでもですね上がっていかないという、そういうふうにご理解をいただきたいと思います。それから予算の関係でありますけれども、退職手当組合についてはですね負担金という形で納めている関係で退職金がここで減ってはきますけれども直ぐにですね、じゃ予算に反映できるかということになりますと、そういうものでなくてですね総合事務組合の方の負担金率がですね、給付額が下がって、率の見直しがまいりますとですね今の17%程度今負担金で収めているわけですが、それが減額になってくるだろう、そういうことをございます。給料の減額につきましてはですね、昨年と同率でもって計算をさせていただきますので、減額にはなっていないということでご了承をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○宮下（11番）

それではちょっと時間もありませんので、次に移りたいと思います。3つ目として児童減少に伴う町内4小学校の今後の在り方についてであります。辰野町内5小学校のうち両小野小学校は、小中一貫校として特徴を生かしスタートしましたが4小学校においても年々減少し続ける学童確保問題は、クラスの編成など喫緊の課題であります。近年の児童数の変動推移は、平成20年1,274名から24年1,171名と5年間で100名の減少となっております。保育園児の動向を見ましても同様の数値であり、今後5年先、10年先を見越した対策を早急に立てることが求められております。その先端として昨年末、川島小学校が児童確保に向け地域一体となって立ち上がり学校存続を目指し、町は町全域から入学可能な特例校に指定し、児童確保への

活動を展開されてきましたことには、評価するところであります。質問します。川島小学校特例校指定による効果、それによる25年度入学希望者数、学年別児童数、今後の年度別入学児童の推移についてお聞きします。

○教育長

お尋ねの件でございます。川島小学校の特例校指定をいたしました。その効果ということが今質問されたわけではありますが、先にですね25年度の入学希望者の数であります。特例校に指定したことによって1名、入学希望者がございました。少人数の学習を望むという子どもであります。人数は1名しか増えません。今のところ1名しか増えてませんけれども、効果という点で言うとですね私は今の川島小学校にいる子どもたちや先生たちが非常に頑張ったっていうふうに思っています。特に6年生の頑張りはものすごかったなあというふうに思ってます。オペレッタフェスティバルやどろんこ劇団の人形劇とかですね、そのほかの動きを見てみましても自分たちの学校に大きな希望と誇りを持ってきたんではないかということを感じておりまして、子どもたちは非常に少人数の中でありながら個々をしっかりと確立してきたかなとこんなふうに感じています。それからですね学年別の児童数であります。今1名来た子どもも加えますと来年度25年度の数は6年生が11人。5年生が3人。4年生が3人。3年生が4人。2年生が3人。1年生が1人。合計25名となる予定でございます。それから更にですね、今後の年度別の入学児童数の推移ということでございますが現在誕生している子どもたちまでの数字を申し上げますと、26年度の入学生は2人。27年度の入学生は同じく2人。その次が3人。その次が1人。その次が1人。それから現在0歳の子どもたちはまだこれから先、多少産まれるかもしれませんが、現在のところの数字だと3人という数字になっております。

○宮下（11番）

ただ今、数字を説明してもらいましたがけれども、今、既に児童を持っている、川島にある家族から「川島地区から児童が学校に上がるようになれば転出したい」という声があります。その実態を把握しているかどうか。時間がありませんので、この内容については保育園へ、中央保育園への通園に孫を送迎している祖父母は「小学校入学時は西小に転出したい」と親子から言われている。「二重生活になるが仕方ない」との声も聞かれています。一方「川島地区に住みながら西小へ通学させたい」との意見もあります。未就学児童保護者の意見集約も行い、これは在校生でな

くて未就学の子どもを持つ親も含めて理解してもらうことが大切かと思います。私は川島小学校で学びたい児童は例え1人になっても学校は存続させながら、西小へ通学したい児童を認めることが、川島地区で親子3代が暮らせ、核家族化にならずに、また地域からの転出防止ができ、地域の長い歴史文化も守れ、活性化に繋がると考えます。町の考えをお聞きします。

○議長

宮下議員、質問時間1分を切りましたので、まとめてください。

○宮下（11番）

はい。それではこういう気持ちでいる住民もいるということ、また何かの参考にしていただきたいと思えます。それと将来とかほかの学校でもクラス編成が2年生になって1クラスもうなくなりほしくないとか、そういう町内の4小学校でも心配されてる学校もありますので、各小学校において学校の在り方検討委員会等も設置して町全体でこういうことに取り組んでいくことも必要かと思えます。また、この児童の確保については川島では地区が一所懸命やっておりますけれども、これは行政が主導であるのか地区が主導であるのか、ここらへんもまたはっきりしなければならぬと思えます。飯田とか、それから伊那等においてはその地区が一所懸命やっておりますので、地区からそういう声を挙げなければ取り上げられないのか。そういうこともこれから5年先を見据えた場合に大きな問題になると思えますので、そこらへんもまた、教育委員会の方で検討していただければ、ありがたいと思えます。以上で私の質問は終わります。

○議長

以上で一般質問は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでございました。

## 9. 散会の時期

3月11日 午後 14時31分 散会